

応用倫理—理論と実践の架橋—

Vol. 2
2009 年 11 月

北海道大学大学院文学研究科
応用倫理研究教育センター

目 次

応用倫理学では何が「応用」されているのか？

ルース・チャドウィック（カーディフ大学）

訳：村松正隆（北海道大学） 2

環境価値の二極化とブライアン・ノートンの環境プラグマティズム

寺本 剛（中央大学）13

マイケル・ウォルツァーの正戦論における道徳性について

濱井潤也（広島大学）24

書評：関根透『医療倫理の系譜——患者を思いやる先人の知恵』

学・術・道一体医療への日本医療倫理思想の歩み

尾崎恭一（埼玉学園大学）38

シンポジウム記録 ドメスティック・バイオレンスのメカニズム

近藤恵子・小島妙子・小西聖子・蔵田伸雄41

応用倫理学では何が「応用」されているのか?

ルース・チャドウィック（カーディフ大学）

訳：村松正隆（北海道大学）

要 約

「応用倫理学」という言葉の「応用（された）(applied)」という語を見ると、何か応用されているものがあると考えたくなる。だが、倫理学理論の応用に依拠する応用倫理学、というモデルは、多くの批判をひき起こしてきた。そうした批判には、倫理的専門知識 (ethical expertise) という概念を巡る諸問題も含まれている。また、例えば文脈主義や個別主義に基づくアプローチ (particularist approach)、あるいは倫理的「道具（‘tools’）」の発展といった応用倫理学の他のモデルがそうした批判を免れられるのかについても、問いが生じてきている。応用倫理学の主要な課題の一つは、ある状況の倫理的諸側面の同定にある、と論じられてきた。しかし、ある問題に「枠組みが与えられた」としても、重要なのは、枠組みだけでなくそれが取りこぼしてしまったかもしれないものにも敏感であることだ。これを現実のものとするには、様々な学問間の協力が望ましい。

キーワード：応用倫理学、理論的ならびに反理論的倫理的専門知識、学際融合

現在応用倫理学として知られるものが一つの研究領域として姿を現わすのは、20世紀の最後の四半世紀、哲学は実践的問題に有益な形で应用することはできない、という見解が——少なくとも英米圏の哲学者の間では——通常だった時代の後になってのことである。20世紀の最初の半世紀、倫理学は、情緒的で非認知的な性格のものとして遠ざけられるか、道徳的議論のさらなる明晰化に貢献すべく、メタ倫理学ないし倫理的言語の分析に専心していた。応用倫理学の重要性は、まずは医療現場の最前線で姿を現わした。すなわち、人権に対する責任の増大と技術上の発展のために、困難だが解決すべき倫理的諸問題が生じたのだ。例えば、腎臓透析器のような希少な医療資源の分配、人工心臓の使用、あるいは臓器移植に関する法令に関わる問題である。例えば医療ケアの専門家がどこまで延命措置を行うべきかという問題は、生や死の定義それ自身と共に、生命倫理学と呼ばれる新しい領域で広く議論されるようになった。この生命倫理学は、医学と生命科学の進歩によって生じる倫理的・法的・社会的ならびに哲学的な諸課題の研究として定義された¹。

もっとも、この現象を「再転回 (return)」ではなく応用倫理学への「転回 (turn)」として記述すべきかは、はっきりしていない。応用倫理学は比較的最近発展したように見えるかもしれないが、本物の哲学は常に応用されてきた。プラトンの時代から、哲学者たちはこの現実世界での生にお

1 こうした生命倫理学の誕生について、邦語文献としては、香川知晶氏による次の2冊が参考になる。『生命倫理の成立 人体実験・臓器移植・治療停止』（勁草書房、2000年）、『命は誰のものか』（ディスカヴァー・ポピー、2009年）。

ける諸問題に関心を抱いてきた。例えばプラトンの『国家』は、もともと正義の本性についての著作だが、人はいかに生きるべきかについての不可避の問いを論じている。デイヴィッド・アームストロングは、「ヒポクラテスに遡る歴史を^{考え出す}（強調は引用者による）ことでこそ、生命倫理学はその普遍的で永遠的な真理を明かしうる」（Armstrong, 2006）と語っている。もっとも私が思うに、こうした主張は二つの異なった事柄を一つにしている。ある種の問題の変わらなさというものは確かにあるが、問題へのアプローチも変わらない、というわけではない。アプローチは、時代だけでなく場所が違う場合にも変わりうる。そしてそれは驚くべきことでも嘆くべきことでもない。

応用倫理学の射程（The Scope of Applied Ethics）

当然ながら、応用倫理学は生命倫理学に限定されない。実際、1970年代中頃から何度か繰り返された議論の中で、応用倫理学は死刑問題や経済発展、言論の自由、人権、ポルノグラフィ、貧困、社会的差別、そして戦争といった、生命倫理学以外の多様な課題を議論するようになった。国家的な集団の利益だけではなく様々な生物種の利益までも含む、個人（個体）あるいは集団間で利益の衝突が生じるなら、どんな場面でも応用倫理的な諸課題が生じる。こうした次第で環境倫理学は、核兵器ならびに抑止戦略の応用倫理的分析と並んで、科学と技術に特に関わる諸領域に重点を置き、産業発展と環境汚染に対する道徳的観点からの制限について考察する学問として、重要性を増すことになった。農業倫理、コンピューター倫理、そしてメディア倫理なども、同様の事例として挙げられるかもしれない。食糧倫理学は肥満や個々人の食生活、食糧生産と遺伝子組み換えに関心を抱き、研究領域を拡げている（そのため、新しい領域と問題を開拓しつつも、農業倫理および環境倫理学とも領域が重なっている）。コンピューターならびに情報科学技術にかかわる倫理は、答えられるべき新たな倫理的問題があるのか、それともただ以前からの問いが姿を変えて現われているにすぎないのか、という問いをひき起こした。ウェブサイトのような新しい実体の創造は、ソーシャル・ネットワーク・サイトのような人間の相互交流の新たな形式と相俟って、一連の独特な問題を生み出した。これには、情報科学技術が持つ社会制度を変化させる力などのスケールを巡る諸問題も含まれる（Johnson, 2001を見よ）。加えて、新たな監視技術のゆえに、プライバシーの概念について再考する必要性が認められてきている。

生命科学ならびに関連する技術分野の発展は、例えばヒトゲノム計画の黎明期に、私たちの倫理的思考の限界に挑戦状を突きつけてきた（Knoppers and Chadwick, 2005）。もっとも、関連する倫理的諸問題は、科学の外からの統制だけではなく、当該の職業の「内部にいる」科学者（と技術者）の倫理をも含んでいる。問題は、研究課題の設定についての科学者の責任や、研究の実施、結果の利用法、そして公衆の様々な集団や潜在的ユーザーとのコミュニケーションを含んでいる。公衆の理解を促進するプログラムから公衆の科学技術への参加を促すプログラムへ、という動きは、研究開発プロセスの初期のどの段階からこうした参加がなされるべきか、という議論をひき起こした。いかなる研究を実施すべきかを決定するに際して、公衆が介入する余地はあるのか、それとも、公衆の役割は研究が社会に及ぼす影響についての議論に限られるべきなのか？

科学の商業化の進展と科学者たちが活動する社会的文脈の変化は、利益相反を巡る問題を含む

点で、ビジネス倫理学と重なる部分がある。例えば、研究の優先順位をつける際に働く商業化の圧力、研究成果がもたらす利益の分配、そして、商業化されてはならず、従って特許権のシステムの外部に位置づけられるべき何かしらのもの（例えば生体）が存在するか否か、という問いがそこに含まれる。こうした点を考慮すれば、科学の社会的価値を巡る問いは、際立って緊急のものとなる（Chadwick, 2005）。

専門技術者たちは自らの技術活動の指針となる明文化された倫理綱領を発展させてきた。これらの綱領は今日一般に、公衆の安全、健康ならびに福祉を保護する責任を強調すると共に、この職業を普及させ、信頼性を保持し、そして利益相反を回避する責任をも強調している。例えばある安全上の配慮を別の配慮とトレードオフをしなければいけないとか、公衆安全への配慮が守秘義務や組織全体の利益と緊張状態にあるというような葛藤状況に、技術者たちは直面するかもしれない（Davis, 1991 を見よ）。あるいはまた、国際的な計画が関連する場合のように、別々の国にはそれぞれに適用されうる別々の基準があるという困難な状況もあるかもしれない。

応用倫理学の諸モデル（Models of Applied Ethics）

こうした状況にある以上、取り組むべき問題があることは明らかなのだ。しかし正確には、一体何が¹応用される（*applied*）べきなのか？ 応用倫理学に含まれるものが何かについては、様々なモデルがある。倫理学が応用されるには、応用される理論のような何ものかがなければならない、という考えは誘惑的だし、実際に、応用倫理学モデルとなりうるものの一つである。「理論の成果アプローチ²」（the fruits of theory approach）は、応用倫理学では¹何らかの理論が応用されるという見方に基づくが、様々な理論の可能性を認めるものである（Brown, 1987）。ブラウンは「理論の成果アプローチ」を、「応用倫理学は倫理学理論の応用である」という主張の中で特徴付けている。これは、ある実際の問題が生じたときにそれに適用するために持ち出され（Brown, 1987）、そしてその適用の結果として答を与えてくれる、その度ごとの特殊な理論がある、とする工学的アプローチ（engineering approach）（Caplan, 1983 を参照）とは区別されるべきだ。どの¹一つの理論についてもこれが唯一絶対であるという同意が得られることはないため、工学的アプローチは相対的には賛同者が少ない。しかし、応用倫理学は¹何かしらの倫理学理論の応用を含むべきだとする「理論の成果アプローチ」は、応用倫理学の普及した理解の一つであり続けている。

理論の¹応用であるという意味では、現代の応用倫理学は、18・19 世紀に登場した倫理学的諸理論、即ち義務論と功利主義に依拠している。義務論的倫理学は、イマニュエル・カントの思想に依拠し、人格への尊敬と人間の権利と尊厳の概念を強調する習わしだが、必ずしもカント自身の哲学の厳密な応用であるわけではない。同じく、今日用いられているような功利主義的倫理学も、ジェレミー・ベンサムやジョン・スチュワート・ミルの思想をそのまま繰り返そうとすることは、まずない。

さて、こうした高レベルな理論の応用に代わるものとしては、中レベルの諸原理を展開す

2 応用倫理学には何らかの理論が存在し、解決されるべき課題への答えは、この理論から論理的に引き出されるとするアプローチを指す。本論では、この理論が多様性を認めつつも定まっている場合と、事態に応じて適用される理論が異なる工学的アプローチが区別されている。

ることが挙げられるが、これは、ビーチャムとチルドレスの影響力ある書物、『バイオメディカル・エシックスの諸原理³⁾』（2008）に見出される。中レヴェルの諸原理は、「常識的な道徳性（common morality）」と一致し、様々な基礎的な諸理論とも矛盾しないと言われる。これがその魅力を部分的には説明している。しかし、このアプローチが依拠する常識的な道徳性という概念は、疑問視されてきた。一体誰にとって常識的なのだろうか？ ビーチャムとチルドレスは「四原則」のうちに、自律（autonomy）、仁恵（beneficence）、無危害（non-maleficence）、正義（justice）を入れた。例えば自律は、カント的な視点からも功利主義的な視点からも支持されうるが、自律の解釈は両者で異なるだろう。功利主義的倫理学は、行為者を自身の効用を最大化するような選択をするものとして描き出すが、他方でカント的な道徳的存在者による自律の実践は、自分にとって良いものを追い求めることではなく、正しさに一致することにある、とされる。

いずれにせよ、この四原則の擁護者たちは、これらの原則が、誰によっても支持されうる諸価値を代表している点で「グローバルな生命倫理」の基礎を形成するものと見なしてきたが、その理由は様々であるかもしれない。グローバリゼーションの時代には、少なくとも科学研究におけるように実際の指針に関わる限り、倫理が調和できる範囲がどこまでなのかが、中心的な問題になる。自律や正義といった価値は別々の文脈の中では、全く違ったものを意味するかもしれないが、異なった文化に属する人々もこれらの価値を支持するかもしれない。とはいえ、この四原則を別の文化的文脈へと移転する可能性は、例えば自律原則に一般に与えられている優先権と同様、様々な攻撃されてきた（Holm, 1998 を見よ）。もっとも、重要なのは、この四原則の適用がある理論をそのまま適用することを意味しているわけではない点に注意することである。この四原則は、ある状況の道徳的諸側面を強調するための有益な枠組みとはなるものの、そうした諸側面の優先権を決定し、バランスをとり、特定していくという思考過程においては、膨大な仕事をこなす必要があるのである。

さて、カント主義や功利主義、原則主義を含む理論の成果モデルの内部ですら、それらが抽象的すぎるとの批判がある。そうしたことから、より文脈主義的で関係論的なアプローチをとろうとするモデル（例えば Alderson, 1991）もあるわけで、これらは「生命倫理と人権に関する世界宣言⁴⁾」に見られるような普遍主義を批判するに至る（Rawlinson and Donchin, 2005）。例えばフェミニスト倫理学は、権力の問題を批判的に吟味し、解決課題をより傷つきやすい集団の立場から評価する。例えば堕胎問題、あるいは生殖技術を巡る議論で、フェミニスト倫理学は胎児の地位や生命への権利を抽象的に議論したりしないし、抽象的で自律的な個人という理念でこれを扱うこともない（こうした理念は他のいくつかのアプローチには顕著に見られるかもしれないが）。むしろこのアプローチは、胎児を維持しなければならない、あるいは生殖補助技術を受けなければならない女性の地位を考察し、社会における権力関係が選択肢や意思決定にどのように影響を及ぼすかを考察する。従って、個々の事例だけが争われているのではなく、より広い社会的文脈での権力配分が重要である。

フェミニスト倫理学は、徳倫理学といくつか共通する特徴を持つ。徳倫理学は諸原理の応用を

3 邦訳『生命医学倫理』（トム・L・ビーチャム、ジェイムズ・F・チルドレス著、立木教夫、足立智孝監訳、2009年、麗澤大学出版会）（第5版（2001）の訳）

4 2005年10月、第33回ユネスコ総会で採択された。

試みるよりは、いかなる性格上の特徴を発達させるべきか、そして徳ある人間がある特定の諸状況においてなすことは何かを問う。徳ある人間とは、諸々の徳を持つがゆえに、特定の場面で何が適切なことが分かる人物である (Statman, 1997, Banks and Gallagher, 2008 を参照せよ)。

「理論の成果アプローチ」が抱える問題は、理論それ自身について多くの、明らかに解決不可能な意見の不一致があるという事実に加えて、このモデルでは、当該の理論が何に適用されているのかについて明確な理解、ないし同意済みの説明がある、と前提されている点である。応用倫理学の最重要の仕事が、倫理的課題が何であるかを解明するものであるかどうかは議論の余地があるし、特に専門的職業に適用されるような倫理において、当該領域で働いている人々が特別な仕方で示された諸問題をそのまま受け容れるかについても懸念がある (例えば O' Neill, 1986 を見よ)。科学や技術の諸発展の倫理的側面を巡る現代の諸議論は、インフォームド・コンセントや安全とリスク、プライバシーと安全、利益相反、そして専門職の責任といった問題にしばしば焦点をあてる。その際に重要なのは、例えば研究領域の選択に影響を与える諸要因といった、倫理的配慮にかかわる重要な事柄が見落とされてはいないだろうかと問うてみることなのだ。

さて、こうした考察、そして様々な理論間の相違に照らし合わせ、反理論主義者たちは理論なき応用倫理学を構築するのが望ましいと論じている。例えば、個別的な事例の判断に際してこの考えが現われたりする。個別主義 (particularism) は、ある場合に理由として重要なことが別の場合にはそうでないことがあることを根拠に、普遍的に適用できる原理の探求に反対する (Dancy, 2004)。決疑論的アプローチは諸個別事例から出発するもので、(判例に類似した) 原則は、抽象的で上段から応用されるといった形で展開されるよりむしろこれらの事例から浮かび上がってくる (Jonsen and Toulmin, 1988)。独自の展開と個別的な諸事例が、適切な理論の展開に影響を与えるかもしれないし、トップダウン的なアプローチよりはボトムアップ的なアプローチの方が、発展の余地があると論じる人もいる。

このように、応用倫理学を形成するいくつかの一般的モデルが区別される。すなわち、理論応用型、中レベル原則応用型、フェミニスト文脈主義型、徳倫理文脈主義型、そして個別事例に基づく決疑論である。最初の二つは何らかの理論を応用するのであり、トップダウン型モデルとして記述できよう。続く二つは、文脈を強調する反省の伝統の応用に、より関心を持つ。最後の一つは、ボトムアップ型そのものであり、事例毎に適用を行う。科学や技術に関する課題については、トップダウン型モデルが最も頻繁に用いられており、生命医療倫理学やコンピューター倫理学の文献の多くは、このモデルの例証を目指す。文脈モデルは、専門家の責任を巡る議論で強い役割を果たす。決疑論は疑いなく、科学や技術における倫理の形成には最も使われる頻度の低いアプローチだが、それは部分的には、科学と技術に関連する倫理的諸問題の多くが前例のないものであるため、事例によるアナロジーを使った議論ができないためである。

異議申し立て (Challenges)

どんな応用倫理学のモデルを立てても、何らかの異議申し立ては残る。関心の焦点の一つは、倫理の「専門家」(ethical “expert”) という概念である。倫理的な専門的知識が一体何を意味するのかは未解決のものだが、応用倫理学が徐々に公共政策に関わり制度化されるに至り、この問題

は目立ってきている。どんな集団であれある集団の人々が、何になされるべきかに関する真理に特権的にアクセスできる、ということには疑念が向けられる。もっとも、正当なアプローチが複数あることを応用倫理学が認めるならば、この批判は緩和されうる。

ゆえにこの問題は、実践されている応用倫理学のモデルについての問題と無関係ではない。「理論の成果モデル」に対する一つの懸念は、例えば哲学のようなある専門的知識の領域で発展した諸原則が、健康ケア専門職といった別の活動領域に（誤って）適用されている、というものである（例えば MacIntyre, 1984 を見よ）。ここでは、諸原理が、問題の専門的職業の内部よりむしろ外側で発展することが、可能であり望ましいことであるのか、という問いが見られる。

では、専門的知識についての別の概念で、使えそうなものはあるだろうか（Parker, 1994）？倫理における専門的知識とは、広い範囲の物の見方に親しんでいること、推論上の技能、議論能力、そして議論を促進する能力を備えていることである、というのも一つの可能性である。このとき、哲学的推論技術が第一のものである。そうだとすれば、応用倫理学の専門知識は、ある種の倫理的多元論と関係しうるだろう。特定の課題に倫理学を適用する際、複数の視点からの議論は、ただ一つの視点から議論するよりも望ましいだろう。ただ、ある人々には、このリベラルなアプローチは一種の相対主義と映る。また、こうした哲学的推論が要求される倫理的問題がいかなるものかについては、やはり問いが残る。つまり、この倫理的問題の同定は当該専門家集団にとっての仕事なのか、はたまたこれらはその職業の外にいる倫理の専門家によって同定されうるのかについても、やはり問いが残る。二者択一的なアプローチが望ましい状況ではなく、協力的な試みが必要な場合なのかもしれない。こうしたわけだから、優れた洞察が対話を通じて獲得される可能性のために、科学における政策決定は科学と倫理学双方の視点を含まねばならない。この領域における倫理学が科学的な情報をしっかり得ていることは重要だが、倫理的重要性を持つ問題を引き起こしかねないにも関わらず見落とされてきたかもしれない、そうした科学の諸側面を巡る思いこみを問いに付すことも倫理学の仕事である。

応用倫理学、特に生命倫理学を、ある集団の権力の押し付けと見なす人々は、倫理的専門知識という概念に対して、さらに根本的に反論する。彼らの観点からすれば、生命倫理学者自身、研究において膨大な資金を引き出すことに成功してきた、そして政策決定のテーブルに席を占めるような権力を持った専門家集団を恐らくは形成している。だとすれば生命倫理学は、一研究領域ではなく、様々な集団の闘争の現場とも見なされうるだろうし、哲学者たちはそこで、自分たちが特別な役割を持つと主張しているということになろう。もっとも、応用倫理学一般に対するこうした異議に加え、一方で倫理学、他方で科学と技術の発展との間の諸関係を巡っても、独自の課題がある。

科学と技術（Science and Technology）

科学と技術がこれまでになく大きな空間的・時間的スケールで人間の力の範囲を拡大するその仕方のゆえに、科学と技術のアセスメントは、さらに問題含みのものとなっている（Jonas, 1982）。例えば情報技術の革新的な力があるが、これについてはすでに触れた。伝統的には、科学と技術が世界を知りまた変形できる範囲について、まさに限界があったがゆえに、科学技術倫理学の課

題は、ある人間の行動が他の人間により大きな影響を与え得た政治ならびに経済への倫理的反省に比べ、周縁的と見なされていた。だが現代世界では、政治や経済それ自身が科学技術によって変貌してきたし、科学技術は倫理それ自身にも挑戦している。これらの考察は、個々のテクノロジーのアセスメントを超えて、人間の条件に対して技術が及ぼす全体的影響に対する注意が必要だという見解に、重みを与えるものだ。この見解は、英米圏の応用倫理学よりも、大陸の哲学において顕著に見られる (Mitcham and Nissenbaum, 1998)。

だが、英米の伝統においても、独自性のある挑戦がある。まず、科学技術それ自体においてだけでなく、これを使用する機会と可能性（そして増しつつある、科学技術の転用可能性）に関して、すさまじい展開が見られる。変化のスピードは、倫理、政策、立法に関して社会の側に、同じく迅速な反応を要求している。倫理的な反省はあまりに遅くになれるとしばしば論じられてきたが、ヒトゲノム計画のケースでは、倫理的研究が科学研究と同時に資金援助を受けた⁵。変化のスピードによって生じる困難は、技術の発展が恐らくは倫理的な枠組みそれ自身に挑戦しているという事実のために、さらに複雑になっている。言い換えれば、私たちはもはや、かつての心地よかったやり方で考え続けることがもはやできないのだ。これはただ単に、いかに態度が事実変わっているかを指摘しているだけではない。いくつかの思考方法は、もはや考えられないのだ。新しい技術が倫理的枠組みを限界まで押し広げてしまい、この枠組みをどう適用しても不確実でしかありえないがゆえに、こうした事態になっている。ゆえに、「理論の成果アプローチ」に同意する人々にとってすら、技術進歩のありうる姿に出来合いの理論を「応用する」といったことは、単純にありえないことだ。生命科学や他の技術における発展は私たちに、理論、さらには概念についてまでも再考するよう促している。倫理学理論はある特殊な社会的歴史的な文脈の中で生まれる。ならば、それらが他の文脈に自動的に応用されるなどと考えることが、どうしてでしょうか？ そんなわけで、人が血縁関係者の遺伝情報に利害関心を持つようになって以来、遺伝子例外主義⁶や守秘義務といった倫理学説の再考を遺伝学がどの程度要求するかについて、多くの議論がなされてきている。しかし、遺伝子例外主義説は、遺伝情報と他の種類の医学的情報の間には、種類の差はなく程度差しかないという反論により、現在論争的になっている。

応用倫理学のどのモデルが好まれるにせよ、必ず生じるいくつかの問いがある。科学技術の発展が、応用倫理学への様々な種類の問いを生み出すのだ。第一の関心は、普通の人間の寿命を例えば50年延ばそうとすることが望ましいか否か、といった私たちに与えられている新たな可能性について私たちはどうすべきか、に関わるものだ。ここには、挙証責任の所在を巡る問いがある。ある人々は「エンハンスメント」のような可能性に関して、挙証責任はこうした発展が進まないようにしている人々にある、と論じる。いずれにせよ、こうした可能性は社会的政治的文脈に照らし合わせて考察されなければならない。例えば、新技術が利益をもたらす可能性を持つ限り、アクセスの平等という課題と異なる人口集団の間における利益分配に関わる課題はなんであるか、が問われる。付随する責任や不利益の分配の考察についても、同様の問いが生じる。

新しい発展が生じるとき、起こりうる結果について不安が生じるのは珍しいことではない。こ

5 アメリカの「ヒトゲノム計画」(1990～2003)では、毎年10～20億円程度の資金が「倫理的、法的、社会的問題 (Ethical, Legal, Social Issues, ELSI)」の研究に投入された。

6 遺伝子情報は他の医療情報や個人情報と区別されるべき特別な性質を持つとする考え方。

うした不安は、何か特定の理論と容易には結びつけがたい日常的に用いられる議論の中に現われている。この不安は部分的には、失敗事例を巡る以前の経験から生じてくる。もっとも不安は、依拠すべき経験がないからこそ正に生じるのかもしれない。言い換えれば、未知のものが恐れられているのだ。だがこうした場合でも、人類が「あまりに行き過ぎてしまい」他の領域で生じた酷く深刻な事態の経験を持ち出しているのかもしれない。踏み越えてはならない限界や境界の踏み越えと見なされているいくつかの発展に対する反応は、少なくとも部分的には、そうした見方の現われなのかもしれない。新しい発展に対する、「神を演じているのではないか」という反論⁷が、科学技術を巡る議論の中でしばしば発せられてきた。反論がどれだけ重要か、あるいはそれがどれほど真剣に受け容れられるべきかは、いつでも明確なわけではない。それは、「自然である」とか「ぴったり来ている」という感覚に依拠しているかもしれない。もっとも、この感覚が新しい力の行使の望ましくない帰結を暗示するのなら、これは警告なのかもしれない。こうした警告に依拠する人々は、多くの政策決定機構に用いられてきた予防原則を、しばしば議論で用いる。「滑りやすい坂⁸」という議論もまた、新しいステップを踏むに際しての議論では同じく頻繁に用いられてきた。滑り坂論法は、何らかの不愉快なもの（たとえば大量再生クローンのシナリオ）を滑り坂の底に見いだすといったものがその典型である。

より深いレベルでは、重要な諸概念についての私たちの解釈に対して、新しい発展により異議が唱えられている。新しい技術は、生命や死、健康や病気といった概念の新しい理解を生み出す可能性を持つ。ゲノム以降の時代、例えば薬理遺伝学の成果とされるものの一つは、兆候ではなく基礎的なメカニズムの説明に依拠できるようになるにつれて、疾病分類が変わる、というものだ。遺伝的に見て、私たちは互いにどのような関係にあるのか、そしてヒトは他の種とどんな関係にあるのかという情報を知るにつれて、私たちが個人ならびにある集団の成員としてのアイデンティティを考える仕方もまた影響を受けるかもしれない。

しかし、応用倫理学にとって特に問題なのは、新しい技術が私たちの倫理的⁹概念の再考察へと我々をどのように導いていくかである。例えば自律という概念は、おびただしい議論の焦点となっている。文化的特殊性という課題や個人主義の批判、生命倫理学内におけるいくつかのフェミニストの研究に見られるような関係的解釈の試みなど、議論には様々な側面が見られる。プライバシーは多様な方向から脅威にさらされている。その脅威とは、監視技術やデータベースならびにデータ・マイニングの相互運用、そして全ゲノム配列解読などである（Lunshof et al, 2008）。

倫理的道具（Ethical tools）

応用倫理学におけるアプローチの多様性という点から見ると（Chadwick and Schroeder, 2001を見よ）、この領域で使われているアプローチのいくつかは、ある状況の倫理的諸側面の同定を助け、かつ、領域の多様性を反映する倫理的「道具」を同定しようと試みてきた。この一例は、食

7 原語は“the playing God objection”である。生命科学・技術に対して向けられる、人間が神に成り代わるという傲慢が現われているのではないか、という反論を一般に言う。

8 slippery slope 現代の応用倫理学でしばしば用いられる議論。一般には、ある行為 A が為された場合、この行為 A が繰り返されるうちに、道徳的に許容できない行為 B が生じる可能性が高い、ゆえに行為 A はなされてはならない、という論理を指す。

糧倫理の文脈でベン・ミーファムが開発した倫理的マトリックスであろうか⁹。これは、理論そのものを応用するわけではないが、ビーチャムとチルドレスから生命医学倫理学の諸原則を借りてきている。このマトリックスは、ある新しい発展によって影響を受ける利益集団を同定する構造化された方法を与え、また、それらの集団がどんな影響を被るかを、多くの側面（自律、権利、福祉、正義ないし公正）から評価する。これは、解決を与えようとする決定手続き（工学的モデルにおけるような）ではなく、問題を熟慮するのに役立つ有益な道具であることを意図している。

そして何がなされるべきか？ (So what is to be done?)

理論に依拠する立場と反理論的立場との相対的なメリットを巡る議論は、倫理専門知識——もしそのようなものがあるとすれば——の性格を巡る議論と並んで現在もなされているが、いずれにせよ、解決すべき問題があるという点は疑問の余地がない。解決を見出すには、経験的な社会科学と倫理学理論の間の固有の関係を議論する必要がある。ここには、科学・技術と倫理的学理論との間の関係についての問いと同様の問いが存在するのだ。例えば、原則主義が依拠するいわゆる「常識的道德性」をどんな方法で記述するかといった問いである。応用倫理学は、哲学者と専門家たちの間だけでなく、様々な学問諸領域の間の協力を求める。そうすると、いかにしてこれらの学問が協力するべきか、が問題となろう (cf. Arnason, 2005)。

哲学的倫理的アプローチのレパートリーは極めて多様だが、応用倫理学はしばしば、課題に枠組みを与えるある特権的な見方と見なされてきたかもしれない。

これらの課題が当該領域内部で活発に議論されていることは、心に留めておくべきだ。ある生命倫理学の文献から引いた次の文章は、考慮すべき二つの問題の解決を目指す声が、生命倫理学内部にあることを示している。

中心的な課題に枠組みを与え、誰の声が聞き届けられるべきかを決定する暗黙の過程を前面に引き出すために、生命倫理的な対話の場面をどのようにシフトさせるか、特権的な人々だけではなく周縁的な人々の視点をも含むようなグローバルな生命倫理学のビジョンをいかに研ぎ澄ませていくか。(Donchin and Diniz, 2001, iv)

この問いにおける「枠組み設定」を巡る指摘は重要だ。どんな理論的アプローチも、「枠組みを設定する人」がある状況の目立つポイントと見なすものに人々の注意を引き寄せつつ、ある特定の仕方ですべてに「枠組みを設定する」ものだ。しかしこのようなアプローチでは、特定の問題についての利害関係者（例えばある患者組織の一員）であるかそうでないかに応じて、公衆の別のメンバーが持つかもしれない不安といった、他の関心が目に入らないことがありうる。

倫理的課題の解決とされるものは、何らかの理論的前提に依拠するものだ。上の分析は、いか

9 Meapham, 2006 で紹介されている。このマトリックスは、ある倫理的な問題状況を見やすくするために、列に当該問題についての利害関係者、行に「健康」「自律」「正義」などの倫理的価値を割り振り、各項目を記入するものである。なお、倫理マトリックスについては、以下のサイトに掲載されている説明が有効である。[http://www.ethicaltools.info/content/ET2%20Manual%20EM%20\(Binnenwerk%2045p\).pdf](http://www.ethicaltools.info/content/ET2%20Manual%20EM%20(Binnenwerk%2045p).pdf)（北海道大学サステナビリティ学教育研究センター博士研究員深水護氏の教示による）

なる枠組みが現在課されているかの顧慮が重要であることを示唆している。従って、少なくとも次の三点が必要である。

- (1) 諸状況の倫理的局面の同定
- (2) 何をなすべきかについての決定
- (3) 枠組みの限界を意識することと、その再考へと開かれた姿勢

哲学者たちと社会学者たちは、相互補完的な役割を持つ。例えば、(1)においては、経験的研究と概念的分析の両者が必要とされる。これは、単に経験的研究が哲学者たちの思考のためのデータを提供する、といった話ではない。経験的研究は、概念においてどんな変化が生じたかを位置づけることができるし、「公衆の態度」に関する情報を与えてくれるし、特定の文脈におけるいくつかの議論の限界を明らかにすることもできる。考慮されている問題の本性についての交渉が必要であるし、生じる可能性のある利益相反の領域の同定も必要だろう。

何をなすべきかの決定は、特殊であれ普遍的であれ、諸々の理由に基づいて下されるのであり、決定は、それがあある原則の直接的な適用ではないにせよ、当該問題に枠組みを設定して照らし合わせることから浮かび上がってくる。倫理的道具も役割を持つ。これらは様々なありうる枠組みを考慮する体系的な方法を与えてくれるのであり、枠組みの適切さを巡って現在もなされている問いかけが進んでいく助けとなるだろう。

References

- Alderson, P. (1991), 'Abstract bioethics ignored human emotions', *Bulletin of Medical Ethics*.
- Almond, B. (1995) (ed.), *Introducing Applied Ethics*, Oxford: Blackwell [An introduction including more than 20 texts on family life, professional ethics, law, economics, and international relations.]
- Armstrong, D. (2006), 'Embodiment and ethics: constructing medicine's two bodies', *Sociology of Health and Illness*, 28 (6): 866-81.
- Arnason, V. (2005), 'Sensible Discussion in Bioethics: Reflections on Interdisciplinary Research', *Cambridge Quarterly of Healthcare Ethics*, 3: 329-45.
- Banks, S. and Gallagher, A. (2008), *Ethics in professional life: virtues for health and social care*, Palgrave Macmillan.
- Beauchamp, T.L. and Childress, J.F. (2008), *Principles of Biomedical Ethics*, Sixth edition Oxford University Press.
- Brown, J.W. (1987), 'On applying ethics', in J.D.G. Evans (ed.), *Moral Philosophy and Contemporary Problems Supplement of Philosophy*, Cambridge: 81-93.
- Caplan, A.L. (1983), 'Can applied ethics be effective in health care and should it strive to be?', *Ethics*, 93 (2): 311-9.
- Chadwick, R. (1998) (ed.), *Encyclopedia of Applied Ethics*, San Diego: Academic Press.
- Chadwick, R. (2005) 'Professional ethics and the 'good' of science', *Interdisciplinary Science Reviews*, 30 (3): 247-56, ISSN 03080188 (online).
- Chadwick, R. and Schroeder, D. (2001) (eds.), *Applied Ethics: Critical Concepts*, London: Routledge.
- Dancy, Jonathan (2004), *Ethics Without Principles*, New York: Oxford University Press.
- Davis, M. (1991), 'Thinking like an engineer: the place of a code of ethics in the practice of a profession', *Philosophy and Public Affairs*, 20 (1): 150-67.
- Donchin, A. and Diniz, D. (2001), 'Guest editors' note', *Bioethics*, 15 (3): iii-v.
- Edel, S., Flower, E. and O'Connor, F.W. (1994), *Critique of Applied Ethics: Reflections and Recommendations*, Philadelphia: Temple University Press.
- Holm, S. (1998), 'Autonomy', in R. Chadwick (ed.), *Encyclopedia of Applied Ethics*, San Diego: Academic Press.
- Jonas, H. (1982), 'Technology as a subject for ethics', *Social Research*, 49 (4): 891-8.
- Jonsen, A.R. and Toulmin, S. (1988), *The Abuse of Casuistry: a history of moral reasoning*, Berkeley: University

- of California Press.
- Knoppers, B.M. and Chadwick, R. (2005), 'Human genetic research: emerging trends in ethics', *Nature Reviews Genetics*, 6 (1): 75-9 www.nature.com/reviews/genetics.
- Lunshof, J., Chadwick, R., Church, G., Vorhaus, D. (2008), 'From genetic privacy to open consent', *Nature Reviews Genetics*, 9: 406-11 www.nature.com/reviews/genetics.
- MacIntyre, A. (1984), 'Does applied ethics rest on a mistake?', *Monist*, 67: 532-48.
- Mepham B. (1996), *Food Ethics*, London: Routledge.
- Mitcham, C. and Nissenbaum, H. (1998), 'Technology and ethics', in E. Craig (ed.), *Routledge Encyclopedia of Philosophy*, London: Routledge.
- O' Neill, O. (1986), 'The power of example', *Philosophy*, 61 (235): 5-29.
- Parker, J. (1994), 'Moral philosophy: another 'disabling profession'?', in R. Chadwick (ed.), *Ethics and the Professions*, Aldershot: Avebury: 27-41.
- Rawlinson, M.C. and Donchin, A. (2005), 'The quest for universality: reflections on the Universal Draft Declaration on Bioethics and Human Rights', *Developing World Bioethics*, 5 (3): 258-66.
- Statman, D. (1997) (ed.), *Virtue Ethics*, Edinburgh: University Press.
- Wilcox, D.M. and W.H. (1997) (eds.), *Applied Ethics in American Society*, New York: Harcourt Brace.

訳者解題

ここに訳出したのは、カーディフ大学のルース・チャドウィック教授による“‘What is ‘Applied’ in Applied Ethics?’”である。もともとの英語論文は、*Journal of Applied Ethics and Philosophy*, vol.1 (Center for Applied Ethics and Philosophy Hokkaido University, 2009) に、巻頭論文として掲載された¹⁰。チャドウィック教授は、カントの実践哲学の研究から出発し、生命倫理学を中心として、応用倫理学の領域で数多くの業績を持つ、この領域における第一人者である。現在はカーディフ大学教授を務めている。

本論文は、応用倫理学について該博な知識を持つ教授ならではの「応用倫理学」一般についての概観であり、「応用倫理学」の歴史・理論構成・問題点が、凝縮された文章の中で簡潔に指摘されている。また最新の研究成果も反映されており、文献のサーヴェイにも資するところが大きい。従って、応用倫理学についての入門的なテキストとして、極めて価値が高く、学術的価値もさることながら、教育にも資するところが大きい論文となっている。オリジナルの英語論文と併せて、大学学部あるいは大学院での教育に利用してもらえればと考え、ここに訳出した。

なお翻訳に際しては、多少言葉を補うなどしたところもあるが、一々断らなかった。訳語について二点補足する。一つはキーワードである“applied”の訳語だが、通常“applied ethics”が「応用倫理学」と訳されていることに合わせ、できるだけ「応用された」と訳した。しかし、何箇所か日本語の語感の関係から「適用された」と訳している箇所がある。ご了解願いたい。もう一点は、“the fruits of theory approach”についてだが、これはすべて、「理論の成果アプローチ」とし、読みやすさを考え、常に鉤括弧付きで表記した。この括弧はチャドウィック教授の原論文にはないことを、お断りしておく。なお、丸括弧はチャドウィック教授によるものだが、一部、訳者による原英単語の挿入である場合と、原文が長いときに、読みやすさのために利用した場合があるが、一々断らなかった。註はすべて訳者による。また、翻訳の過程で多くの友人の援助を得た。しかし、翻訳上の責任はすべて訳者自身にある。

翻訳についてはよく確認したが、思わぬ誤解・誤訳も残っているかもしれない。こうした場合には、指摘していただければ幸いである。

10 英語論文は、以下のサイトで読むことができる。 http://ethics.let.hokudai.ac.jp/ja/files/jaep_voll_1.pdf

環境価値の二極化とブライアン・ノートンの 環境プラグマティズム

寺本 剛（中央大学）

自然環境の価値とはどのようなものか。この問題に関して二つの極端な考え方が従来の環境思想を支配してきた。一つは自然環境の価値を「経済価値」あるいは「市場価値」としてのみ捉えようとする考え方（経済主義）であり、これは主に厚生経済学や環境経済学において支持されてきた。もう一つは環境の価値を「内在的価値」としてのみ捉えようとする考え方（内在的価値論）であり、これは環境倫理学において一つの有力な主張として定着している。この二つの立場は自然環境の価値を一種類の価値に還元しようとする強い傾向を持つため、互いの見方を許容できず、環境思想の価値論は二極化の様相を呈していた。一方、環境プラグマティズムの主唱者の一人であるブライアン・ノートンはこのような二極化を不毛なイデオロギー対立として批判し、環境思想をより実行力のあるものへと変換しようとする。そのためにノートンは、これらの価値論が共有する暗黙の前提を暴き出し、これらの価値論に代わってプラグマティックな価値論を提案する¹。本稿では、ノートンの議論を手がかりに、環境思想における価値の二極化の実情と、この二極化の根底に存在する先入見とを明らかにし、さらにノートンがこの二極化をいかに克服しようとしているかを見る。そして最後にノートンの主張が環境思想の動向と環境倫理の在り方にとっていかなる意義を持つのか確認したい。

I. 経済主義

自然環境の経済的価値評価の背景

まず自然環境の価値を「経済価値」や「市場価値」として表現しようとする経済主義の立場とその問題点を確認しておくことにしたい。この経済主義の立場は、アメリカの農務省森林局初代長官ギフォード・ピンショーに象徴される「人間中心主義的功利主義」を背景としている。ピンショーは、世界を人間とそれ以外のものとに区分し、後者を前者の幸福のための手段と見なした²。そしてピンショーは、できるだけ多くの人間が長期にわたって経済的繁栄を享受するために自然資源を有効利用することを最重要視し、自然環境の保全はこのような「賢明な利用」の観点から計画、実行されなければならないと考えた。このような考え方に基づいて環境政策の実現と実行

1 環境思想の二極化や環境思想を支配する二項対立的なものの見方に対して、ノートンはこれまで様々なたちで批判を展開し、環境倫理学の新たな在り方を模索してきた。例えば、現在世代の短期的な利益を優先する人間中心主義でも、自然の内在的価値だけに環境保護の根拠を見出す人間非中心主義でもなく、批判的検討を経たより高次の選好に基づいて人類の長期的な存続や福祉を環境保護の根拠に据える「弱い人間中心主義」という新たな立場を提案している（EW）。また、人間中心主義と人間非中心主義が、動機を異にしながらも、環境政策の面では収束しようとする「収束仮説」を唱えてもいる（TU, 240-243）。本稿で紹介するノートンの環境プラグマティズムはこうしたこれまでの活動の現時点における最終到達点と言ってよい。

2 ピンショーによれば「この物質的地球に存在するのはただ二つのものだけである——それは人間と自然の資源である」。Gifford Pinchot, *Breaking new Ground*, (1947; repr., Covelo, CA : Island Press, 1987), p.323.

に取り組んだピンショ어가自然の価値評価の基準として採用したのが経済的な価値評価法であった。ピンショ어의考え方に従うならば、具体的な環境政策は社会成員の選好の最大公約数を適切に反映したものでなければならない。そして、そのことは、自然環境の価値を数量的な基準によって「客観的」に算定することによってはじめて可能となる。ピンショ어には、すべてを「金額」という唯一の基準によって換算する経済的な価値評価法こそ「客観的」な評価を可能にする手段と映ったわけである。(EE, 211)

こうした思想的背景のもと、環境政策の場面において経済的価値評価は大きな役割を果たしてきた。その代表的な評価法が費用-便益分析である。費用-便益分析は1940年代から50年代の不況後のアメリカで、経済活動を促進するための政策決定の手段として普及した³。それはある行動がもたらす費用と便益を、あらゆるバイアスを排して、ただ市場価値のみによって測り、その行動の経済合理性を明らかにしようとする手法である。その際、その分析において算定される量的価値は、市場における個人の選好を公平に評価したものとされ、そこで算定された便益が費用を上回るかどうか、ある行動を採用するかどうかを決定する重要な基準となる。自然環境の価値を評価する際にも、この費用-便益分析が適用され、そのための様々な分析手法が開発されてきた。

経済的価値評価の不十分さ

だが一方で、このような手法が環境の価値の評価法として不十分であることは、これまでも様々な観点から指摘されてきた。ノートンなどの指摘を手がかりに、この評価法の欠陥をまとめるとおおよそ次のようになる。

- ① 環境財の公共的特性。ほとんどの環境財は公共財であって、厳密に言えば、誰かに所有されることはない。「所有」という概念は、定義上、所有物の使用から他者を締め出す権利（独占権）を含んでいる。しかし、例えば生態系によってもたらされる「きれいな空気を提供する」というサービスはもともと誰かに独占されるようなものではなく、それを取引する市場も存在しない。そのような対象の市場価値を適正に算定することには困難が伴う。(cf. SU, 35, 168)
- ② 「間接的利用価値」の算定の困難。間接的利用価値とは、消費的なかたちではなく、間接的に利用することで得られる価値のことである⁴。例えば、リクリエーション、酸素供給、水源涵養、国土保全など生態系が無償で提供するサービスの価値がそれにあたる。だが、自然の生態系が気候や土壌の保全にどのような寄与をしているかを十分に特定することは、少なくとも現段階では、困難であり、それゆえまたその経済価値を適正に評価することも困難である。(cf. WP, 48-49)
- ③ 「オプション価値」の算定の困難。オプション価値とは、ある対象の潜在的利用価値のことである。例えば、潜在的な遺伝子資源利用やリクリエーション利用がもたらしうる価値。このような価値を評価することは、まだ現実には存在していない商品の市場価格を算定することと同義であり、仮にそれが算定されたとしても、その数字が正確であるのか疑わしい。(cf. WP,

3 Mark Sagoff, "Ethics and Economics in Environmental Law", in *Earthbound: New Introductory Essays in Environmental Ethics*, ed. Tom Regan, New York, Random House, 1984, p. 148.

4 「間接的利用価値」「オプション価値」「非利用価値」の定義については栗山浩一『環境の価値と評価手法—CVMによる経済評価』（北海道大学図書刊行会、1998年）を参考にした。

39-40)

- ④ 「非利用価値」の算定の困難。非利用価値とは明確な利用形態が存在しない価値のことである。例えば、自然そのものを愛する人が原生自然や野生動物の存在そのものに認める価値（存在価値（≡内面的価値？））。このような価値は言わば、それを賦与する人々の主観に依存するものであり、それを適切に金額に反映させることは難しい⁵。

仮想評価法

無論以上のような欠陥を克服する可能性を持った方法がないわけではない。現在その最も有力な手法と考えられているのが「仮想評価法（contingent valuation method）」である⁶。それは、ある対象やサービス（この場合、生態系サービスや原生自然の存在、あるいは特定の野生生物の存在）に人々がいくら払おうとするか（直接支払意志額（willing to pay））、あるいは補償金をいくらもらったらこうした対象の経験を自主的に差し控えようとするのか（受入補償額（willing to accept compensation））をアンケート形式で調査することによって、問題の対象の価値を金額的に算定しようとするものである。この手法は、消費者の私的な価値観を金額に反映できるという点で、以上で評価不可能とされた諸価値の評価を可能にすると考えられている。だが、やはりこの手法も万能ではない。ノートンなどが指摘しているように、この手法に対しては少なくとも次のような批判が可能である。

- ① 評価される便益が個別に分離可能な商品として記述可能である場合にのみ、仮想評価法はスムーズに機能する（SU, 176）。というのも、アンケートにおいて金額の評価を行う際には、「何に対しての金額か」ということが明確になっていなければならないからである。だが環境政策によって提示される価値は時に他の連関する価値から分離できない。例えば、アンケートにおいて、ハンターは獲物にならない生物種の価値を獲物になる生物種よりも低く見積もるだろう。だが、高く見積もられた種の持続的な生存が低く見積もられた種の持続的な生存に依存しているかもしれない。仮想評価法による価値評価がこのような相互依存関係をどれほど十分に反映できるかは不透明である（WP, 101）。また、例えば、アメニティ価値⁷は、切り離された特定の経験と結びついているのではなく、ある人の経験全体の質に影響を及ぼし、浸透するものである（WP, 104-105）。人間の経験は多様で複雑な体系をなしており、美的経験や宗教的経験はただその経験だけで完結するのではなく、他の経験を照らし出し、豊かにする機能も持っている。こうした「波及効果」はその影響力や影響の質の点で極めて曖昧なものであり、それを数値化することは難しい。
- ② 個人の選好は固定したものではなく、時間とともに変化する。このことは自然の経験についてもあてはまる。例えば、自然の中で様々な経験を積むことを通じて、ある人はそうした経験により大きな価値を見出すようになるかもしれない。その場合その人のアンケート結果は時間とともに変わるだろう。仮想評価法は方法上、人間の選好の動的側面を凍結させ、現在

⁵ 前掲書、15頁参照。

⁶ 仮想評価法についても栗山（前掲書）を参考にした。

⁷ 宮本憲一によればアメニティとは、「市場価格では評価できないものをふくむ生活環境であり、自然、歴史的文化財、街並み、風景、地域文化、コミュニティの連帯、人情、地域的公共サービス（教育、医療、福祉、犯罪防止など）、交通の便利さなどを内容としている」（宮本憲一『環境経済学』、岩波書店、1989年、121-124頁）。

の一時的な欲求を基準として対象の価値を評価することしかできない⁸。

- ③ 分析にコストがかかりすぎる。環境政策の決定において公正な判断を下すためには、政策のもたらす経済的インパクトをすべて同定し、支払い意志額の総計が最も大きくなるような行動を選択しなければならない (SU, 184-185)。公正を期すれば期するほど調査項目は増大し、予算は増大する。一方、予算を削れば、その分政策決定の公平性、信用性はあやしくなる。
- このように、すべての自然環境の価値を「経済的な価値」として一元的に表現することは、少なくとも現在の段階では事実上困難であるし、仮にそれを行ったとしても、そこで算出される数字は実際の価値を過小評価してしまい、開発を助長する恐れがある。そのような方法を全面的に信用し、それだけに基づいて政策決定を行うことは、実用の観点からみても、公平性の観点からみても、妥当とは言えない。無論このことは、経済的アプローチや仮想評価法研究が、ある包括的なアプローチの中で重要な役割を果たしうることを否定するものではない (SU, 179, 367)。問題視されるべきは、環境の価値を経済的な価値だけに限定し、経済的な評価法だけを環境価値の妥当な評価法とする極端な考え方である。

以上見てきたように、経済主義の特徴は自然環境のすべての価値を市場価値によって一元的に評価しようとするところにある。すでに指摘したように、こうした極端な考え方の背景には、自然を人間の幸福のための手段と考える人間中心主義的見方がある。ところで、そのことに焦点を当てて経済主義的価値論を批判し、環境思想のもう一つの極を形づくってきたのが内在的価値論である。内在的価値論によれば、経済的尺度によるかどうかに関わらず、そもそも自然の価値を人間の選好を基準にして評価すること自体が誤りである。彼らの考えでは、自然環境の価値は人間の思惑を超えて、自然それ自体に内在するものと考えられなければならないのである。次に、この内在的価値論の内実について確認しておこう。

II. 内在的価値論

内在的価値論

1970年代から盛んになった環境倫理学の議論において、多くの哲学者は人間非中心主義的な世界観や行動様式の確立をめざしてきた。現在人類が直面している環境問題は、人類が自らの欲求や利益のために自然を無制限に利用してきた結果もたらされたものであり、自然環境保護のためにはこうした人間中心主義的な態度に代わる新たな態度が必要となると考えられた。

この環境倫理学の動向の中で議論の中軸を形成したのが自然の「内在的価値 (intrinsic value)」の問題であった。自然を人間の欲求や利益のための手段としてのみ扱い、自然に「道具的価値」しか認めない人間中心主義に対して、人間非中心主義の哲学者達は、人間の価値観や価値づけから独立の価値、すなわち「内在的価値」を自然に認めることで、自然環境保護に確かな基礎と指針を与えようとした。

実はこのような「内在的価値」の主張も、価値の「客観性」を追求した結果生じてきたものと

8 仮想評価法の専門家である栗山浩一も、価値観の時間的・動的側面に対する仮想評価法の限界を指摘している。「CVMによって生態系を評価するときには、ダイナミックに変化している社会の中で形成段階にある生態系の価値観を、現段階において瞬間的に評価したに過ぎないことに注意が必要である。」(前掲書、233頁)

考えることができる。自然の内在的価値を主張する環境倫理学者にとって、自然環境の価値は、個人の主観的選好に左右されない「客観性」を持たなければならない。さもなければ、自然環境保護は環境主義者の主観的な選好に基づく活動と見なされることになり、経済的利益を追求する利己的な行為と同レベルのものになってしまうからである。自然環境保護を「客観的な使命の遂行」とするためにも、自然環境の価値は「人間の選好から独立する」という意味の「客観性」を持たなければならなかったのである。(EE, 213)

かくして環境倫理学においては、「内在的価値」の性格やその「客観性」、またその所在をめぐる議論の応酬がなされることとなった。だが、こうした動きは、環境倫理学の現実からの遊離を意味していた。「内在的価値」を巡る議論はあまりに「理論的」あるいは「形而上学的」であり、しかも、「個体だけが内在的価値を持ちうるか、生態系や種がそれを持ちうるか」とか、「内在的価値に度合いや程度があるのか、すべてのものが等しく内在的価値を持っているのか」という点に関して研究者のあいだで合意が得られなかったため、内在的価値理論は実際の環境政策に具体的な指針を与える力を持たなかった。

議論成立の経緯と誤解

ノートンによれば、環境倫理学のこうした動向は、環境倫理学が形成された当時に大きな影響力を持ったリン・ホワイト Jr. の論文「環境危機の歴史的起源」に対する誤解に基づいて生じてきたものである (SU, 163-164)。ホワイトはこの論文において、人間が神の似姿として創造されたものとするキリスト教を史上最も人間中心主義的な宗教とみなし、その発想が西洋近代の科学技術や産業社会をへて現在の環境問題をもたらしたと主張した。多くの環境倫理学者はこの批判を妥当なものと考え、人間中心主義的な態度を根本から改めるべく人間非中心主義的立場をとった⁹。そして、その流れの中で、多くの倫理学者たちは、動物個体や種、そして生態系といった人間以外の存在者に内在的価値を認めるべきか否かという問題に集中してゆくことになる。だが、ここに一つの誤解がある。ここで環境倫理学者たちはホワイトの議論を「環境価値の存在論」にかかわる議論として、すなわち「自然環境の価値はいかなるものであり、どこに存在するのか」という問題として解釈したと言ってよい。だからこそ、人間以外の存在者の保有する価値の種類やどの存在者にどの価値が帰属するかといった問題へと議論は傾斜していった。しかし実のところホワイトは価値の存在について特定の主張をしたのではない。実際には、彼が「人間中心主義」という言葉を使って批判しようとしているのは、人間を中心にすえる傲慢な態度のことであった。この傲慢さの告発は、技術文明の進歩を楽観視する態度に対するホワイトの非難の現われではあるが、自然に内在的価値を認めることを要求するものでは必ずしもない。環境価値についての特定の存在論を受け入れなくとも、ホワイトの主張に同意することは可能なのである。(SU, 165-166)

9 周知のように、ホワイトの議論に対して、ジョン・パスモアは、西洋の伝統は現代の環境に対する人々の態度を批判し改変する十分な知的・道徳的力があると考え、非西洋的、人間非中心的な倫理的原理は環境破壊行為を正すために必要ではないと主張している。Cf. John Passmore, *Man's Responsibility for Nature*, New York : Scribner's, 1974 (J. パスモア『自然に対する人間の責任』間瀬啓允訳、岩波書店、1979年)。

Ⅲ. 環境価値についての四つの前提

価値論の二極化

以上、経済主義と内在的価値論の基本的な考え方とその問題点をごく簡単に見てきた。ここからわかるのは、経済主義も内在的価値論もともに「環境の価値がどのようなものであるか」ということに関して、すなわち「環境価値の存在論」についてそれぞれ固有の、しかも互いに相容れない見解を持っているということである。ノートンはこのような見解の相違が環境倫理学と環境経済学という二つの学問の相互無理解として顕在化していると言う。一方の環境倫理学は環境経済学が前提する価値の存在論、すなわちすべての価値を経済価値と見なそうとする価値観の不十分さを示す議論を展開することで、自らの学問を環境経済学から明確に区別しようとしたが、その議論自体は環境経済学に影響を与えないような内輪の「ボキャブラリー」によって展開されてきた、とノートンは指摘する (SU, 165)。他方、環境経済学は環境倫理学者の議論をナンセンスとして斥けるか、せいぜい環境倫理学者のアイデアのごく一部を彼ら自身の価値づけに組み込むかのいずれかであった (彼らは内在的価値を「存在価値」に対する「直接支払意志額」に還元した) (SU, 165)。二つの学問の主張は真二つに分かれて、お互いにもう一方の存在論を否定したが、それにとどまらず、この対立は言語の対立へと硬化し、仲間内では相互了解が成り立つが、対立者の議論は理解できないという状況に陥っていったのである。

四つの前提

以上のように、経済主義と内在的価値論は、環境の価値をそれぞれの存在論の枠に無理やりあわせて、狭く切り詰め、その結果コミュニケーション不全に陥った。どうしてこのような事態に陥ってしまうのか。ノートンによれば、それは両者が価値というものについて以下のような見方を前提しているからにほかならない。

- ① 両者は価値全般を内在的価値と道具的価値のどちらかに明確に区別できると考えている。両者は自然の中のどの対象がこれらの特別な地位を持つかという点で合意しないだけである。
- ② 両者は「対象」や「存在者」だけに価値を見出しており、「動的なプロセス」や「プロセスにおける変化」に価値を見出していない。
- ③ 両者はともに一元論的である。両者は自然環境を保護するための具体的な行動の決定に指針を与える価値はただ一つしかなく、その他の多様な価値はこの究極的価値に還元できると考えている。
- ④ 両者は自然環境の価値を「場所のないもの」とみなしている。両者は環境の価値が特定の場所や文化といった具体的な文脈から切り離されうるものであり、だからこそすべての文脈に妥当すると考えている。(SU, 181-183)

経済主義と内在的価値論はどちらも環境に関する行動を根拠づけるために、環境の価値に十分な「客観性」を求めた。ところが、両者の求めた「客観性」とは、「全ての場面で通用する」(④)「一つの基準で説明できる」(①、③)「すでに定まっており変化しない」(②)という特性のことであった。価値の客観性についてこのような見方をとることによって、環境の価値はそれぞれの立場で自ずと狭く理解されざるをえなくなる。一方の経済主義は以上の要件をみだす唯一の基準と

して経済的な価値基準を採用し、すべての価値を現時点の市場価格に還元しようとする。経済主義は価値の客観性を求めて、すべての価値を現在の時点に凍結しようとしたのだと言える。他方で、内在的価値理論は以上の要件を満たすために、自然環境の価値を人々の選好から完全に切り離そうとした。それにより、自然環境の価値は、現実世界の動きから独立した不変の価値という形而上学的様相を帯びることになる。内在的価値論は、価値の客観性を求めて、価値を言わば永遠の中に凍結しようとしたわけである。かくして、以上のような「客観性」を追い求めながら、それを全く別の方向へ追求していった結果、二つの立場は互いの価値観を認めることができなくなり、両者の間にコミュニケーション不全が生じてしまったのである。

IV. ノートンのプラグマティックな価値論

価値の存在についてのア・プリオリな判断の停止

では、ノートンはこうした事態にどのように対処すべきだと考えているのか。価値の二極化は価値についての特定の存在論をあらかじめ絶対に正しいものとして仮定し、それによってすべての価値を説明しようとしたために生じた。ノートンは、この二極化を回避し、環境の価値を正当に評価するために、プラグマティズムの立場を積極的に採用し、価値の存在についてアプリオリな判断をすべて停止すると宣言する。(SU, 160)

我々は多くの利益集団やステークホルダーの多様な価値を代表するという目標を出発点とする。それゆえ、我々は環境価値のより広汎で包括的な捉え方を追求する。この包括性は、価値について特定の一元論ないしは二元論を主張し、それを出発点とする理論家の努力と真っ向から対立するのではない。ある意味そうである。というのも、我々プラグマティストは、究極的な価値のタイプがただ一つだけ存在しうるのか、あるいは二つ存在しうるのか、あるいはN個存在しうるのか、といったことについてアプリオリな判断を差し控えるからだ。だが、別の意味ではそうではない。というのも、説明や市民参加や社会的学習を通して諸々の価値が一つかそれ以上のタイプの価値に還元されうるという仮説を、我々はアプリオリには否定しないからである。このような種類の還元は長いプロセスの終着点なのであり、このプロセスのはじめから存在する聖座宣言ではない。(SU, 160)

ノートンは二つの存在論を否定して、新たな存在論を提示しようとしているのではない。むしろ、ノートンの意図は、環境価値論の主題を「何が環境価値の正しい理論か」という問いから「環境価値に関する作業仮説として何が最も適切か」という問いへ転換することにある (SU, 160)。このような観点もまた、知的・実践的ディレンマに対する問題志向型のアプローチであるプラグマティズムの考え方に則ったものである。

作業仮説としての多元主義

ではいったい環境価値に関する作業仮説として何が最も適切なのだろうか。この問いに対してノートンは「価値多元論」という答えを出す。すべての個人や文化が自然のプロセスを多様な仕

方で価値づけており、その価値とそれを表現する多様なボキャブラリーが社会の中に存在すると想定する (SU, 160)。こうした前提のもと、これらの価値を表現するのに十分豊かなボキャブラリーや適切に操作することのできる測定法を発展させることが環境思想の使命だとノートンは考える。

作業仮説として多元論を採用することで、ノートンは経済主義と内在的価値理論の四つの前提を否定することになる。

- ①' 道具的価値と内在的価値の鋭い二分法の拒否。人間が自然を価値づける仕方は様々である。「利己的な消費的価値」と「人間の精神的価値や美的価値」の間に明確な境界は存在せず、両者は連続的なグラデーションをなしてつながっている。自然の対象を道具的对象または道徳的存在のどちらかに分類することをやめ、両方の価値を許容することのできる統合的な立場をとるべき。
- ②' 存在者への志向の拒否。環境の価値の評価とは、諸対象をいくつかの種類の価値に振り分ける作業ではなく、ある景観や特定の場所で進行する発展や変化のプロセスを評価することであり、また、その発展や変化のプロセスにかかわる様々なテクノロジーや政策を評価することである。
- ③' 還元主義をとらず、一元論を仮定しない。
- ④' 場所とは無関係に価値を評価できるとする仮定の拒否。環境との関わり方、環境にどのような価値を見いだすか、ということは地域ごとに異なっており、それに応じて環境に対する取り組みのプロセスも自ずと異なってくる。その特殊性を無視して普遍的な基準を前もって設定し、環境政策の決定と実現の場面でそれを一律に適用することはできない。(SU, 186-190)

相対主義という批判とプラグマティズム

しかし、以上のようなノートンのアプローチは環境の価値を主観的・相対的なものにしてしまうのではないか。この疑問に対してノートンはやはりプラグマティズムの立場から応答する。

パースとデューイにしたがって、「論理」はたった一つしかない我々は宣言する。その論理とは、すべての主張は広範な経験あるいは相反する経験の異議申し立てを受ける、というものだ。この論理は真理を追求する多様な人々からなる共同体の内部で機能する。彼らは価値や事実について非常に異なった観点を採用するかもしれない。それにもかかわらず、資源の劣化や種の絶滅といった社会問題の解決のために集団として何をなすべきかを討議することに同意した時、彼らは共同体として行動する。その時我々は、行動についての討議プロセスを開かれたものにすることで多元論に対処する。この過程は誰もが参加できるという意味で開かれているが、同時に、何をなすべきかということの正当化として提出された主張は、それがどんな主張であれ、批判を免れることはできないという意味でも開かれている。明らかに事実に関するものであれ、価値のにおいをプンプンさせているものであれ、すべての主張は相反する経験や新たな経験に基づく異議申し立てに開かれていなければならない。(SU, 204)

すべての主張は新たな経験のテストに耐えなければならない。そして議論の余地のある主張

をより広範な経験にゆだねる最良の方法は、人々の現実的な利害が絡む公共言説の中にそれを投げ入れることである。(SU, 205)

価値の多様性、多元性はある特定の問題を解決する際に出発点となる状況である。そこに提出される多種多様な主張は、公共の言説の中でテストにさらされ、その過程でその妥当性が漸進的に保証されることになる。無論、ある主張が絶対的な妥当性を獲得するかどうかはわからない。だが、そのことは「客観性」の欠如を意味しない。むしろ、常に絶対的な妥当性が欠けており、それが多様な経験によって試され続けるという開かれたプロセスこそが、「客観性」の名にふさわしいと言えるだろう¹⁰。

このように、環境価値の在り方は、理論的分析によって解明されるのではなく、開かれた公共的討議を通じて承認され、共有されるべきものだとしてノートンは考える。客観的な価値の存在をはじめから前提し、すべての価値をそれに無理やり還元したり、それに還元できないものを無価値のものとして排除したりすることの方が、自らの「価値」観を独善的に押しつける「主観的」な行為だと言えるだろう。もっとも、ノートンはそうしたやり方が真実を射当てていないとして批判しているのではない。むしろ、そうしたやり方が多様な価値観を適切に汲み取ることに失敗し、多くの人々の共感を得られないでいるからこそ、ノートンはそれを批判し、それに代わってプラグマティックな価値論を提示しているのである。

V. ノートンの価値論の意義

以上見てきたように、環境価値の二極化の背景には環境価値を一元的・固定的なものとして見なす前提が存在していた。ノートンのプラグマティックな価値論は、こうした暗黙の前提を排し、二極化の傾向を脱する道を我々に示している。しかもそれは、二つの立場が主唱する価値を否定するのではなく、それを包括的な枠組みの中に統合する視点をも我々に与えてくれる。これらの点でノートンの主張は大きな意義を持つと思われる。

こうした価値論は環境思想の動向において、また環境倫理学の在り方にとっても意義深いものである。従来の環境倫理学は環境価値の本性について終わりの見えない議論に没頭し、環境主義者に有効な活動指針を与えてこなかった。このことは、環境政策における経済主義的なバイアスの放置にもつながっている。もし、環境倫理学の本来の目的が自然環境を保護するために、適切かつ有効な行動規範を提供することにあるならば、こうした状況は明らかにその目的がうまく達成されていないことを意味している。これに対して、ノートンのプラグマティックな価値論は、環境倫理学をより実践的な場面に引き戻すための枠組みを提示していると言ってよいだろう。具体的に言えば、それは共同体の人々が、自然環境に見出す多様な価値を、公共的な議論を通して

10 プラグマティックな価値論に対しては、真理や価値についての多様な主張が公共的なプロセスのなかで一つの真理や価値に収束しうるのか、という疑念が原理的には可能かもしれない。プラグマティストの中でもこれについては見解の相違が存在する。古くはパースが、現代のプラグマティストの中ではパットナムが、無限の時間と経験を通じて到達可能な単一の真理を言わば一つの理想として認めている。これに対して、古くはジェームズが、現在ではローティーがこうした理想を認めない立場に立っている。ノートンは基本的には前者の立場に立っているが、その一方で、単一で理想的な終着点が存在するか否かという問題設定自体を近代主義的思考の残滓とみなしており、公共的な合意形成プロセスを基本とするプラグマティックな立場を環境倫理学の基盤に導入するためにこの問題について立場を明確にする必要はないと主張している。(SU, 570-572)

積極的に環境政策や環境運動に反映させ、そのことによって環境政策における経済価値優先のバイアスに歯止めをかけることを可能にするような枠組みを示しているのである。こうした点においてノートンの価値論は積極的に評価されるべきだと筆者は考える。

無論、この枠組みも、枠組みにとどまっているだけでは意味がない。環境倫理学者がこの枠組みを前提に、公共的な議論をリードしてゆくことによって始めて、その枠組みの存在意義は証明されることになるだろう。ノートンもこのことをはっきりと自覚しており、公共的な議論を喚起しそれを促進する政治的プロセスを確保すること、また「共同体の人々がいかに学び、いかにコンセンサスを形成するか」、「どのような言葉が公共の議論において共感をあたえうるか」、「どんな目標が協働というかたちでの支持を集められるか」ということに着目して、有効な概念や目標を提供することを環境倫理学の主要な役割として指摘している (SU, 206)。

さらに、ノートンはこのような役割を果たすべく実際に具体的な議論も展開している。よく知られているように、ノートンは自然環境保護の最も有力な根拠として「持続可能性」という概念を挙げている (IR, 122)。未来の人間の自由と福祉にとって不可欠な基盤となる生態学のおよび物質的過程を保護するという目標こそが、現時点で最も共感と協働を喚起しうるとノートンは考えるのである¹¹。ただし、だからといって、ノートンは現在一般的に流通している「持続可能性」や「持続可能な発展」という概念を手放しで支持しているわけではない。さらに言えば、これらの概念よりも厳しい基準によって規定されているいわゆる「強い持続可能性¹²」の概念さえ批判の対象としている。ノートンによれば、これらの概念はみな、世代間衡平の問題を所得や富の衡平の問題に還元する経済主義的な見方¹³を前提としており (SS, 425-432, SU, 8.4)、多くの人々が自然環境に見出している多様な価値をうまく反映していない。ノートンは、持続可能性概念における経済的価値へのバイアスを抑制し、その概念をより健全なものにするために、「リスクを回避することの価値」(SU, 370-371) や「共同体のアイデンティティに関わる価値」(SU, 371) といったそれ以外の諸価値を統合的に盛り込んだ持続可能性概念を構想し、その具体的な基準や在り方について詳細に検討している¹⁴。

「ハイブリッドな持続可能性」とでも呼ぶべきこの新たな持続可能性概念についての議論は、その内容においても、またそれがそのまま環境倫理学の新たな在り方を示す格好の事例となっているという意味でも、たいへん興味深いものであり、それを紹介し、立ち入った検討を加えることは大きな意義を持つと思われるが、その作業は稿を改めて行うことにしたい。

11 このような主張は、注1で指摘した「弱い人間中心主義」の延長線上にあると考えてよいだろう。

12 Herman Daly and John Cobb, *For the Common Good*, Beacon Press, 1989, pp. 72f.

13 これをノートンは「大いなる単純化 (grand simplification)」と呼んで批判している。(SS, 427)

14 「費用便益分析」といった経済的基準だけでなく、それに「安全最小基準 (safe minimum standard)」や「予防原則 (precautionary principle)」といった他の諸基準を統合したハイブリッドシステムに基づいて持続可能性の問題を考えるべきだとノートンは主張している。(SU, 345, 352-354)

文 献

ノートンの著作の引用箇所ならびに参照箇所を明示する際には以下の略記を使用し、それに続いて頁番号を付す。

- Bryan G. Norton, "Environmental Ethics and the Rights of Future Generations", in *Environmental Ethics* 4, 1982, 322-23. → (ER)
- Bryan G. Norton, "Environmental Ethics And Weak Anthropocentrism", *Environmental Ethics* 6, 1984 (in *Environmental Philosophy*, edited by J. Baird Callicott and Clare Palmer, 2005, 86-106). → (EW)
- Bryan G. Norton, *Why Preserve Natural Variety?*, Princeton University Press, 1987. → (WP)
- Bryan G. Norton, *Toward Unity among Environmentalists*, Oxford University Press, 1991. → (TU)
- Bryan G. Norton, "Epistemology And Environmental Values", in *The Monist* 75, 1992, 208-226. → (EE)
- Bryan G. Norton, "Integration or Reduction: Two approaches to environmental values", in *Environmental Pragmatism*, 1996. → (IR)
- Bryan G. Norton, *Searching for Sustainability: Interdisciplinary Essays in the Philosophy of Conservation Biology*, Cambridge University Press, 2003. → (SS)
- Bryan G. Norton, *Sustainability: a philosophy of adaptive ecosystem management*, Chicago: University of Chicago Press, 2005. → (SU)

マイケル・ウォルツァーの正戦論における 道徳性について

濱井潤也（広島大学）

1. はじめに

アメリカの政治哲学者マイケル・ウォルツァーは、現代社会における戦争と平和の問題に対して、戦争をある一面で肯定することによって平和を模索しようと試みている。グローバル化が進み、国連やEU、国際的なNPO、NGOといった国家を超えた連帯も少しずつ芽生えてきている現代ではあるが、依然として国際社会においては、国内社会に匹敵するような確固とした秩序は確立されておらず、あちこちで紛争や内戦の火種がくすぶり続けている。すなわちヘーゲルが『法の哲学』において論じたように、国際社会は未だに国家間の「自然状態」の内にあるとも考えられるのである¹。ウォルツァーはこのような現代社会に対して、戦争が現に依然としてなくなっていないということを真摯に受け止め、そこを出発点にすることによって、自身の戦争と平和に対する思想を展開している。すなわちその思想とは、戦争が現にある以上、そこから時として戦われねばならない、正義に適う戦争が導かれるという「正戦論（the theory of just war²）」である。この「正戦論」の主要な主張は、まさにこの「戦争は時として正義に適う場合もある³」という、戦争を肯定する主張であるが、この命題は、同時にもうひとつの重要なメッセージを導き出す。すなわち「戦争は常に議論され、道徳的批判にさらされ続けなければならない⁴」ということである。そこにはただ闇雲に戦争の反対を叫ぶのではなく、戦争の概念の内に正しい戦争と不正な戦争という区別を設けることによって、実際に行なわれようとしている戦争が正当なものかどうか議論し、その積み重ねによって武力行使自体に様々な制約を課すことを通して平和を模索しようという意図が存在している。

この「戦争は常に議論され、道徳的批判にさらされ続けなければならない」という命題にもあるように、ここで戦争に対して行なわれる批判は「道徳的批判」であり、したがって戦争の正当性もまた「道徳的正当性」である。そしておよそ戦争を考察するあらゆる判断は「道徳的判断」である、というようにウォルツァーの戦争についての議論には常に「道徳的」という言葉が使わ

1 G.W.F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*. G.W.F. Hegel, Werke in zwanzig Bänden, BD.7, (Frankfurt: Suhrkamp Verlag, 1970), §334, S. 500.

2 Michael Walzer, *Arguing about war*, (New Haven: Yale University Press, 2005), p. ix. (マイケル・ウォルツァー『戦争を論ずる——正戦のモラル・リアリティ』、駒村圭吾・鈴木正彦・松本雅和訳、風行社、2008年、1ページ参照)。「正戦論」自体は古くから存在するもので、その起源はアウグスティヌスなどによって提唱されたキリスト教倫理としての正戦観（宗教の相違を戦争の大義としては認めないという点で「聖戦」とは異なる）に遡ることが可能である。それ以降現代に至るまで様々な学者たちによって正戦論はある種の思考の枠組みとして引用されてきている。従ってウォルツァーの正戦論は、正確にはウォルツァーが正戦論の枠組みを利用して考察した戦争と平和に関する思想と表現しうる。

3 *Ibid.*

4 *Ibid.*

れている。すなわちウォルツァーにとって戦争の是非を判断する問題は徹頭徹尾「道徳 (moral)」の領域で考察されなければならないのである⁵。そしてウォルツァーはこの道徳の領域を、実は法の領域とは区別して考えている⁶。一般的な考え方からすると、戦争の問題を道徳という人間の主観に依存しているようなあやふやなものに任せておくのは不安に感じるかもしれない。この点について、マティアス・ルッツ・バッハマンは、以下のように批判的に論じている。

彼（ウォルツァー）はそこで、国際政治の領域において法制度が欠けていることを倫理によって代替するという「道徳的要請」を定式化する。……そこで彼は事実上、民主的諸国が軍事介入の権限を自ら正当化することに賛同することになるが、そうした軍事介入が国家間関係のシステムに対してどのような政治戦略的帰結をもたらすかは予測することが出来ないばかりか、むしろ「多極性の時代 (Age of multipolarity)」において紛争の危機をいっそう増してしまう可能性が高い。⁷

ウォルツァーが国際社会における戦争の問題を「道徳的」なものであるとし、「法的」なものではないとする観点は、第一には現在の国際社会をいかなる法秩序も欠いたヘーゲル的な「自然状態」であると捉えている点に起因している⁸。それゆえにウォルツァーは、武力行使の是非を国際的な法秩序よりもむしろ当事国の「道徳的」判断に委ねるのである。しかしバッハマンにとって、このような「自然状態」を国際法の力によって少しでも緩和し、国連などのグローバルな諸制度の改革を通じて、国際社会に「グローバルな公法秩序」を確立することこそが重要なのである⁹。したがって彼にとってはウォルツァーの考え方はそのような国際社会の法整備を妨げ、逆に紛争の危機を増やしてしまうものでしかない。確かに、バッハマンの言うように国際社会に完全な法の秩序が実現されれば、戦争は一種の犯罪となり、強制力をもって抑制されることになるであろうし、「完全な」法の秩序が現状では存在しないにしても、その確立に向けて努力していくことを主張するほうが、「道徳的」というあやふやな言葉のもとで各国の恣意的な判断に任せるよりは遥かに有意義であるように思われる。ではなぜウォルツァーはあえて戦争と平和の問題を「道徳的」領域のものであると主張するのか、あるいはなぜそうせざるをえなかったのかという疑問が生じてくる。本論の目的は、第一にはウォルツァーの政治哲学の分析を通じて、彼の述べる「道徳的」領域と「法的」領域との区別が、互いに排除しあうものではなく、相互に前提し、依存しあっているものであるという構造を明確にすることである。そして第二には、国際政治の考察に

5 「ここでの正しいは専門用語である。それは、正当化可能である、擁護可能である、(他の条件が一定であれば) 道徳的に必要でさえある、といったことを意味する」 *Ibid.*, p. x, 邦訳 3 ページ参照。

6 「私たちが戦争を論ずるとき、私たちは民衆 (demos) の面前で、私たちの同胞市民の面前で、それを行なうのであり、裁判官や陪審員の面前でそうするものではありません。論じ合った結果は民主的決定であり、法的な判決ではないのです。」 邦訳 viii ページ参照。

7 Matthias Lutz-Bachmann, *Die Androhung und der präventive Einsatz militärischer Gewalt: Herausforderungen für das Internationale Öffentliche Recht*, 『ぶらくしす』第 10 号、広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター、2009 年、5 ページ以下参照。(マティアス・ルッツ＝バッハマン「軍事力による威嚇および予防的軍事力行使——国際公法に対する挑戦」、桐原隆弘訳、『ぶらくしす』第 10 号、広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター、2009 年、11 ページ以下参照。)

8 ウォルツァーは国際社会に法秩序がまったく存在していないと考えているのではなく、未完成であり、不十分な状態であると考えている。Michael Walzer, *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustration* 4th ed. (New York: basic Press, 2006), pp. 51-73. (マイケル・ウォルツァー『正しい戦争と不正な戦争』、萩原能久訳、風行社、2008 年、135-169 ページ参照。)

9 Bachmann, pp. 6-8, 邦訳 13-15 ページ参照。

においてウォルツァーが不可欠であると考えている《「道徳的」領域にはあって「法的」領域には欠けているもの》の存在を示すことで、彼がなぜ戦争と平和の問題を「道徳的」問題と捉えているのかという問いに一つの答えを与えてみることである。

2. ウォルツァーの正戦論における「民主的決定」の構造

ウォルツァーの正戦論は、上述の通り戦争それ自体を全て不正なものとして排除するのではなく、ひとまず正しい戦争の可能性を肯定することで、様々な条件の下で個々の戦争の正当性を議論する土台を築くことに主眼が置かれている。確かにこの正戦論という「フレームワーク」を利用してウォルツァー自身も正当な戦争の条件として、人命救助を目的とした「人道的介入 (humanitarian intervention¹⁰)」や、予防戦争の禁止¹¹、敵国の民間人の保護¹² など様々な事柄について論じてはいるが、それらの条件が満たされることで個々の戦争の正当性が直ちに明快に示されるようになるとは考えていない。複雑怪奇な現実に対処するためにはあくまでその都度その都度の議論が必要なのであって、個々の戦争に対する個々の国家の判断は、単一の尺度のもとで推し量れるような単純なものではありえないのである。この個々の戦争に対する個々の国家の判断を、ウォルツァーはさしあたって「民主的決定」という言葉で括っている（言うまでもなくその決定が正当性に迫り着くための大前提として、近代的な民主主義国家が想定されているのであって、独裁的な専制体制はこの時点で不正なものとして除外されている¹³）。すなわちこの「民主的決定」こそが、ウォルツァーにとっては「法的」判断ではなく「道徳的」判断なのであり、なぜ戦争と平和の問題が「道徳的」領域のものでなくてはならないのかという前述の問いに答えるためにも、この「民主的決定」の構造を明らかにすることが必要なのである。

ウォルツァーが個々の国家の判断を「民主的決定」と呼ぶとき、前提となっているのはその国家が近代的なリベラル・デモクラシーの条件を備えた民主主義国家であるということ、すなわちその中でも最も重要なのが、政策の決定が法の秩序のもとで、自由で平等な諸個人の自発的な参加に基づく「理性的な審議 (rational deliberation)」によってなされているということである¹⁴。このことからわかるように、この「民主的決定」は少なくとも国内法の秩序と相反するものではなく、それを前提とするものである。ではこの「民主的決定」に対して、国家間の条約や協定、国際法などの国際的な法秩序はどのような位置づけにあるのだろうか。ウォルツァーは以下のように述べる。

仮に諸国家が実際に、個人と同程度の諸権利を所有しているのであれば、多少なりとも諸個人の社会のように、諸国家からなる社会を想像することが可能である¹⁵。

10 *Just and Unjust Wars*, pp. 101-108, 邦訳 217-229 ページ参照。

11 *Ibid.*, pp. 76-78, 邦訳 174-179 ページ参照。

12 『正しい戦争と不正な戦争』第九章「非戦闘員の保護と軍事的必要性」を始めとして、ウォルツァーは「戦争における正義」において常に民間人、非戦闘員の保護を最優先課題として挙げている。*Ibid.*, pp. 138-159, 邦訳 278-313 ページ参照。

13 注 7 参照。

14 国家における「民主的決定」のプロセスについては、Michael Walzer, *Politics and Passion Toward a More Egalitarian Liberalism* (New Haven: Yale University Press, 2004), pp. 90-109. (マイケル・ウォルツァー『政治と情念』、齋藤純一・谷澤正嗣・和田泰一訳、風行社、2006 年、151-182 ページ参照。)

15 *Just and Unjust Wars*, p. 58, 邦訳 146 ページ参照。

ここでウォルツァーは、国内における法秩序やそれに基づく諸個人の権利の保証と類似した構造を、不完全ながらも多数の国家から成る国際社会においてもある程度見出すことができると考えている。確かに国際社会においては、例えば国内における警察権力のように、一元的で強固な全体によって、強制力を伴った法の秩序と諸個人の権利の保証がなされているわけではない。しかし国内で窃盗や暴力行為が犯罪として禁止されているように、国際社会においても侵略はある種の犯罪行為であり、その禁止が「内政不干渉 (non-intervention)」の原則として導かれる¹⁶。そして国内で犯罪が処罰されるように、侵略もまたそれに対する二種類の「力による対応」を正当化する。すなわち「自衛戦争 (war of self-defense)」の概念と、集団安全保障などの、国際社会の構成員による「法執行の戦争 (war of law enforcement)」である¹⁷。ここでの国内と国際社会との相違は、警察権力が「全ての構成員の中に配分されている」ことである¹⁸。そしてさらに、国内において諸個人が様々な権利を保証されているように、国際社会においても国家は領土保全や政治的主権などの権利を「法によって」規定されている。もちろんこの法とは、国内法とは性質の異なる、「国家間の交渉、対立と同意の複雑な、継続的なプロセスによって確定される」条約や国際法である¹⁹。このようにウォルツァーは、国内において諸個人を取り巻く環境と同様に、国際社会においても国家は、多少国内とはその出どころが違ふものの、警察権に基づく治安維持やそのための様々な権利を（国際）法によって規定されていると考えている。ウォルツァーはこのように国内社会の法秩序から国際社会における原理や秩序を導く考え方を「国内類推 (the domestic analogy)」の理論と呼び、国内法と、それから類推された内政不干渉の原則や自衛戦争の権利、集団安全保障の取り決めなどの条約や国際法を「法律家のパラダイム (The Legalist Paradigm)」という枠組みの内に組み込んでいる²⁰。そしてこれらの要素が政治の場においても、すなわち国家が「民主的決定」を下す際にも重要な原理原則となっていることは明白である。したがって国家が行なう「民主的決定」において、国内法や国際法は除外されているのではなく、決定を下すための土台として含まれているのである。

したがってウォルツァーはこの「法律家のパラダイム」をさしあたっては道徳と法の一致している部分として捉えている。すなわちここまでで明らかになった「民主的決定」の構造は、国内法と国際法という「法律家のパラダイム」、すなわち「法的」領域が「道徳的」の土台を形成しているが、しかしその全体を占めているわけではないということである。したがって国際社会の複雑なリアリティを捉えるにはこの「法律家のパラダイム」だけでは不十分であるとウォルツァーは考えている²¹。もっとも、それが基本モデルとして重要であることには変わりはないが、この意味で「道徳的」領域は「法的」領域と区別されているのである。

3. 正戦論の三つの構成原理

前節で見たとおり、ウォルツァーは戦争時における国家の「民主的決定」においては、「法的」

16 *Ibid.*, p. 62, 邦訳 152 ページ参照。

17 *Ibid.*

18 *Ibid.*, p. 59, 邦訳 147 ページ参照。

19 *Ibid.*, p. 61, 邦訳 151 ページ参照。

20 *Ibid.*, p. 58, 邦訳 146 ページ以下参照。

21 *Ibid.*, p. 60, 邦訳 150 ページ参照。

領域である「法律家のパラダイム」と、それだけではカバーしきれない残りの「道徳的」領域とが存在すると考えている。次に問題となるのは、この残りの「道徳的」領域が「正戦論」においてどのような形で現れてくるのかということである。このことは、戦争において「法律家のパラダイム」では解決しきれない事柄を例示することで、その輪郭が示されるであろう。

戦争において論じられなければならない、あるいは遵守されなければならない規則は、すでに示されているように「法的」領域から導かれるものだけではなく、「道徳的」領域から導かれるものも存在する。その全域としてのウォルツァーの言う「道徳的リアリティ」は、三つの領域に区分されている。第一には戦争の目的、すなわち国家が戦う理由の正当性としての「戦争への正義〔*jus ad bellum*〕」、第二にはそのために用いる手段の正当性としての「戦争における正義〔*jus in bello*〕」である²²。これらの二つが正戦論において古くから用いられている標準的な構成原理であるが、ウォルツァーは現代の戦争を考える際にはここに三つ目の領域、すなわち「戦後の正義〔*jus post bellum*〕」を加える必要性を主張している²³。そしてこのように戦争を三つの区分に分けて考えることが可能なのは、それぞれの領域の価値判断が論理的に独立しているからである。すなわち戦争は二度、あるいは三度と価値判断に晒されるのであり、前二者が目的と手段の関係にあることから理解されるように、戦争は正しい目的でもって始められ、不正な手段で戦われたり、不正な目的で始められても、正しく戦われたりするのである。したがって戦争を行なう両陣営においても、この二つの正義の条件を満たしているかどうかによって、片方の陣営のみが正しい戦争や、双方共に不正な戦争が存在しうる。そしてこの相互に独立した価値判断の基準が複数存在するということが、戦争を理解するのに「厄介な問題」となるのである²⁴。しかしここでは、さしあたって戦争の「道徳的リアリティ」の全体を構成するこれら三つの領域において、「法的」な規則と「道徳的」な規則との「ズレ」を考察することで、両者の区別および戦争の「道徳性」のあり方を明確にすることが必要なのである。しかしウォルツァーの論じる戦争全体の多様な要素を全て列挙することは困難であるため、本論では「法的」な規則と「道徳的」な規則との「ズレ」を見出すことの出来る主要な事柄について論じることとしたい。

4. 正戦論における「戦争への正義〔*jus ad bellum*〕」の道徳性

戦争の目的としての「戦争への正義」を構成する第一の原理は、国家および国民などの政治共同体が持つ領土保全や政治的主権などの権利である。先に見たようにこれらは「法的」にも認められるものであり、「法律家のパラダイム」はここから「内政不干渉」の原理と、それを破ることである「侵略」を明確に戦争犯罪として規定し、それに対する「自衛戦争」と集団安全保障に基づく「法執行の戦争」を正当化する。こうした政治共同体の権利を擁護し、侵略から保護するという理由だけが、戦争の「正しい目的」なのである。

しかしそれに対して、どこからが「自衛」のための行動と言えるのか、言い換えればどこからが「過剰防衛」となってしまうのかという、「法律家のパラダイム」では解決困難な、柔軟な判断

22 Ibid., pp. 21-22, 邦訳 81-83 ページ参照。

23 *Arguing about war*, p. xiii, 邦訳 7 ページ参照。『正しい戦争と不正な戦争』においては「戦後の正義」は、前二者ほど紙面を割いて論じられてはおらず、ウォルツァーは『戦争を論ずる』においてその重要性を改めて主張している。

24 *Just and Unjust Wars*, pp. 21-22, 邦訳 81-83 ページ参照。

が求められる問題がすぐに立ち表れることになる。集団的安全保障が一般的でなかった時代、あるいは、同じ集団安全保障の枠組みの内にはない国家同士で対立が生じた場合、平和を保つための理屈は専ら「勢力均衡」の考え方に頼ることになる。この考え方においては、軍備を増強し均衡を崩そうとする国家の動きは、一帯の諸国家の平和を乱すものと見なされるため、それを理由として、先に述べた「侵略」が実際に開始される前に「先制攻撃」を加える「予防戦争」が正当化されがちである。すなわち「自衛戦争」を認める「法律家のパラダイム」は、それだけでは「自衛」の意味を拡大解釈し、自国のための功利的観点から現実の「侵略」ではなく主観的な「恐怖」に対しても武力行使を開始してしまうのである²⁵。そこには現実の戦争が持つ「殺し合い」の重みが考慮されていないとウォルツァーは語る²⁶。しかし、現実の「侵略」を待っていては手遅れになってしまうという主張も現代においては一理あることは認められるであろう。例えば核兵器による侵略を待っていては、自国は再起不能の壊滅的な打撃を受けてしまうことになりかねない²⁷。したがって「自衛戦争」のルールは、「侵略」への対応においてのみ正当化されるということから、「侵略」の「差し迫った深刻な危機」への対応においても認められるという曖昧なものへと修正されることになる²⁸。

そして問題は新たに、この「差し迫った深刻な危機」が一体どの程度のものなのか、すなわち戦争の目的として正当化される「緊急事態」とはどのようなものかという点へと移行する。この「深刻な危機」や「緊急事態」といった言葉は、明らかに使い手の裁量によって幅広い意味を持つ。そして「戦争への正義」においてのみならず後述の「戦争における正義」においても、ほとんどの軍事行動の目的と手段は、この「今は緊急事態であるから、自軍の行動はやむをえない、必要なものなのだ」という理屈によって正当化されるのである。このことに対してウォルツァーは以下のように述べている。

「深刻な」というような言葉を含んだ一般的なルールは、人間の判断に対して広い道を開いている。——法律家のパラダイムの目的は疑いなく、それを狭め、あるいは完全にふさぐことである。²⁹

すなわち「法律家のパラダイム」は、その功利的観点ゆえに、常に現状を拡大解釈し、行動を起こすべき「緊急事態」だと主張しがちであり、それに対して「待った」をかけることができるのが「道徳的」観点なのである。このことは戦争の目的においても、手段においても同様である。したがって「道徳的」観点においては、仮想敵国が軍備を増強して均衡を乱した、ということが直ちに「先制攻撃」や「自衛戦争」の正当な目的になるとは認められない。例えば軍備増強に対

25 *Ibid.*, pp. 76-78, 邦訳 174-179 ページ参照。

26 *Ibid.*, p. 79, 邦訳 181 ページ参照。

27 したがって敵国の核兵器の脅威に対抗するためには自国も核兵器を持つという核抑止の理論が発生するが、「法律家のパラダイム」の主張と「道徳的」ルールとがこれ程までにわかりやすく乖離している例は他にないであろう。後述する「戦争における正義」の必須条件である人々の「生命の権利」の尊重を放棄し、民間人を確実に犠牲にする核兵器による脅しにこちらも同じ手段で対抗する様子は、不正に対して不正で対抗することであり、双方共に不正な状態であることは逃れられないのである。*Ibid.*, pp. 269-283, 邦訳 493-516 ページ参照。

28 *Ibid.*, pp. 80-82, 邦訳 182-184 ページ参照。

29 *Ibid.*, p. 85.

しては同盟を組む³⁰など、常に現実の武力行使以外の残された手段を試みることを「道徳的」観点では求めるのである。

これまでは自国が「侵略」を受けた場合の話であったが、次に他国が「侵略」を受けた場合、自国は「道徳的」にどのような行動を取ることが必要なのだろうか。「法律家のパラダイム」は基本的に「内政不干涉」の原則を主張するが、ここにも修正すべき二つの例外が存在する。一つはある国家内の内戦などに乗じて、先に別の国家が干渉を開始した場合に行なわれる「対抗干渉 (counter-intervention)」である³¹。ある国家内での独立闘争などの内戦は、基本的には民族の「自助」と「自決」の権利を尊重するために干渉すべきではない事例であるが、別の国家が一方の側に支援などを行い内戦の均衡を崩そうとした場合には、その均衡を取り戻すという目的においてのみ「対抗干渉」を行なう権利が別の諸国家にも与えられる³²。したがって「対抗干渉」の目的は、内戦が起きている国家内の民族の「自助」と「自決」の権利を尊重するために、「当事国を固定化し、均衡を保ち、現地勢力間の闘争に一定程度のまとまりを回復すること」であって、一方の側を支援して勝利させることではない³³。そしてこの「自助」と「自決」のために均衡を保つという意図が貫徹されるかどうかは、干渉国の道徳的な誠実さに依存している。すなわち「対抗干渉」を認める、というだけの「法律家のパラダイム」では、ベトナム戦争におけるアメリカのように闘争をエスカレートさせ、いつの間にかそれが「アメリカの目的のためのアメリカの戦争」となってしまうのである³⁴。

このようにある国家内の内戦は、基本的に干渉すべきではない事柄であるが、そうも言うてはいられないもう一つの事例が、「内政不干涉」の原則に対する二つ目の例外を導き出す。すなわち一つの国家内におけるマイノリティの迫害、虐殺に対しては、必然的に第三国の何らかの形での干渉が必要であり、それは時として「人道的介入」という武力行使を伴うのである³⁵。このような場合には、迫害されているマイノリティの側はマジョリティに対抗する力を持たないため、「法律家のパラダイム」から導かれる内政不干涉の原則や、「自決」、「自助」を促す程度の支援では、現在進行形で行なわれている虐殺などの迫害を止めることはできない。このような場合一般的なイメージにおいては、内戦の起きている国家に対して、内戦鎮圧後の支配権や産業の利権などの何らかの政治的利益を見据えて、その内戦に一枚噛んでおきたいと考えている周辺国や大国が、道徳的云々などということを持ち出さなくとも自国の利益のために勝手に介入していくだろう、そして正戦論はせいぜい介入国の下心をカムフラージュする言い訳に用いられるにすぎないであろう、と思われがちである。しかしウォルツァーはこのイメージは一面的なものに過ぎないと考えている。というのもウォルツァーの「人道的介入」における主眼は常に「人命救助」に置かれており、この目的だけが介入に「道徳的」正当性を与えるものだからである³⁶。すなわち現に進行

30 *Ibid.*, p. 79, 邦訳 180 ページ参照。

31 特に内戦などが起きていない国家が侵略を受けた場合は、集団安全保障などに基づいて同盟国にも「自衛戦争」、「法執行の戦争」を行なう権利が生じる。*Ibid.*, pp. 58-63, 邦訳 146-153 ページ参照。

32 *Ibid.*, p. 90, 邦訳 199 ページ参照。

33 *Ibid.*, p. 97, 邦訳 210-211 ページ参照。

34 「公式的なアメリカ版バージョン——すなわち、北ベトナムの南ベトナム侵攻とともに闘争が始まり、それに対して合衆国は条約上の義務でもって応答したにすぎないということ——は緊密に法律家のパラダイムを追っているが、そんなものは表面的にすら信じがたい。」*Ibid.*, p. 97, 邦訳 211 ページ参照。

35 *Ibid.*, pp. 101-108, 邦訳 217-228 ページ参照。

36 *Arguing about war*, pp. 101-102, 邦訳 218 ページ参照。

している虐殺を止め、「人命救助」を成功させるには、陸軍、歩兵の投入による直接的な介入が必要であり、空爆だけでは不十分である。そしてこの陸軍や歩兵の投入を決定することは、自国の兵士を生命の危機に直接晒すことを決定するということであり、「民主的決定」が「法律家のパラダイム」およびそれに基づいて行なわれる「理性的な審議」にのみ従ってなされるとしたら、果たしてそのような決定がなされるかどうかは甚だ疑問である。

この「法律家のパラダイム」および「理性的な審議」において各国が介入の決断を下すには、自国民の支持が必要であり、そのための「合理的な根拠」を示す必要がある。それゆえにこのパラダイムには必然的に功利的な観点が持ち込まれることになる。すなわち介入が成功するという見込みと、その尺度として、介入による害悪の合計が便益の合計を越えてはならないとする「比例性の原則 (the proportionality maxim)」である³⁷。これらの功利的な観点は、まず現代の民主主義国家を介入に対して躊躇させることになる。マイノリティ保護や侵略の阻止、それに伴う専制の排除など、介入によって守られるべき価値は、現実には計算可能な自国の死者数と比べることはできない。介入によって具体的に何人助かったのかは知ることが出来ず、我々に示されるのは何人死んだかということだけである。ましてや迫害によって抑圧されているのが自国民でないのであればなおさらである。したがって介入自体にかかるコストと、仮にそれが成功したとしてもその後の責任に伴うコストを考慮すれば、よほど利益の見込める政治的目的が何か裏にない限り、介入はとても支持されえないであろう。確かにウォルツァー自身も、政治的目的が全くない、純粹に人道的な意図によってのみ行なわれる介入などというものはありえないと考えている。それでもなお「人道的介入」が道徳的に正当化されるためには、それが「人類の道徳的良心に衝撃を与える行為」に対する応答である場合のみである³⁸。そこでコストの問題を踏み越えて介入に踏み切るために必要なのは、一般の人々が日常的活動の中で獲得してきた「道徳的信念 (the moral conviction)」であるとウォルツァーは語っている³⁹。さらに、ある国内におけるマイノリティの迫害は、国家に対する別の国家の侵略行為ではないため、集団的安全保障の枠組みで対処すべき事例ではなく、あくまで当事国の国内問題として捉えられてしまうことになる。それゆえに「人道的介入」はあくまで「法的義務」ではなく「道徳的」な「不完全義務」に留まるとウォルツァーは考えている⁴⁰。

したがってウォルツァーの考える「戦争への正義」、すなわち武力行使を伴う介入を正当化しうる目的とは、おおよそそれが自国や近隣諸国に対する「侵略」あるいは「差し迫った、深刻な侵略の危機」に対応するため、ということ、あるいはある国家内で現に進行中の迫害などを止め、マイノリティの人々の生命を救出するため、ということになるであろう。「自衛戦争」においても、「人道的介入」においても、ここで重要なのは危機が「現在進行形」であるということであり、未来における侵略の可能性であるとか、過去における侵略行為の責任などは、「戦争への正義」に適う戦争目的にはなりえないということである⁴¹。これらの観点は「法律家のパラダイム」からもあ

37 *Just and Unjust Wars*, pp. 129-133, 邦訳 263-270 ページ参照。

38 *Ibid.*, p. 107, 邦訳 227 ページ参照。 *Arguing about war*, p. 69, 邦訳 106 ページ参照。

39 *Ibid.*, p. 107, 邦訳 227 ページ参照。

40 邦訳 20 ページ参照。

41 ウォルツァーは介入による直接的な武力行使を容認するとともに、それ以前の武力行使に満たない圧力、すなわち武力による「威嚇を伴った封鎖体制」を重視している。「人道的介入」はあくまで「今なされている迫害」を止めるときにのみ正当化されるため、抑圧的な政治体制に対する「体制転換」を介入の理由とすることは「予防戦争の禁止」という観点から否定されている。すなわち 2003 年のイラク戦争においては、アメリカの介入の目的は「今なされている迫害」を止めることではなく、「大量破壊

る程度は導かれるものであるが、例えば「侵略」の危機の「深刻さ」をどの程度のものと理解するのか、どの程度の「対抗干渉」が均衡を取り戻すことになるのか、どの程度のコストまでを引き受けて人道的介入を請け負うべきなのかといった現実の複雑な事情は、「法律家のパラダイム」から杓子定規に導かれるものではなく、常に「道徳的」観点からの補助を必要としているのである。

5. 正戦論における「戦争における正義〔*jus in bellum*〕」の道徳性

次に、戦争のもう一つの正義、すなわち手段の正当性である「戦争における正義」に対するウォルツァーの考え方を考察しなければならない。先にも述べたとおり、戦争の目的と手段の正当性、すなわち「戦争への正義」と「戦争における正義」は論理的に独立した二つの価値判断であり、戦争の目的の正不正は、戦場における兵士の戦い方や扱われ方には影響しない。不正な侵略戦争を行なっている敵軍の兵士たちに対しては、いかなる対抗手段も許されるわけではない。不正な目的に対して不正な手段で対抗することはやはり不正であり、正当な目的から不正な手段を行使することもまた不正である。したがって正しい戦争は目的と手段双方において正しいものでなければならない。少なくとも両陣営共に兵士たちは自分たちの戦争目的が正義であると信じている以上、戦闘の方法も正しいものでなければならず、それゆえに戦争には一定のルールが存在する⁴²。そしてそのルールもまた「戦争への正義」の場合と同様に、「法律家のパラダイム」から導かれる部分と、それからは必ずしも導かれず、あるいはそれとは反するが「道徳的」には遵守すべきとされる部分とに分裂してしまっているのである。

「戦争への正義」においてすでに述べたように、戦争に対する「法律家のパラダイム」の方針は自陣営にとっての功利性と比例性の原理によって大部分が決められており、それはこの「戦争における正義」においてもほぼ同様である。これらの観点に従えば第一に重要なのは自軍の勝利およびそのための軍事目的の遂行であり、次いで重要なのは兵士を含めた自国民の生命の保護である。そこで全ての軍事作戦においては、その作戦を立案した軍将校に対して二方向の責任が課されることになる⁴³。一つは「上への責任」、すなわち主権者である国民への責任であり、その内容は端的には作戦の遂行によって勝利を得ること、失敗を避けることである。もう一つは「下への責任」、すなわち実際に戦地に赴く兵士である部下への責任であり、その内容はもちろん彼らの生命のリスクを最小に抑えるよう努力することである。この二方向の責任は軍規およびそれを含む国内の制度の内に、すなわち「法的」領域の内に位置づけられているため、比較的受け入れられやすい考え方である。しかしウォルツァーはこの二方向の責任を「位階的責任 (the hierarchical responsibilities)」と呼び、それとは別に戦時において「道徳的」には守られるべきである「非位

兵器の保有疑惑」という名目にかこつけた「体制転換」であったため、ウォルツァーは介入すべきではなかったと主張する。しかしその責任はアメリカ一国にあるのではなく、湾岸戦争後には効果的に機能していた封鎖体制（経済封鎖、国連の査察体制、飛行禁止区域の設定など）への協力を放棄し、そのためにかかる負担を全てアメリカ一国に押し付け、長期間に渡る封鎖のコストよりも武力介入による短期決戦へとアメリカを向かわせてしまったヨーロッパ諸国にもあるとウォルツァーは論じている。またウォルツァーは「体制転換」を直接的目的とする武力介入を否定するが、同時に抑圧的体制の危険性を緩和し、民主的体制へとゆるやかに転換させていく間接的な「体制転換」の効果を先の「武力による威嚇を伴う封鎖体制」の内に見ている。*Just and Unjust Wars*, pp. ix-xviii, 邦訳 1-15 ページ参照。

42 *Ibid.*, pp. 127-128, 邦訳 261-263 ページ参照。

43 *Arguing about war*, pp. 23-32, 邦訳 43-54 ページ参照。

「階位的責任」というものが存在することを指摘している⁴⁴。この「非階位的責任」の対象は、その国の階位的制のうちにいかなる場所も持たない「他国の民間人」、すなわち敵国あるいは介入先の国家の民間人である。先にも見たように、そもそも「人道的介入」の場合には、救出しようとしている人々は自国民ではないため、その救出はいかなる「階位的責任」も伴わない「道徳的」な「不完全義務」である。また武力介入を行なった場合にも、他国の民間人の保護は、それが軍事目的に反しない間は「階位的責任」と一致しうが、無論両者が一致しない状況というものには戦地においてはいくらかでも見出されるのである。したがって「階位的責任」のもとでは最優先されるのは軍事目的の遂行であり、次いで自国民（兵士）の保護、そして他国の民間人の保護は常に最下層に位置づけられる。そしてそれが前二者と矛盾する場合には、容易に切り捨てられてしまうことになる。というのも戦地における「極限状況の功利主義⁴⁵」は、それが勝利や自国の兵士の生存率上昇に繋がるのなら「ゲリラとの区別がつかないなら全て殺せ」というような極端な決断を下しうるからであり、その際たるものが広島、長崎への原爆投下であると言える。そしてこの決断は「階位的責任」には何ら矛盾していない。ウォルツァーはこの「非階位的責任」としての他国の民間人保護の必要性を強く主張しているが、それらは国際社会の「法的」制度によっては十分には確立されえないと述べている⁴⁶。彼は介入においてこの「非階位的責任」が全うされる筋道の希望を、自国の民間人による「道徳的」な訴えの内に見るに留めている。すなわち自国の軍隊が勝利のためとはいえ、他国の民間人に残虐な振る舞いをするような戦争を支持しないという国民の声が重要なのである⁴⁷。そのような訴えは功利的観点から出てくるのでも、法律のうちに規定されているのでもないであろう。

したがって自国の勝利および利益を最優先の目的とする功利性や比例性の原理に基づく「法律家のパラダイム」は必要とあらば、敵国の兵士は言うまでもなく、敵国の民間人、次いで自国の兵士、最悪の場合には自国の民間人の一部が犠牲になることも止むをえないという判断を下しうる。それに対してウォルツァーの要請する「道徳的」観点は、簡潔に言えば一言で済むものである。すなわち戦争においてもそれに参加する兵士、あるいは巻き込まれた現地の人々を含めて全ての人々の「人権」、「生命の権利 (right to life)」を尊重することである⁴⁸。功利的観点からはその行動がたとえ自軍にとって不利益になろうとも、非戦闘員は救出、あるいは保護されなければならず、もちろん軍事作戦に巻き込んで「多少の犠牲」は仕方なかったのだと納得することも「道徳的」観点からは許されないことである。したがって民間人を巻き込む恐れのある広範囲に渡る爆撃や大量破壊兵器の使用も認められず、たとえ敵軍が民間人に紛れてテロやゲリラ戦を仕掛けてこようとも、民間人を犠牲にしてはならないというスタンスを崩すことは認められないのである。またこの「生命の権利」の尊重は敵軍の兵士に対しても同様に適用されることもある。すなわち兵士といってもすでに戦闘能力を持たない捕虜や、戦意を喪失し降伏の意を示した者、そして戦

44 *Ibid.*, p. 25, 邦訳 46 ページ参照。

45 *Ibid.*, p. 40, 邦訳 64 ページ参照。

46 ウォルツァーは国際社会において「法的」な観点からこの「非階位的責任」を確立しようとする例として、民間査察委員会や国際裁判所などの例を挙げているが、いずれも実効性に欠けると述べている。すなわち前者においては、ある国の市民が別の国の軍隊を査察しても何の強制力も発揮しえず、後者においては第二次大戦後のニュルンベルク法廷において示されたように「伝統的に戦争法の範疇では、階位的責任が非階位的責任を凌駕している」のである。*Ibid.*, pp. 30-31, 邦訳 51-52 ページ参照。

47 *Ibid.*, p. 32, 邦訳 54 ページ参照。

48 *Ibid.*, pp. 133-137, 邦訳 270-276 ページ参照。

闘状態を全く想定せずに行動している兵士⁴⁹は、やはり敵兵だからという理由によって直ちに攻撃することが許されるわけではなく、保護されなければならないのである。したがって最終的には殺害を目的として攻撃を仕掛けてよいのは、自軍の作戦遂行を妨げる意図を持ってこちらと同様に軍事的攻撃を仕掛けてくる敵兵に対してのみであろう。もちろん相手に戦意があろうともその戦闘が自軍の目的にとって必須ではなく、回避可能であるのなら、戦闘は避けられるべきである。

しかしウォルツァーの主張するこれらの「道徳的」に遵守すべきルールは、現実の戦争のあり方を考慮するとかなりハードルの高いものであると言えよう。自軍の不利になろうとも敵兵や民間人を保護せよと言っても、こちらも自分の生命や自国の共同体の運命が賭かっているのは同様である。それらに代えても保護すべき価値など容易には想像できないであろう。しかしここでこの「道徳的」に遵守すべきルールに違反し、功利性、比例性の原理を優先することを正当化する「法律家のパラダイム」の抗弁は、前節の「戦争への正義」においてと同様に、実はほぼ一種類しかないということには着目すべきであろう。その抗弁とはすなわち「今は緊急事態であるため、その行為が必要だったのだ」という「最高度緊急事態 (Supreme Emergency⁵⁰)」の理論に基づくものである。たとえ歴史上のこうした主張がなされた事例のほとんどが最高度に緊急な事態でもなく、あとから考えれば他に被害を抑えられる方法はいくらでもあったとしても、ウォルツァーの主張は「最高度緊急事態」など存在しないため、いかなる場合においても「道徳的」要請を遵守すべきだということではない。彼は歴史上唯一存在した「最高度緊急事態」として、第二次世界大戦におけるナチスドイツの脅威を念頭に置いている。ナチスドイツに対しては戦争を回避する余裕もなく、また手段を選んでいる余裕もなかったのである⁵¹。

したがってウォルツァーの考える「道徳的」要請の役割は、「戦争への正義」の場合と同様に「戦争における正義」においても、今が緊急事態であると主張して功利性、比例性を優先して戦争を起こそうとする、あるいは保護されるべき人々の生命を犠牲にする可能性のある戦法を取ろうとする「法律家のパラダイム」の早まった決断をぎりぎりまで押し留めようとするることなのである⁵²。しかし、先に見たように当然その方法は必ずしも実効力を伴う頼もしいものではない。何度となく繰り返される議論によって民意となった人々の「道徳的な感覚や信念」が国家の戦争に対する「民主的決定」に影響を及ぼすまで待たねばならず、こうした「道徳的」ルールの遵守がその国の内で国内法として明文化されることはもちろん、信頼ある国際法として確定される道のは直ちに明確に示されるものではない。

49 ウォルツァーは例として、安全な自軍の陣地内でコーヒーを飲んでいたり、シャワーを浴びていたりする兵士をスナイパーが狙撃するという事例を挙げている。このような事例においては多数の狙撃手たちが道徳的な罪悪感を持っており、それは彼らが狙撃した相手が冷徹な敵兵の姿ではなく自分たちと共通の人間らしいものであったことに起因しているとウォルツァーは考えている。 *Just and Unjust Wars*, pp. 138-143, 邦訳 278-288 ページ参照。

50 *Ibid.*, pp. 251-268, 邦訳 462-489 ページ参照。 *Arguing about war*, pp. 33-50, 邦訳 55-78 ページ参照。

51 ナチスドイツに対して行なわれた史実上の軍事行動の全てを直ちに肯定しようという意味ではなく、ナチスドイツのイデオロギーは、ヨーロッパ社会の内で他国と共存していくことが不可能なものであったという意味である。 *Just and Unjust Wars*, pp. 251-268, 邦訳 462-489 ページ参照。

52 ウォルツァーは「たとえ天が落ちてこようと正義を行なえ (*Fiat justitia ruat coelum*)」というカント的な絶対的徳主義に対して「天が(本当)に落ちてこない限り、正義を行なうべし (do justice unless the heavens are (really) about to fall.)」と述べている。ナチズムや核兵器の脅威のように、現代においてはカントの時代にはありえなかったような天が落ちてきかねない事態が存在しうるのである。 *Ibid.*, p. 231, 参照 428 ページ参照。

6. 正戦論における「戦争後の正義〔*jus post bellum*〕」の道徳性

ウォルツァーが正戦論について論じた二つの主要な著書の内、最初の『正しい戦争の不正な戦争』においては、戦争の目的と手段の正当性が重視されていたが、後に書かれた『戦争を論ずる——正戦のモラル・リアリティー』においては、この「戦争後の正義」もまた前二者の正義に付け加えられるべき、重要な三番目の要素として挙げられている⁵³。というのも武力介入の際に国家が掲げていた正当な目的の真偽は、戦後の行動によってのみ証明されるからである。この戦後の行動においては、その戦争の目的や形態、そして結果の勝敗などの様々な要素によって考察すべき事例は当然細かく分岐していくことになるが、ここでは現代の正当化されうる戦争の形態としてウォルツァーが主張する「人道的介入」の事例に限定して見ていくこととしたい。

すでに述べたように「人道的介入」の目的は、近隣諸国の内部において迫害され、生命の危機に陥っている人々を救出し保護することを目的としている。その際介入した国家の側はなるべくこの目的以外に政治的利害などの他の目的を持たない、あるいは表に出さないことが自身の介入の正当性を裏付けることになるため、第一には迅速な介入と同時にそれが成功したならば迅速に撤退することが求められてきた⁵⁴。しかし「人道的介入」においても、通常の「自衛戦争」、「法執行の戦争」においても同様であるが、およそこうした介入が必要となるような差し迫った危機を生じさせているのは現地の不安定な情勢、あるいは独裁、専制などの不正な体制であろう。したがって颯爽と現れ助けて、颯爽と去っていくだけでは、こうした迫害などの危機の種はその場に残ったままとなってしまう⁵⁵。「戦争後の正義」において述べたように、戦争の正当な目的はあくまで「現在進行形の」差し迫った危機でなければならず、過去への遡及や未来への予見は正当な目的とはなりえず、相手国の体制変更のみを目的とすることも許されない。しかし「現在進行形の」危機に対処するために介入した国家には、そのような危機が今後生じないようにするという戦後の「道徳的」責任が課せられるのである⁵⁶。そしてこのような責任には時間的、金銭的、人的に莫大なコストが掛かることは周知の通りである。介入によって治安は悪化し、このまま撤退しても情勢が良くなる見通しが無い以上、誰かが駐留し、誰かが援助を行なうことによって、そうした危機が発生しないような状態にまで回復させなければならない。もちろんそれは、介入した側が全てを取り仕切って強行的に新たな体制を打ち立てることを意味しているのではない。それでは介入は単なる侵略に後退してしまうからである。体制の立て直しはあくまで現地住民の「自助」と「自決」を尊重する形でなされなければならない、必要なのはそれを阻害せず促進する程度の援助と、長期間に渡る忍耐ということになる。駐留する兵士たちは、戦争が終わったにもかかわらずテロなどによる生命の危機に晒され続けることになり、国内では無関係の国家の内乱

53 注 23 参照。

54 *Arguing about war*, p. 70, 邦訳 107 ページ参照。

55 *Ibid.*, p. 70, 邦訳 108 ページ参照。

56 「法律家のパラダイム」はそもそも「人道的介入」を義務付けたりはしないので、こうした戦後の責任もそこから導かれるものではない。したがって本論で論ずる戦後の責任はすべて「道徳的」観点から導かれるものである。「戦争後の正義」において「法律家のパラダイム」から導かれるものとしては、通常の「自衛戦争」や「法執行の戦争」において敗戦国に課せられる賠償責任や、戦争犯罪者の司法の場での判断に基づく処罰などが挙げられる。*Just and Unjust Wars*, pp. 287-325, 邦訳 519-582 ページ参照。

にいつまで関わらなければならないのかという反対の世論も生じてくる。

こうした不完全義務としての「道徳的」なコストを全て負担するのは、もはや一国だけで可能な事柄ではないだろう。そもそも不完全義務としての「戦争後の正義」は、介入した国家にのみ課せられるものではなく、援助が可能である全ての国家、組織に課せられているのである。それゆえに必要なのは国連などの多国間主義的な協調体制である。それによって一国では支払い不可能なコストを分割できると同時に、介入国の暴走を防ぎ、介入とその後の干渉とに正当性と国際的な承認を与えることが可能となるのである。しかし現実の国連が露呈しているように、多国間主義は万能ではなく、手詰まりや怠慢に墮する可能性も高い。したがって迅速な行動のためにも多国間主義とは逆の単独行動主義もまた必要であり、両方の立場の何らかの協働が必要であるとウォルツァーは論じている⁵⁷。さらにそこに様々なNPOやNGO、多国籍企業やボランティア団体などの多様な国際的な組織による援助、協力を得ることで、迫害を生じさせるような危険な体制から、そうした危険性を徐々に取り除き、「間接的な体制転換」が実現されるのである⁵⁸。こうして「道徳的」観点における「戦争後の正義」も果たすことが可能となるのである。

7. まとめ

マイケル・ウォルツァーの正戦論において、戦争に関する決断が「法的」なものではなく「道徳的」な価値判断であることの理由は、これまでの論述から明らかであるように、「法的」判断、すなわち「法律家のパラダイム」に基づく判断によっては遵守されとは限らない、「道徳的」ルールが戦争において存在するからであった。「戦争後の正義」においては、「法律家のパラダイム」と「道徳的」ルールとのズレは、戦争の正当な目的として認められる「差し迫った深刻な危機」をどの程度のものとして理解するかという点にあった。「法律家のパラダイム」はこのことについて功利的観点および比例性の原則から、早まった判断を下しがちである。それはこのパラダイムにおいては「敵国の民間人」の価値が度外視されているからであり、そうした早まった判断に対して、「道徳的」観点はぎりぎりまで「待った」をかけるのである。次の「戦争における正義」における「道徳的」ルールは、全ての人々の「生命の権利」を尊重することであり、それに対して「法律家のパラダイム」はやはり現在が「差し迫った深刻な危機」の状態、すなわち「最高度緊急事態」であり、手段を選んでいる余裕も、犠牲を気にする余裕も無いと反論するのである。最後の「戦争後の正義」における「道徳的」ルールは、武力行使の後に現状を回復し、その武力行使を必要とするような事態が二度と生じないようにするという「道徳的」責任があるというものであった。

以上のようなズレが存在するがゆえに、「法律家のパラダイム」だけでは不十分であり、戦争における価値判断、国家の「民主的決定」は常に「道徳的」判断でなければならないのである。しかしそれは「法律家のパラダイム」を放棄し、あるいはそれを改良していく努力を不必要とすることではない。それゆえ、ウォルツァーの思想は国際的な法秩序を考慮せず、戦争の是非を各国

57 *Arguing about war*, p. 78, 邦訳 118 ページ参照。

58 注 16 参照。

の勝手な判断に委ね、徒に紛争の危機を増やすだけだというパッハマンの指摘に対しては、以下のように答えることができるだろう。ウォルツァーの正戦論における「道徳的」判断は、第一に、「法律家のパラダイム」を前提とするものであり、それに修正を加えることはあっても、排他的な関係にあるのではない。第二に、このような「道徳的」判断も加味した「民主的決定」は、国内的にも、国際的にも単独主義的な単なる独断ではない。これらの決定は国内的には民主的なプロセスを経ており、また国際的にも、国際的な法秩序や議論に基づく「多国間主義的承認」を含むものであり、決して徹頭徹尾一国のみによる判断ではない⁵⁹。したがってウォルツァーは国際的な法秩序の構築、改良を放棄しているのではなく、現にそれが完全には存在しないために紛争があちこちで生じている現代社会において、その構築と完成のために戦わねばならないと考えているのである。すなわちこうした法が未完成な状態である戦争において「道徳的」判断と議論を積み重ねていくことだけが、国際社会や戦争における法秩序を完成へと近づけてゆくのである。

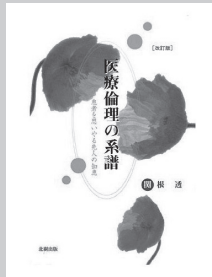
そしてこれらの「道徳的」判断は、ウォルツァーによれば理性的な判断であると同時に、ある種の「非合理的なもの」にも依存している。それをウォルツァーは「良心 (conscience)」、「信念 (conviction)」、「感受性 (sensitivity)」、「感情 (emotion)」などの言葉でたびたび表現している⁶⁰。しかしウォルツァーの主張は主観的な独断によって「道徳的」判断を下すべきだということではない。これらの主観的な要素をなるべく排除しようとしてきた「法律家のパラダイム」が、不十分な判断を下す可能性がある以上、そこに人間が理性と同時に生まれながらに持っている自然な「情念 (passion)」の重要性を見直し、組み込む必要があるのではないかということである⁶¹。

59 本論においては「単独主義的主導」と「多国間主義的承認」は「戦争後の正義」においてのみ登場する。しかしこのような自立性と協働の両立という社会の構造は、人道的介入の是非をめぐる議論においてのみならず、ウォルツァーの目指す「グローバルな市民社会」の基本理念となっており、戦争の是非を判断するいかなる場面においてもこの二つの理念は必要な契機となっていることは明らかである。Ibid., pp. 171-191, 邦訳 237-262 ページ参照。

60 ジェームズ・ターナー・ジョンソンは、このような「非合理的なもの」をさらに以下のように言い表している。「ウォルツァーは『正しい戦争と不正な戦争』を通して首尾一貫して、戦争における道徳的束縛の基礎をなす判断が、戦争の恐怖に直面した憎悪、怒り、拒絶に根ざしているということの説明の例を多用している。しかし『正しい戦争と不正な戦争』はその上で、特定の恐怖に対する道徳的な怒りが、それだけでは不十分であることを明確にしている。このことは、そのような正義や公平さについての基礎的な観念を含む、より大きな道徳的な判断へと統合される必要がある。」James Turner Johnson, *Morality of Contemporary Warfare* (New Haven: Yale University Press, 1999), p. 18. 彼によれば、ウォルツァーが「道徳的」判断の原動力として随所で示唆している「感情」的なものの中身は、人類愛や同情のようなものではなくむしろ、戦争に対する「憎悪」「怒り」「拒絶」といった激しい感情である。この指摘は、ウォルツァーの正戦論における「道徳的」判断が常に非戦を選ぶものではなく、平和のために戦う必要があるという基本的な立場だけではなく、戦争に満たないあらゆる政治活動において「闘争」を基本原理とする政治哲学的な信念をも表している。すなわち政治的闘争の勝敗を分けるものは情熱、情念の有無であるとウォルツァーは考えているのである。

61 *Politics and Passion*, pp. 110-130, 邦訳 185-214 ページ参照。

学・術・道一体医療への日本医療倫理思想の歩み



尾崎恭一（埼玉学園大学）

書評：関根透『医療倫理の系譜——患者を思いやる先人の知恵〔改訂版〕』（北樹出版、2008年、240頁及び索引7頁）

本書は、著者が早くも1970年以来、約40年間にわたって続けてきた日本医療倫理史研究の成果を、主に古代から戦前までの期間についてまとめたものである。分析された資料の豊富さ、論及された医療倫理問題の多様さ、対象となった歴史の長さなどにおいて、本書に匹敵する類書は存在しない。さらに、長年の研究から獲得した視点に基づいて、日本の医療倫理思想史上に現れた様々な人物や思想・制度・風潮に対して著者が明確な評価を下しているところに、本書の特長がある。これらの点について、本書の内容を私見を交えつつ紹介することにした。なお、本書は医科歯科専攻の学生を対象にしつつ、専門書としての実質をそなえている。また、改訂は難解なテキストにルビをつけ誤植を直すためになされたのみで、内容の変更はない。

まずは、評者の限界と視点について述べておこう。評者は現代の欧米由来の医療倫理を専攻しているが、日本医療倫理思想史については門外漢である。このため、著者が対象として取り上げた人物や思想、制度、風潮そのものについて、著者の説明や判断を専門的に論評することはできない。にもかかわらず、評者があえて本書を取り上げる理由は、著者が捉えた日本古来の医療倫理の特質と、著者が指摘するその現代的意義について考えることは、日本における医療倫理を探究する者にとってきわめて重要だと考えるからである。というのも医療倫理学のような実践的な学問においては、抽象的な理論研究のみに留まるなら、それは現場から遊離した無力な空論となり、存在意義を失ってしまうからである。そうならないためには、一方で医療実践の現状をふまえた研究が求められるとともに、他方でその現状の因って来る過去の実態や思想に関する研究が求められるのである。現に欧米の医療倫理学は、古代ギリシア以来の様々な医療倫理思想と対決し、あるいはそれを発展させ、限定し、克服しながら発展してきた。ところが、我が国では、自らの医療倫理思想史を踏まえた医療倫理研究は例外的な存在に留まっている。この点で、本書が重要な存在意義をもつことは言を待たない。このような認識と視点から、本書を取り上げることにしたい。

さて、本書の中心は、本格的論考として時代順に述べられた九章であり、前後に「はじめに」と「あとがき」、第二次大戦後に触れた簡潔な第十章がある。本論の九章は「古代」（飛鳥以前）、飛鳥、奈良、平安、鎌倉、室町、安土・桃山、江戸、明治～昭和初期というほぼオーソドックスな時代区分に従って論じられている。つまり、政治経済的文化的な社会的転換が、医療や医療倫理の転換（それらの概念転換を含む）と連動していることが叙述されている。ただし分量上は、江戸時代と明治以降が重点的に扱われてこの本論部の半分弱を占め、奈良・平安・鎌倉がそれに

次ぐ詳しきである。また他の時代についても、分量は多くないものの力のこもった記述がなされている。各章の冒頭では、各時代の「概観と背景」が説明され、次にその時代に特徴的な「医療観」あるいは医療や医療倫理の実情を解説し、それから重要な人物の著作や業績の検討に入っていく、というものである。改訂版で資料にルビがたくさん振られたことと併せて、一般には馴染みの薄い人物の業績や思想を門外漢が理解する上で、配慮の行き届いた構成だと思われる。

「はじめに」によると、著者がめざす日本医療倫理思想史研究の目的は、三点である (pp. 12-14)。第一に、現代日本における医療問題解決の道を求め、医療も倫理もともに前提すべき「人間愛」に基づく「人間学」を根底においた「医療倫理学」を模索すること。第二に、日本人の風土と歴史に根差し営まれてきた医療倫理から我々が「共感」し「共鳴できる」部分を掬い上げ、西欧近代の合理性の影響が強い現代日本の医療倫理に生かすために、「日本における医の倫理思想史」を体系的に捉えること。それにより著者が目指すのは、「病気を診るより病人を診」る医療倫理的態度によって「医療者側と患者側との信頼関係」を再構築していくことである。第三に、「他人には幸福の実現を、自分には自己完成の精神を目標とすべきことを教えている」先人に学び「二十一世紀の日本のあるべき医療の倫理」を展望することである、という。そして、これらの問題意識の前提として、著者は「学・術・道の三要素……この三要素が備わってこそ真の医療行為ができる」としている。「学」とは医学、術とは「医術」、そして「道」とは「医学的な道德や倫理である」(p. 15)。

こうした目的から、著者が本論で取り上げる論点は多岐にわたる。そのいくつかを列挙すると次のようになる。例えば、古今の宗教的救済と医療（病気になる原因を宗教的道德的な罪に求める考え方は、患者救済を喚起するとともに、病人差別も起した）、古代身分制下の医療官営（一部の医療水準を高めたが、医療格差拡大を招くうえ、薬草採取など医療のために労役を強化することになった）、古代僧医・看病僧・病人の医療倫理（医療者の専断的な医療でなく、患者の自己治療を求めかつ尊重する医療者の思いやりある医療の根底にある相互信頼）、医業と営利（中世の自由診療開始は受療者層を拡大したが、営利主義から粗悪な医療が横行し、その後の各時代では様々な制度作りによりその欠陥の克服が試みられることになった）、外来先進医学への対応（外来医学は有効性から受け入れながら、その倫理観は軽視された。これへの批判として、外来医学の物まねですますべきでなく体験的実証を重んずるべきだとする倫理的自覚が続いた）、医学（科学性）・医術（実効性）・医道（倫理性）三者一体論による全人的医療、戦争と医療（中世以来の敵味方への平等な博愛医療と日赤設立への道）、社会保険創設（貧者への医療保障の追求と、それが大正期と戦前期の二度にわたって戦争遂行目的に絡めとられた問題）、末期の看取りと予後不良告知（思いやりと自己決定尊重、告知の是非や死への従容とした態度）、医師教育と資格付与（医療の質保証責任と研鑽義務）、総体的な医療倫理規範（各時代におけるその考究と教育啓蒙問題）、そして各時代の医師が見せた様々な倫理的行動の紹介とその意義の検討がなされている。

これらの多くについて、学ばされ、また著者の称揚や批判に共鳴させられた。ただ、著者が最も高く評価する医学・医術・医道三者一体論で橋田邦彦に言及した部分について、評者の（浅学ゆえか）理解が及ばないのは、残念である。橋田は、「近衛、東条内閣の文部大臣」を務めた一方で、「学は道に則り、術は道に従う。……夫れ医の道は人の道なり」とし、「病人をみる時に、自分を見ると全く同じ気持ちでみられる気分のできるところに仁がある」と論じていたという (pp.

231-234)。この医療倫理観は、道元の『正法眼蔵』に基づいていたとされる。著者は、戦争については医療の倫理に反するとして他の時代の叙述でも批判し、ここでも「戦争への道は、非倫理的な面を醸成するだけである」と明快な戦争批判を述べている。他方、橋田は学徒まで他国を侵略する戦争に駆り出し、A級戦犯の指定を受けて自殺するにいたった。この点について、彼が基にした『正法眼蔵』論を含めて詳述し解明して頂ければと思う。

これまで、日本の伝統的な医療倫理については、患者の理解や承認がなくても、医療者に患者への思いやりがあったり患者の信頼感があったりするなら、専断的な医療を行ってよいとする、一方的な心情融合倫理を日本的な医療倫理とみなす素人判断が横行してきた。そのせいで、医療者と患者との間で互いの人権を理解し尊重しあう、現代の倫理にふさわしい医療倫理を現場に広め深めることが妨げられてきた。これに対して、著者は長年の歴史研究から豊富な医療実践記録や医療倫理文献を踏まえて、「患者の人権を尊重した『医療倫理』」(p. 236)が日本医療倫理思想史の発展可能性のひとつとして確かに存在していることを確認し評価するに至っている。つまり、著者の日本医療倫理史研究は、我が国の戦前期までの医療倫理思想を、赤十字運動やユネスコの「生命倫理と人権に関する世界宣言」(2005年)等、現代の「生命倫理」における人権思想との関係で再認識しようとしているのである。それにより、近年の我が国の医療倫理状況を、医療技術の飛躍的發展と外来の生命倫理受容のあり方との関係だけでなく、我が国の医療倫理の自律的な発展可能性のひとつとして批判的に捉え、本書の目的の一つである「二十一世紀の日本のあるべき医療の倫理」を探求するための足場を構築している。

本書の意義をまとめれば、第一に、前述の本書自身の価値にあるが、第二に、本書は本格的な日本の医療倫理思想史書の嚆矢であり、後進の研究者が日本の医療倫理思想の歴史における人物や文献、思想、制度、実情について研究をするための重要な一里塚となっている点である。今後は、人物や文献、思想、制度、実情などのいずれについても、本書による日本医療倫理思想史の全体像と個々の論考を手がかりにして研究を進めることができる。この点は、著者の個々の見解に対する賛否いずれに至ろうとも、それに関わりなく重要な意義がある。第三に、人権尊重の新しい医療倫理を現代日本において確立し発展させるために、本書は、我が国の医療をめぐる実情の中で医療のあるべき姿を求め、医療倫理の確立のために営々と積み重ねてきた先人(医療者・思想家)の成果を検討し活かす道を示しているということである。もちろん、先行した欧米の人権尊重の生命倫理思想に学ぶのは不可欠であるが、それを医療の伝統や現状の異なる日本で現実化するには、在来の医療倫理思想を無視することはできないからである。

なお、著者が企画している戦後から現在までの我が国の医療倫理系譜論の刊行が待たれるとともに、後進の研究者が本書を踏み台として日本医療倫理史の研究をさらに深めていくことを願って止まない。

シンポジウム記録 ドメスティック・バイオレンスのメカニズム¹

近藤恵子・小島妙子・小西聖子・蔵田伸雄

パネリスト 近藤恵子（NPO 法人 女のスペース・おん代表理事）

小島妙子（仙台弁護士会所属弁護士）

小西聖子（武蔵野大学大学院教授）

司会・編集 蔵田伸雄（北海道大学大学院教授）

第 I 部

蔵田伸雄（北海道大学）

それでは、本日のシンポジウムの意図について簡単にお話させていただきます。

本日は、パネリストとして NPO 法人 女のスペース・おん代表理事の近藤恵子さん、仙台弁護士会所属弁護士の小島妙子さん、武蔵野大学大学院教授の小西聖子さんのお三方にお話していただきます。まず近藤さんからは相談とシェルターの現場の立場から、小島さんには法と被害者保護の立場から、小西さんからは医療と被害者のケアの立場からお話していただきます。お三方が現場で直面している問題について、具体的なお話を頂けるものと考えております。

近藤さんはシェルターとしてよく知られている「NPO 法人 女のスペース・おん」代表理事を務めていらっしゃいます。「女のスペース・おん」は 1993 年 4 月に開設され、女性のためのネットワーク事務所として、当事者性を重視したドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談業務を中心に活動を進めておられます。「おん」は 2001 年 12 月には、NPO 法人になりました。

小島さんは仙台弁護士会所属の弁護士でこの問題に関する著書や論文も多数ある方です。著書には、信山社から出版された『ドメスティック・バイオレンスの法——アメリカ法と日本法の挑戦』という、アメリカと日本の DV に関連する法律の比較に関するものがあります。ほかに、共著書として『ジェンダーと法』、また、アメリカの法哲学者ロナルド・ドゥオーキンの『ライフズ・ドミニオン』の翻訳もなさっております。

小西さんは武蔵野大学人間関係学部教授で、臨床心理士、精神科医、医学博士でいらっしゃいます。小西さんには『ドメスティック・バイオレンス』『犯罪被害者の心の傷』など多くの関連す

1 本稿は 2009 年 1 月 28 日に北海道大学人文社会科学総合教育研究棟（W103 室）で開催された、北海道大学「ジェンダーに関する研究教育体制整備検討ワーキンググループ」主催のシンポジウム「性差研究の作る道／DV のメカニズム」をまとめたものである。本稿は当日の議論の記録であるが、読みやすさを考慮して多少再構成している。また被害者のプライバシーなどを考慮して大幅に手を加えた箇所もある。本稿の最終的な編集責任は蔵田にある。

るご著書、ご論文があります。犯罪被害者あるいは虐待に遭っているバタードウーマン（battered woman 殴られる女性）のケアの経験が豊富な先生です。

まず簡単に私から基本的な用語の説明などをさせていただきます。

「DV」というのは、英語の Domestic Violence の略称です。直訳すると「家庭内暴力」ですが、多くの場合は「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から、女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されています。数から言えば、男性から女性への暴力が圧倒的に多いのですが、女性から男性への暴力もあります。父親から子供への暴力といった、親子間の暴力もあります。結婚しているカップルだけではなくて事実婚カップル、あるいは同棲カップル間での暴力のみならず、最近では「デートDV」などと呼ばれていますが、学生の間に多い恋人同士の暴力も含めて理解されています。

この問題について詳しい方は「レノア・ウォーカーのサイクル」をご存じだと思います。これはドメスティック・バイオレンスの場合、常に暴力的な行為がなされるわけではなく、「爆発期」「ハネムーン期」「緊張形成期」が繰り返される、というものです。日ごろは非常に仲がよく、男性も優しい。しかしだんだん緊張関係が高まってきて、とげとげしい言葉が投げ掛けられる。やがて男性が爆発し、非常に激しい暴力が振るわれる——これが繰り返されるというものです。かなり図式化した理解で、この説にはいろいろな批判もあるのですが、DV問題についてあまり詳しくない方はこのようなイメージを抱いていただければ、具体的な状況が理解しやすくなると思います。

DVに関連する法律としては、「DV防止法」と言われている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、2001年に施行されました²。この法律では、配偶者からの暴力が、犯罪となり得る行為をも含む重大な人権侵害であると位置付けられ、国及び地方自治体は夫婦間の暴力防止と被害者保護の責務を有する、とされています。この法律の主な規定の一つに裁判所からの「保護命令」があります。配偶者から暴力を受けたことを裁判所に申し立てると、裁判所は加害者に対して保護命令を発令できる。つまりつきまといを禁止し、退去命令なども出すことができるのです。さらに、「相談」や「一時保護」を行える「相談支援センター」の設置が定められています。この法律についてはいろいろな問題点も指摘されていたので、2004年、2007年には法律の一部が改正されました。2007年の改正では、それまで身体に対する暴力に対象が限られていたのが、脅迫を受けた場合にも申し立てができるようになり、つきまといや近辺での徘徊だけではなく、無言電話、連続電話、Eメールの送付、わいせつな文書の送付なども禁止されました。

このように法律の改正もなされたのですが、現状ではドメスティック・バイオレンスの被害はなくなりません。しかも、ドメスティック・バイオレンスという言葉そのものは広く用いられようになりましたが、この問題に関心がない人はまったく関心がない。このような状態で膠着しているのが現状です。今回のシンポジウムでは、そのような現状を見据えつつ、現場で実際に何が起きているのか、そして未来に向けて何ができるのか、そのようなことを議論していきたいと考えています。

それでは、近藤恵子さん、小島妙子さん、小西聖子さんの順番で、お話していただきます。最初に、「女のスペース・おん」代表理事の近藤恵子さんからお話を伺います。

2 50頁参照。

近藤 恵子 (NPO 法人 女のスペース・おん代表理事)

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました近藤と申します。「女性の人権ネットワーク事務所」である、札幌の「女のスペース・おん」というところで長く仕事をしてまいりました。民間シェルターの運営もやっており、今は全国 70 カ所近いお仲間をつないでいる全国女性シェルターネットワークの仕事もさせていただいております。

まず私が現場で直面している具体的な課題を中心にお話させていただきます。私が『法律のひろば』に書いたものを資料として皆さんのお手元に配ってありますが、最初に「ドメスティック・バイオレンスの犯罪構造と実態」についてお話させていただきます。

内閣府の実態調査の結果、この社会の中で 3 人に 1 人の成人女性が具体的な形で DV 犯罪の被害を受けていることが明らかになっています。日本の社会は 1 億 2000 万人ぐらいの人口があるわけですから、20 代以上の女性をその 6 割と考えると、この母数は 3600 万ということになる。そうすると、3 人に 1 人が身体的な暴力や精神的な虐待、あるいは性的な虐待といった意味でのドメスティック・バイオレンスの被害を受けているとすると、3600 万のうち 1200 万の女性がこの 3 つの被害、あるいは何らかの形で DV 被害を受けていると考えられます。

ドメスティック・バイオレンスは犯罪です。例えば暴行、傷害、強姦未遂、強姦致傷、それから脅迫、詐欺、窃盗という、ありとあらゆる犯罪がドメスティック・バイオレンスの中に含まれています。私たちは時々「家の中は戦場」と申し上げていますが、殺人を含むさまざまな犯罪が、現実には、継続的に生起し続けているのが、今の私たちの社会の現状ではないかと思います。おそらく、ドメスティック・バイオレンスという言葉を目にした方々の中には「そうか、そういう大変なことがあるのだ。でも私は殴られたこともないし、首を絞められたこともないし、幸せでよかった。自分の友人や知人にはそういうこともなくて、どこでそんな恐ろしい犯罪が起こっているのかしら——」と思う方々もたくさんおいでになると思います。けれども、3 人に 1 人という被害実態は大変大きな、深刻な数字で、逆に申し上げると、いつでも、誰でも、どこでも、私たちはこの犯罪の被害者になる可能性、危険性があるということなのです。特別に脆弱な女性が、特別に暴力的な男性に暴力を振るわれるということでは決してない。私たちはドメスティック・バイオレンスを、不対等な力関係にある男性と女性、時には女性と女性、男性と男性という、性的な関係も含む親密なパートナーとの間で起こる、暴力行為を手段とした支配/コントロールだと考えています。

そう考えると、男性と女性との間に不対等な力関係が働いているありとあらゆるところで、この犯罪が起こり得るわけです。私どもが 15 年前からさまざまな暴力被害を受けた女性たちの相談、サポート業務を経験してきた実感から申し上げますと、加害者は特別に暴力性のある、例えば前科があったり、暴力団関係者であったりする男性だということでは決してない。その多くは自営業だったり、公務員だったり、一般の会社のサラリーマンだったりする。つまり、職歴や学歴や身分といった社会的文化的な背景を問わず、ありとあらゆる男性が加害者になっている。逆に考えると、ありとあらゆる女性が被害者になっていると言えるわけです。

内閣府が数年ごとに全国的な実態調査を行っていますが、平成 18 年 4 月に発表された一番新しい統計では、先ほど申し上げましたように、3 人に 1 人が何らかの被害を受けていることが明らか

になりました。さらにその前の調査では、20人に1人の女性が、「殺されそうな目に遭った」あるいは「間違ったら命を落としていたかもしれない」といった危険な目に遭ったことがある、と答えているのです。これは殺人未遂事件に遭ったということです。そうすると、3600万人の数から割り出しますと、20人に1人ですから、180万件の殺人未遂事件が起こったと言えるわけです。しかし、その180万人の加害者が捕まったのかというと、1人も捕まっていないと思います。

私たちは長い間、そういう当事者の困難と向き合って仕事をしてきました。おかげさまで2001年には、DV防止法ができました。法の施行によって、日本の社会はドメスティック・バイオレンスの根絶に向けて努力を続けていくと決めたわけです。しかし、この法律は法律名にもあるとおり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」なのです。ドメスティック・バイオレンス「禁止法」でもなければ、「根絶法」でもない。今、現実には殺すか殺されるかという現場から身を離そうとする当事者や子供たちに、「殺される前に逃げてもいいよ」「逃げるのだったら、保護命令制度を使って何とかしてあげるからね」というだけの、限界のある法律です。そういう意味では、加害者の問題は置いておいて、被害者の当面の生命の安全を守るためだけに作られた法律なのです。私たちがこの法律制定に取り組んだ時には、女性にとって最も困難を強いる、生き難さの一番大本になっている、性暴力を包括的に禁止する法律を作りたいと考えて運動を始めました。しかしできあがったのはDV「禁止」法ではなくて、「防止」法であり「保護」法であった。しかし防止法、保護法であっても、DVは犯罪で、あってはならない、というこの法律を日本の社会が作ったことは、本当に意味のあることでした。

先ほど、20人に1人が殺されそうな目に遭っていると申し上げましたが別の統計では、この日本の社会の中では3日に1人ずつ、妻が夫の手に掛かって殺されているのです。この3年間で117人～127人の女性がドメスティック・バイオレンスの殺人行為で亡くなっています。1年は365日ですから、大体3日に1人ずつ妻が夫の手に掛かって殺されていることになる。私たちはいつもそう訴え続けているわけです。

法律が施行されて、ドメスティック・バイオレンスという家の中で起こる犯罪事件についても、警察官は積極的に関与しなくてはならないことにはなっているのですが、この法が施行されてからの8年間で、1200万件の刑事犯罪、それから180万件の殺人未遂事件に対応する検挙件数は一切上がっていません。2006年に「暴行」で捕まったのは707人、検挙件数は707件で、そのうち671件は女性が男性に殴られたケースです。94.9%のケースで男性が加害者になっている。これだけ恐ろしい犯罪実態があるにもかかわらず、加害者は検挙されず、その責任を問われないう。生きるか死ぬかというところで日々を耐え忍んでこられた方々が、すべてを捨てて逃げ惑わなければならない、その逃げることについてだけ、この社会は何とかしてやろうということになっているわけです。最後の勇気を振り絞って相談窓口に到達した人、あるいは「シェルター」と呼ばれるDV相談支援センターや民間シェルターの扉をたたいたりした方々は昨年度、1万数千人いたと言われています。一方で180万件もの殺人未遂事件が起きている。180万人もの需要があるシェルターに、1万数千人しか飛び込んでいない。

法律ができてから随分相談件数が増えました。私どもの事務所にも朝から晩まで、さまざまな電話相談や問い合わせがございます。全国にあるDV相談支援センターは、都道府県に必ず置きなさいという法律に基づいて作られたセンターなのですが、ここに集まった相談件数は昨年度は6

万件でした。それから、保護命令の手続き等で警察に寄せられた対応件数も2万件を超えました。このふたつを合わせても8万件です。毎日さまざまな事件・事故が起きている現場の実感では、相談窓口にとどり着く人ですら1%以下なのです。そのくらい、犯罪の実態と相談支援体制の実際との間には大きなギャップがあるのです。毎日毎日大変な思いをして日々を暮らしている方々は、本当に数え切れないほどいると思います。法律ができてから都道府県にはさまざまな相談窓口が開設されましたし、民間シェルターは今、日本国内で100カ所を超えるまでになりました。緊急の一時保護体制も随分整備されてきました。しかし、相変わらず、事件は発生し続けているのが現状なのです。

ではなぜ、法律ができたのに、悲惨な現状が変わらないのか――。

ドメスティック・バイオレンスとは、男性と女性の間にある不対等な力関係から不断に起こり続けるジェンダー犯罪だと私たちは考えています。つまり、男性と女性の不平等を最も深刻に、過酷に表す現実が、ドメスティック・バイオレンスも含む性暴力だと思うのです。そういう現実是不平等の構造自体が変わらない限り、変わらないと言えます。もちろん、何らかの犯罪が起こって、それをなくそうという動きをこの社会が取る時には、まず被害当事者の救済、保護、自立支援に取り掛からなければならない。しかし他方では、加害者に対して必ず犯罪の責任を問い、必要なら処罰し、なおかつ犯罪に二度と手を染めないように再教育しなくてはならない。それが加害者の再出発を支援するということだと思うのです。先ほどから申し上げているように、ドメスティック・バイオレンスという犯罪について社会は、取りあえず被害者の面倒を見る。しかし、加害者をそのままにしている。これこそが大きな問題なのです。例えば、路上駐車をすればすぐレッカーがやってきて、何万円ものお金を払わなければならない。人を暴力的に傷つけたり命を奪ったりしたら、それなりの対処をしなくてはならない。社会のルールとしてこれは当たり前のことだと思うのですが、残念ながら、ドメスティック・バイオレンスについてはそういうルールが十分に機能していないのです。私たちはこの社会からこういった暴力を根絶するために、ただですら足りない相談窓口や支援の体制について、十分な国の予算を与え一時的な措置を講じると同時に、暴力を振るい続ける加害者の言動を変革、変容させていくための取り組みがどうしても必要だと思っています。

私たちは現場当事者の方々と一緒に、法制定運動から第1次の改正、第2次の改正とさまざまな取り組みを進めてきました。今の大きな課題は、当事者がいつでも、どこでも、誰でも、安全に飛び込んで、生活再建まで丁寧なサポートを受けられるシステムを充実させることです。もう一方では、加害者が暴力によって人を支配するのでない関係の結び方を身に付けられるような、徹底的な教育と処罰のプログラムを作っていくことだと思うのです。

私は民間シェルターで仕事をしていますので、都道府県に必置されている公的なDVセンターのように豊富な予算や人的配置がない場所で仕事をしています。民間シェルターに年間の補助金を出すといった支援をしている自治体もあります。だんだん民間シェルターへの財政支援は増えてきました。しかしそれでも、1グループ当たりの補助金の受取額は逆に減っていて、ほとんどの民間シェルターでは、シェルターを運営し、当事者を迎え入れ、当事者のサポートをし、何年ものかかる長い自立支援の道筋を一緒に歩みながら、人件費も十分にまかなうことができない。シェルターの明日の家賃をどうするか、明日の交通費をどうするかというところで、大変厳しい運営

を強いられていて、本当に青息吐息で、いつシェルターのスタッフが疲弊して倒れるかわからないという状況がいまだに続いています。法律ができてから相談者は増えましたし、ドメスティック・バイオレンスの被害を受けていると自認される方々も増えてきましたから、サポートの需要はどんどん増えています。しかしそれに対して、人的、財政的な体制がなかなか整わないことによって、現場のサポートは厳しい状況になっている。こういう仕事にこそ、社会的な責任で財政の支援が必要だと思っていますが、なかなかそうはいきません。

先週、私は全国シェルターネットの仕事で東京に行って総務省と交渉してまいりました。1万6000円の給付金のことだったのですが、住民票を動かさずに逃げてきている当事者、お子さんたちは、そのお金を受け取ることができず、なおかつ、加害者が全部そのお金を受け取ることになるのです。今、懸念されることは、加害者の側がそのお金を使って探偵社を雇って、また新たな追跡をしてくるのではないかということです。それから内閣府の調べでは、シェルターを出た後の当事者の方々は、月額12万程度の収入という厳しい経済状況で日々を生き延びておられるのです。そういう方々にとって、お子さんが2人いて自分がいたら4万円にもなるような給付金は、のどから手が出るほど欲しいわけです。そういう人にこそお金が届いてほしいと思うのですが、それができない。法律があり、システムがあり、何らかの施策が展開されてきた状況でも、DV被害当事者にとってはこれだけ過酷な現実がまだ続いていることを、ぜひ皆さんにご理解いただきたいと思います。サポートの現場では、そういう状況の中でも新たな道を開いていこうと、日々努力を続けております。(拍手)

小島 妙子（仙台弁護士会所属弁護士）

ご紹介いただきました、弁護士の小島でございます。私は「ドメスティック・バイオレンスと法」ということで、ご報告させていただきたいと存じます。

丸山眞男は『「文明論之概略」を読む〈下〉』の中で、福澤諭吉が『文明論之概略』で、「日本にて権力の偏重なるは、あまねくその人間交際の中に浸潤して至らざる所なし」と論じ、政治権力のみならず、男女関係、親子兄弟関係をはじめとする一切の社会関係に「権力の偏重」が見られること、さらに特定のある人間が「権力の偏重」を体現しているのではなく、「権力の偏重」は上と下の関係においてであること、すなわち「権力の偏重」は実体概念ではなく、関係概念であることを指摘している点に着目しています。

ドメスティック・バイオレンスとは、性的な結合関係にある当事者間において、「力」関係において優位にある者が劣位にある者に対して、身体的・精神的・性的・社会的な、あるいは経済的な、さまざまな苦痛を与えるものです。ここで言う「力」関係というのは、当事者間における「権力」——「権力」とは、富、地位、名誉、知力など、人々によって欲求されるさまざまな価値ないし資源のことです——が非対称になっていることです。さらに、ここで言う性的結合関係とは、法律上、事実上の夫婦だけではなく、夫婦関係に至る関係形式の途上にある場合、つまり出会いから、その途上の婚約中であったり結婚直前だったり、というプロセスにある関係や、夫婦関係の解消途上にある場合、例えば別居や離婚、そしてその後の子供を挟んでの関係もすべて含まれると考えられるわけです。

このように、ドメスティック・バイオレンスというのは、今問題になっている「いじめ」や「パワハラ」、すなわち「同一集団内において優位にある者が劣位にある者に対して、身体的、精神的、社会的苦痛を加えるもの」の一類型とも言うべきものです。中でも「親密圏」——「親密圏」と言うといろいろな定義があると思いますが、具体的な他者への配慮とか関心を媒体とするある程度継続的な関係のことです——DVはこの「親密圏」において発現する現象なのです。かつ、保護、扶養、療養義務のある者がその相手に対して苦痛を与えるという特色があります。これらが共通した現象に、児童虐待、高齢者の虐待などがあります。これ以外にも、職場のいじめ、パワハラ、セクハラ、学校のいじめなどもまた、一般社会において発現するものとして共通のものと言えるでしょう。被害が拡大するのは、被害者にはそのような関係からの「脱出の自由」「離脱の自由」が、事実上ないからです。被害者は、長期にわたる加害行為によって、PTSDといった精神疾患のみならず、生命・身体への侵害などの深刻な被害を受けることになります。

ドメスティック・バイオレンスとかセクシャルハラスメントにおいて、主として女性が被害に遭っている。これはなぜなのか——。

われわれの社会制度、慣習、学問、芸術、文化等の社会活動一般は男性の経験や規範を前提として形成されていて、その結果、男性の経験や規範が一般化され、女性の経験や規範は特別化、例外化されます。男性中心、男性優位の社会編成原理、秩序が歴史的に形成されてきた結果、一般に男性により多くの資源が分配されることになり、力関係においても男性が優位な立場にあることになります。例えば、残業、配転もいつでもオーケーという労働者が典型的な労働者であり、一般的な基準とされています。それに対する例外として女性を扱うことが、雇用における格差を生んでいるわけです。このように考えますと、ドメスティック・バイオレンスの究極要因としては、性的結合関係にある当事者間における権力の非対称にあるということだと思えます。

では、何がきっかけになって被害に遭っているのか。さまざまな分析がありますが、親密な関係、特に性的な関係に重点を置いて考えますと、性的な嫉妬がきっかけになっていることが非常に多い。相手方が自分の性的支配から離脱していくことに対する恐れ、不安、恐怖がドメスティック・バイオレンスのきっかけとなることがよくあります。このことは、被害者が最も危険な状態に身を置くのは、相手のもとを去る時だということを意味しています。DVの支援活動にあたって、別居時、離別時が一番危ないということがまず裏付けられるのではないのでしょうか。

例えば、DVの究極の形態と言える配偶者間の殺人について、1950年代前半の判決と1986年以降の判決に基づいて、その動機を分析した長谷川さんという方の研究によりますと、配偶者間の殺人においては、妻殺しの動機の大半は「妻に捨てられた」「妻の恋愛関係を嫉妬する」という性的嫉妬によるものであり、夫殺しの動機の大半は「夫の暴力に対する防衛行為」であって、これは50年代でも80年代でも変わりません。

次に、「ドメスティック・バイオレンスのプロセス」ということを考えたいと思います。最初に蔵田先生が言った「暴力のサイクル論」もプロセスの議論の一つだと思いますが、ドメスティック・バイオレンスのプロセスの中で一番留意しなければいけない点は、ドメスティック・バイオレンスには実行者と被害者だけでなく、それに協力する人、それを傍観する人、黙認する人、そして妻と一緒に反対してくれる人がいて、家族の成員が実にさまざまな形態でこれらの人にかかわっていることを見なければいけないということです。

家族という「閉ざされた政治空間」で、力関係において優位にある者から劣位にある者に対して攻撃が加えられると、悪の連鎖が起きてしまって、「被害者」がより劣位にある者に対して自ら攻撃を加える、あるいは「加害者」の攻撃を黙認したり、傍観してしまったりするケースがしばしば見られます。いじめの現象に共通して見られる「いじめなければ自分がやられる」という状況に陥ることになります。ドメスティック・バイオレンスは、子供への虐待を伴うことが多いです。しかし、このような場合、被害女性が「被害者」であると同時に、夫による子供への虐待行為の傍観者であったり、協力者であったりすることも、残念なことですがよくあるのです。例えば、継父が娘に身体的・性的虐待を加えることはよくあります。その場合、母親が子供らの施設入所に同意しなかったため、家庭裁判所が児童福祉法 28 条による施設入所を許可したという裁判例も出ております。また、子供は多くの場合は被害者ですが、状況、年齢によってはドメスティック・バイオレンスを黙認したり、協力したりすることもあり、また場合によっては「実行者」になることもある。さまざまな家族のメンバーがかかわっている、閉ざされた空間における人間の悪の発現をリアルに見ていかないと、状況がうまく理解できないということを申し上げたいと思います。

次に、ドメスティック・バイオレンスという現象は法に一体何を付け加えたのか。ドメスティック・バイオレンスと法とのかかわりについて話したいと思います。

セクシャルハラスメントも同様ですが、ドメスティック・バイオレンスは 1970 年代にアメリカで問題とされるようになり、日本においては、90 年代以降に議論されるようになってきた社会現象です。ドメスティック・バイオレンス及びセクシャルハラスメントと法との関係を一言で言うと、法が想定している「人間像の変容」ということだと思います。すなわち、抽象的、合理的な人間像から、具体的で、時には非合理的な行動も取るような人間像を前提としなければならなくなりました。それと、権利に内在する「関係性」を法的考察の対象とする必要があります。家庭や職場、学校という閉ざされた空間において、人はなぜ非合理的な行動である悪をなすのか。こういう問題が社会学や心理学や労働科学、刑事政策の問題になり、医学の関心になります。また被害の観点から見た場合、なぜ人はしばしば自立、自己決定することなく、非合理的な行動である悪を容れたり、被害を受けたりすることになるのか。その場合の責任はどこにあり、防止はいかにするのか。このようなことが法律学や医学等の関心となります。これを法的に見ると、具体的な人間像と権利侵害における「関係性」「物語性」が問題になるということだと思います。

ドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメントはマッキノンらラディカル・フェミニズムが告発したのですが、マーサ・ミノウのフェミニズム理論は元来、関係的、状況的です。フェミニズムは歴史的には、周辺化、無力化されてきた女性に対するエンパワーメントを使命としてきました。そのため伝統的正義論が前提とする抽象化、相対化に対抗するために、女性の抑圧を社会的、歴史的経験を踏まえて、具体的、状況的な理論を組み立てるという方針を取り、それゆえ関係的にならざるを得ませんでした。

ミノウによれば、フェミニズム理論は、①される側の視点（被害者の視点）、②部分より全体を見る発想（ナラティブ）、③自律的個人観批判（配慮、共感の論理）、④文脈主義（状況依存的）という観点に立って、人間像については関係的人間像を、権利侵害については「関係性の中にある権利」として、①～④の要素を重視してまいりました。

「閉ざされた空間において発現される人間の悪」としての本質を有するドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメントは、必然的に具体的・非合理的人間像と権利関係性・物語性を法的場面に登場させることになり、法の解釈、運用においても、事実認定、違法性判断、責任判断に影響を与えました。

例えば、セクシャルハラスメントにおいて性的言動が「合意」に基づくものであったかどうかという事実認定に当たって、かつてわが国の裁判所は、一般的状況における通常一般人の合理的行動についての経験則を当てはめました。そして、力関係が非対称である閉ざされた空間における性的言動にその経験則をそのまま当てはめて、被害者の請求を退ける傾向がありました。「嫌ならば逃げられたはずだ」「なぜ、嫌と言わなかったのか」と。セクハラ被害者は被害の最中、ほとんど抵抗しておりません。被害後も普段通り仕事を続けたり、周囲に被害を訴えなかったり、被害直後も性的関係が続くこともあって、こういう言動は被害者の言動としては不自然だとされて、被害者の請求は認められなかったわけです。

しかしながら、職場や大学等の支配従属関係、上下関係のあるところで性的被害を受けた人はどういう心理状態になり、どういう行動を取るのかについての社会学・心理学等の知見を含めた「経験則」が事実認定に反映されるようになって、被害者の一見非合理的な行動はその経験則に反するものではないと判断されるようになりました。これに伴って、いわゆる暴行、脅迫による性的被害ではない、「強制された同意」型のセクシュアルハラスメントが違法行為の類型として析出されるに至っております。

また、DV加害者への反撃として就寝中の加害者を殺害する場合については、正当防衛の要件である「急迫不正の侵害」があったかが問題とされました。わが国の裁判所は、DV加害者の加害行為と被害者による反撃行為が時間的・場所的に近接していなければいけない——つまり、加害者による行動と被害者による反撃との間に3分や5分の短い時間のタイムラグならいいけれども、就寝している、寝込んでいる相手に対する攻撃は、正当防衛に当たらない、と判断してまいりました。ここで問題になっていることは、家族という「閉ざされた政治空間」「権力空間」において、暴力行為の切迫性をどう考えるかということです。このような場合にも正当防衛が認められるべきではないか、ということで、私たちの仲間是一生懸命に運動し頑張ってきたわけです。ここで提起された問題は、まさに主体間の関係性を重視して、侵害行為の法的評価においては被害者の受け止め方を基準にすべきではないか、急迫不正の判断を主観化していくべきではないか、ということです。客観的、時間的、場所的ということだけではなく、まさに急迫不正の判断の「主観化」が要請されていて、今の段階では裁判所で通用していませんが、そういう方向を目指して戦っているのだと、私は考えております。

次に、「家族における個人の尊厳と自律の要請」についてです。

ドメスティック・バイオレンスとセクシャルハラスメントには確かに性差別という面もあります。確かに歴史的、運動論的にとらえる場合は、その方が有用なアプローチだと思われます。しかし法的に見るならば、人格権の侵害というアプローチの方が有用です。またセクハラであれば、職場・教育環境の侵害というアプローチの方が有益であって、このようなアプローチは、機能的アプローチと言えます。この話をすると長くなりますので、省略させていただきます。「ドメスティック・バイオレンスに対する法的救済」としては、「伝統的手法」と「新たな手法」がありま

す。

「伝統的手法」としては、刑法、不法行為法、離婚法によるものがあります。弁護士としては、離婚の成否、養育費、親権、面接交渉といった話について、DVの加害者といろいろ詰めなければならないという実務的な話になります。

一方、「新たな手法」として登場してきた特別法がいわゆる「DV防止法」で、2001年に制定され、2004年と2007年に改正されました。この法律の前文には「配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と書かれてあります。罰則付き保護命令とDVセンターに関する規定を置いており、前者が「人権アプローチ」であるとすれば、後者は「福祉アプローチ」と言えましょう。さらに、通報義務は公的介入へのアラームを鳴らすものとして重要だと思います。

DV防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法は、「親密圏」における暴力・虐待防止法として成立しています。「親密圏」における暴力に国家が介入する場合には二つのアプローチがあり、一方を「人権アプローチ」、もう一方を「福祉アプローチ」と呼んでいます。

「人権アプローチ」が家族の成員の一人一人を人格の主体として把握して、権利を付与し、「親密圏」においても市民社会におけるルールを貫徹するアプローチだとするならば、「福祉アプローチ」は社会保障の施策等を通じて、「親密圏」における生身の人間の具体的な生の要求に応じるアプローチです。具体的には、「人権アプローチ」については、例えばDV・児童虐待・高齢者虐待の犯罪化、不法行為による損害賠償、慰謝料を認めるという話、それから離婚請求権の付与、DV防止法による罰則付き保護命令制度などが挙げられます。「福祉アプローチ」は、被害者の生存のためのニーズに応える社会保障のさまざまな施策、つまり被害者の一時保護、住居の確保、生活保護・児童扶養手当などの支給、医療サービス、育児・介護サービスの提供などが含まれます。

この点に関連して、家族を法的にとらえる視点としては、「関係の権利論」を提唱しているマーサ・ミノウの議論が参考になります。ミノウは、家族の成員を、それぞれ別個の個人と見なすと同時に、依存、ケア及び責任の関係に巻き込まれた人格ととらえることを提唱し、関係性という世界において自由を貫徹することの難しさを指摘しています。21世紀に入って急速に進められている「改革」によって、社会保障は本来の生活保障機能を果たすことができなくなっています。「人権アプローチ」を貫徹し、例えばDVを犯罪化していったとしても、被害者がそのまま放り出されてしまえば生きていけません。「人権アプローチ」だけでは生の困難にさらされる危険はむしろ高まっていると言えるのではないのでしょうか。

DV防止法は、DVに対する本格的な対策を講じる立法として登場して、改正が重ねられてきました。中でも保護命令制度の拡充に見られるように、「人権アプローチ」の進展が見られます。警察が介入することについても、いろいろ問題はあるにしても、ある程度の進展が見られました。しかし、「福祉アプローチ」はとてもお寒い現状にあります。被害者は生活保護や児童扶養手当のような、既存の母子世帯向けの施策を利用する以外にないわけです。自立の義務だけが強調されて、就労の機会の改善がないまま、支給はどんどん抑制されている。被害者は依然として、加害者のもとを離れて生活する上で、数多くの困難を抱えているわけです。住むところがない、生活費がない、子供の学校はこれからどうしたらいいのだろう。そういうことをいろいろ考えると、足がすくんでしまうわけです。児童虐待に対する国家の介入も、介入後の子供の監護・養育体制が整えられて初めて可能になります。虐待が発見された場合に、もちろん子供の生命・身体の安全確

保が第一になされなければなりません、親による子の監護を可能とするような支援、例えば虐待の原因となった諸事情の改善、メンタル面、お金、生活面の心配を取り除くことを可能とするような支援や、親による子の監護が不可能になった場合——性的虐待の場合は親による子の監護は不可能です——の代替的な監護、つまり里親とか養子縁組、養護施設などの保障が不可欠なのです。

児童虐待防止法については二度にわたる改正がなされ、児童相談所の職員による臨検、搜索、一時保護・施設入所などによる親権者の面会・通信の制限など、「人権アプローチ」の進展が見られます。その一方で、子供の監護・養育体制の整備についてはまだまだで、「福祉アプローチ」は停滞していると言わざるを得ません。家族は他者に依存しなければ生存していけない者を抱えていて、これらを保護する責任を背負わされています。それゆえ家族の成員の自由を貫徹するためには、国家が社会成員のニーズに応えられるシステムを構築していく必要があります。現状では、社会保障の後退に伴い、自由を支える「福祉アプローチ」が停滞、後退しており、このことが「親密圏」における暴力・虐待問題の顕在化、解決のすべてを困難にしているのではないかと考えております。ご静聴ありがとうございました。（拍手）

小西 聖子（武蔵野大学大学院教授）

武蔵野大学の小西と申します。精神科医、それから臨床心理士をやっております。PTSD の治療を専門にしており、普段の臨床を行っている大学の心理臨床センターに DV の被害者の方もたくさん来られますので、そういう方の心理的なケアをしています。うちの大学のセンターでは年間 2000 件くらいの面接を受けていますが、そのうち 3 分の 2 ぐらいが DV 被害者の方です。それでも、東京の小さい地域の被害者を受けているにすぎません。

それから、週に一度、普通の精神科の診療をしています。DV 被害者の方は、「そりゃ医者には行きたいけれど、行っても医者は被害のこともよくわからないし、DV のこともわからないし、薬出すだけだし、あんなところへ行ってもしょうがない」とよく言われます。通常の精神科で適切に診ることがなかなかできないので、私のやっているクリニックには被害者の方が集まりがちです。1 日にやっている臨床の中の、多い時には 3 分の 1 ぐらいが DV の被害者の方です。今、まさに被害を受け続けていても、本人は DV だと思っておらず、このまま家に帰してしまって大丈夫かしら、というような方も来られます。また離婚の係争中であるとか、あるいはシェルターにいる方も来られます。そういうことが終わってから 10 年以上もたっているのに、鬱の状態が取れないという方もいらっしゃいます。さまざまな段階のさまざまな問題を抱えた方が臨床にいらっしゃいます。

今日は時間が限られていますので、近藤さんがお話しになった現在の DV の実情を少し性差に絡めて見てから、その後、時間があれば医療の実態などについて話したいと思っています。

先ほどお話にありました内閣府の全国調査が、大体 3 年おきにずっと行われています。全国の 20 歳以上の男女 4500 人ずつを対象にしたものです。この辺は「男女共同参画」なので律儀に、男性にも女性にも同じように調査をしています。

「配偶者からこれまでに被害を受けたことがありますか」と聞いてみると、先ほど近藤さんは 3

分の1とおっしゃいましたが、身体的暴力、精神的な嫌がらせや性的暴力について、「1回でもあった」という方は、それぞれかなり高くなっています。身体的暴力が4分の1強です。性的暴力もかなり高いですし、「何度もあった」という方も数%います。数%という値がどれぐらいか、なかなか皆さん実感が持てないのではないかと思います。数%あったら本日の100人くらいの聴衆の中にも絶対に10人ぐらいはいるという値です。ちなみに、うつ病の日本人の生涯有病率は数%です。うつになる人はたくさんいますよね。それと同じぐらいあるということが、こういう調査をするとわかってきます。

男性にも、配偶者から被害を受けたという方は当然いらっしゃる。身体的な暴力が約15%、精神的な暴力が8%ぐらい、それから性的な暴力も4%あります。この値はむしろ、海外のこの種の調査に比べると低いくらいです。「暴力の被害を受けた経験がありますか」と聞くと、男性もかなり「ある」と答えます。けれどもその中身を見ると、「何度も」という人はすごく数が少ないことがわかります。

2006年の5年被害経験率について内閣府が出している数字を見てみると、同じぐらいの数の人に調査をしても、男性は182人が「あり」と答えて、女性は426人が「あり」と答えています。被害だけならどちらもある。実際に私も男性から被害の相談を受けたことがあります。妻の感情が非常に不安定で、何かあると包丁を持ち出して、直接包丁で脅すのではなく、自分が「死んでやる」といって夫を脅すというケースで、離婚しようと思ってもうまくできない、という相談でした。

それでも、実数を調べ、深刻さを調べてみると、男性と女性では圧倒的に数が違います。例えば、2000人弱の数の中で、暴力行為によって何度もけがをした方は、女性では117人いて、その中で医師の治療が必要だったという人は23.9%、つまり28人いることになります。しかし男性について言うと、2000人弱の中でけがをした方は16人、医師の治療が必要だった人は2人しかいない。実数で比べると、圧倒的な差です。ですから、実際に治療が必要になったり、先ほど近藤さんは殺人未遂だとおっしゃいましたが、死ぬのではないかという恐怖を味わったりした方は圧倒的に女性が多く、支援あるいは介入が必要となるのは、ほぼ100%女性のケースです。

これ〔当日資料〕は2003年の調査で、「被害がある」と答えた方に、加害者との関係を聞いたものです。婚姻関係にあるという方がたしかに多い。50代、40代の方は特に多いです。一方で、婚姻を解消した相手から相変わらず被害を受け続けている、離婚したのにストーキングがあるというケースもたくさんあります。

特に恋人、元恋人、要するに付き合っただけでも婚姻関係を持ったことはない、あるいは関係さえなくなった人から被害を受けている人が、かなりたくさんいます。20代の方では被害にあった方の半数近い方が恋人や元恋人から被害を受けています。これが「デートDV」と言われているものです。デートDVはそんなに特殊なものではなく、特に若い方を中心に、かなりたくさん起こっています。あまり表に出ていないのは、今まではそのような言葉がなかったからだとすることができると思います。

では、こういう被害を受けたときに、人は誰に相談するのかということです。そんなひどい目に遭っていたら誰かに相談するのではないかとと思われるかもしれませんが、圧倒的に多いのは、誰にも相談しない人です。約3分の1の人しか友人、知人、家族、親戚に相談していません。法

律や制度から見れば、配偶者暴力相談支援センターや女性センターに相談して、それで「シェルターに」みたいなことは言えるのですが、実際には被害を受けている方の1%~2%しか公的な所に相談していないのです。警察に相談した人は数%です。相談してもなかなか警察が動かないケースや、相談はしたけれども1回だけというケースも含めて、警察に相談した人は数%にすぎません。

それから、私どものような医療機関、あるいは民間のボランティア団体などを全部含めても、相談した人は本当に少ない。2.5%か3.0%ぐらいだと思います。DV防止法ができてから数年たった2006年の調査でも、ほとんどの人は何もしない、誰にも相談しないという状態にあります。表に出てきているケースでは、さきほど近藤さんが6万件相談があるとおっしゃいました。警察も確かに2万件相談を受けていますが、実際には多くのケースが相変わらず表に出ていないことがはっきりわかると思います。

その次の年（2007年）に行われた自立支援に関する調査の結果では、被害に遭った者で、現在自立して生活している者800人を対象としています。この中で、子供のいる人が93%、暴力によってけがや精神的不調をきたしたことがある人が90%、医師の診察を受けたことがある人が67%、その中で保護命令の発令があった人が3割、シェルター利用者が7割です。内閣府でこういうことを調べるためにはある程度経過を追うことができればならないわけですから、シェルターに通ったり、公的な相談を受けたりしたごく一部の人にしか聞いていないわけです。その一部についても、暴力によるけがは非常に高確率でありますし、精神的不調は9割に達しています。シェルターを使って、保護命令を使ってようやく自立した方は、経済的な問題も含めて、いろんな問題を持っていることが多いのです。でも、なかなかそこまで手がまわらないのが実情です。

医療に関する調査で「どの診療科を受診していますか」と聞くと、確かに心療内科や精神科は比較的高い方にあります。整形外科や外科については、ただけがをただけではなくて、自立した後でも「腰が痛い」「背骨がどうもおかしい」「殴られた後、首が変」とおっしゃる方もいます。それから救急外来は被害そのものによって、被害者がかかってくる場所です。それから、耳鼻咽喉科や脳神経外科、眼科も結構あります。例えば、平手打ちで耳をたたかされると難聴になるとか、目のところをたたかれて視力が落ちたり二重視が出たりということもあるのです。精神科や救急、産婦人科だけでなく、実は被害は医療全般に広がっている。そして自立した後の慢性的な症状の問題も大きいと思います。

大学病院や国公立病院の196施設6診療科の医師及び看護師を相手に、東京女子医大の加茂先生が調べたデータでは、過去1年間の医師のDV被害者の診療経験率（DV被害者を診察したことがある医師の割合）は11.5%です。診療経験率は看護師よりも医師の方が多少多くて、男性医師よりも女性医師の方が診療経験率は多くなっています。

19年3月までの3年間、私たちが全国の医療機関を対象に行った調査では、医師の過半数は、1年間に1人ぐらいは犯罪被害者だと思われる方を診ていました。一番多かったのはDVで、その次が性暴力、虐待です。一方、臨床心理士にもランダムサンプリングで調査しているのですが、その調査の中でも一番多いのは虐待とDVです。皮肉なことと言いますか、犯罪被害者についての調査をすると、DV、性暴力、虐待という最も刑事事件になりにくい被害がたくさんあるということになります。メンタルヘルスの領域ではそういうケースをたくさん診るということがわかります。

もう少し私の臨床からお話していきたいと思います。

被害者の方を診察していて、確かに PTSD の問題や精神的な被害の問題は大きいです。しかしそれ以上に、最初の急性期に来られる時には、どうやって安全を図るかという問題の方が先になります。長い期間が経った方では、一番問題なのは経済的な状況だと思います。

実際、心理治療をしたくても、DV 被害者の方が他の被害に比べて一番治療に来にくいのです。例えば 2 週間に 1 度、1 時間という時間を取って、ゆっくりと治療に来ることが許されない状況にある人が非常に多い。お金で困っている方は、治療費を免除しています。武蔵野大学心理臨床センターは安く、1 時間 2000 円で心理カウンセリングをしています。もちろん非採算です。その 2000 円さえ免除しても、大学に来るにはバスと電車に乗らなくてはならないので、往復で 1000 円ぐらいは掛かるとしても、そのお金がない。で、「来られません」と。それから、「私は働いているので、昼間は来られません」という方が多い。まず実際の生活の問題が解決されないと、治療にもつながりにくいのです。

一方で、離婚が成立して、家にいて、生活保護が取れたとなっても、実際にはうつ状態がひどくて、家から一步も出られない。それから、こういう被害をずっと受け続けていると、心理的にはどうしても自己評価が非常に低くなります。たいがいの方は何も援助の手も入っていない段階では、DV 被害に遭ったのは私が悪いせいだ、と思っています。たとえ身の安全を確保できたとしても、気持ちがそういう状態にあつては、回復したとは言えません。そういう点では心理的なケアも非常に大事だと思います。しかし経済的な問題も見据えないと現実的なケアができないということは、医療現場でも言えると思います。

ところが、さっき「医師は結構診ている」と言いましたが、診ている医師のほとんどは、うつ病の診断をして、薬を出すとか、不眠症の診断をして薬を出すというレベルにとどまっています。もっと親切にやればよいではないかと言われるかもしれませんが、実際にはそういうことがなかなかできない状況で、それがまた受診率を下げることになっています。一つは保険診療の問題で、採算が合う普通の仕事のレベルでは、被害を受けた人たちのケアをしていくことはとてもできない状況にあるのです。もう一つは医師側の関心の低さや知識のなさ、あるいはケアの技術の低さにも問題があると思います。

ちなみに、DV の被害者や犯罪被害者はどういう医師にかかっているかを調べたところ、当然かもしれませんが、まず女性の医師が一番多いです。それから、病院よりは診療所の医師。それから心療内科の医師です。もう一つは、支援をするさまざまなところ、つまり地域での児童相談所や女性センターにかかわりを持っている医師、要するに顔が見えていて、被害者のことをある程度知っている医師にかかっていることがわかりました。逆に言うと、そういう人たちが採算を度外視して診療しない限り、DV 被害者のちゃんとした治療はできないというのが今の状況だと思います。

自分で治療をしていても、本当にぎりぎりな感じです。15 分ぐらい診て、保険診療をようやく成り立たせていくことができるのですが、初めて来られた DV の方は、初診だと 30 分や 1 時間話を聞いても、何かなんだかわからないことがよくあります。状況がわかるまでに何回か話を聞かなくてはならないし、その後、DV というのはこういうことなのですよとか、あるいは PTSD の症状はこうですよということをお話するにも、とても 15 分ではできないという状況です。私は

雇われて治療をしていますから、大赤字を出して、好き勝手に「1日10人しか診ません」と言って、予約を取って治療をしたら、多分首になります。もし、自分で自分の診療室を持ったとしても、もっと困ったことになると思います。(笑い)

私はその15分の診療と、非採算でよい、「教育」という名目が付いた大学の心理臨床センターに、たくさんの被害者の人を診てくれて、安いお金で働いてくれる臨床心理士さんを雇って、ようやくやれているという状況です。それでも、診療所を探し当てた被害者の夫に怒鳴り込まれたこともありますし、裁判をやることになって意見書を書こうと思うと、いろんな問題が起きてくるなど、なかなか大変です。

法律家をとてもうらやましいと思います。確かに、法律はできたからといってちゃんと動くとは限りませんが、この日から施行しますといったら100%施行されますよね。ところが医療の場合だと、私は10年間、同じようなことをあちこちで話して「人が足りない」と言ってきて、自分でも研修会なんかも努力していっぱいやっているつもりですが、いつも現場の方からは「専門知識を持った医師が足りない」と言われています。現状はなかなか変わりません。そういう点では、対象の大きさの違いとか、専門家を育てるためにかかる時間とか、医療の場合は大変だと思っています。(拍手)

第 II 部

蔵田 それでは、後半に入りたいと思います。

今までお3人にお話して頂きましたが、それぞれほかのお2人に対するご質問、ご意見、あるいは補足などがあると思います。まず3人の間でやりとりをしていただいて、その後でフロアからご質問を受けたいと思います。それでは近藤さんから、小島さん、小西さんのお話に対して、ご質問、ご意見、あるいは補足などがあればお願いします。

近藤 小西さんに伺いたいと思います。当事者が心身に大きなダメージを抱えたままシェルターにおいてになるので、その後の医療機関との連携に私たちもとても心を砕きます。北海道も今度、DV基本計画を改定しますが、特に当事者の方々の命綱になる場所はDVセンターか、警察か、医療機関です。この三カ所に当事者がいつでも、誰でも、どこからでも飛び込んで安全なサポートを受けることができるようになることが大きな課題になると考えています。

しかし医療従事者の通報義務はDV防止法の第6条で規定されはしたのですが、これは努力義務なので、なかなかお医者さまたちに現場で適切な対応をしていただけません。実際に、ひどいけがをして、何カ月も入院して、ようやく丁寧な治療の後で退院したのに、お家に戻ってすぐ被害者の女性が首をくくって亡くなったという事件がありました。3日に1人ずつ女性が殺されているのですが、こういったことも、DV殺人事件だと私たちは考えています。適切なネットワークさえあれば、あるいは適切な「つなぎ」さえあれば命を落とさずに済んだ、適切な情報提供さえあれば生きながらえたというケースがたくさんあります。北海道も医療機関に対するDV対応のマニュアルを作ったりはしているのですが、小西先生のように丁寧に受け止めて

くださる現場の医師の方はあまりにも少ないので、やはりものすごく大変です。

これから医師になる方、看護師になる方、助産師になる方々に、ドメスティック・バイオレンスの被害者というのはこういう患者さんなのだ、そういう方々にはこういう対応が必要なのだ、こういうつながりが必要なのだという事について、教育啓発のシステムを作ることは難しいでしょうか。医療現場を一から作り替えていただかないと、なかなか解決は難しいと思います。

小西 実情は、おっしゃるとおりだと思います。DV 防止法では「通報できる」とされています。要するに守秘義務の解除です。基本的に医師は守秘義務が課されますので、普通は患者の事について他人に言うてはいけないのですが、患者本人の意向を尊重して他人に言うてもいい、と書いてあります。ただ、実際に通報されるケースは非常に少ない。児童相談所への虐待通報に比べても、かなり少ないと思います。

私自身も通報したことはありません。患者さんを帰したら危ないという時は、通報しても相手の顔が見えなくて被害者の方がどう扱われるかわからないようなところではなく、とにかく顔の見えるところ、絶対に対処してくれそうなところに頼んで対応してもらおう。それから、シェルターを利用する人は実家の力があまりないことが多いわけですが、中にはそうではない方もいる。その場合には実家の支援というのは大きい。そういうところに戻れる人の時は、親の力とか友達の力を使って DV を止めることができるので、なかなか警察に通報することはないのです。

それから教育についてです。おっしゃるとおりで、医療の中で DV について教育していかななくてはならない。しかし私は時々、精神保健福祉センターや保健所、病院でお話することがあるのですが、お医者さんに「そんな時間のかかること、やってられない」と言われて、終わりになることもあります。医療現場の実情としては、医者が足りない。産婦人科の医者などはそうでなくても足りない。お産さえ診ることができないような中で診療している人に「DV の被害者に『こういうことが DV なので、今、帰ったら危ない』と言ってくれ」と言っても、ほとんど効果がないのが現実です。

どちらかといえば、看護師さんは女性がほとんどですから、非常に関心が高く、教育するのだったら、むしろ看護師さんに期待しています。もちろん、医師も教育しないとだめですよ。管理職になっているのは医師ですから。でも、看護師さんは医師よりもずっと聞く耳を持っているし、看護師教育などに DV 教育を入れていく方がずっと早いと思います。医学教育については何しろ PTSD の診断治療がようやく一コマぐらい入る程度ですから。さらにジェンダーの問題、あるいはパワーの問題を今の教育の中に入れられるかということ、なかなか難しいと思います。

また、現状では、実際に地域で診療している（DV には詳しくない）医者が、被害に遭った患者を診ることもあり、そういう場合に医者はどうしたらいいかわからなくて困っているのです。だから地域医療などに携わっている医師に話をするといったことからやっていった方が、大学教育で大上段に振りかぶるよりは、多分実効性がある。どんな調査でも、実際に被害者を診たことがあって、シェルターなどと協力している医者は、たくさんいるのです。そういう人を核にして協力の輪を広げていくという、地道なやり方しかないのではないかと思います。

やはり被害者の心理がわからないと対応できないのですよ。被害者の心理を知ろうと思うと、本当に現場ではぎりぎりなのです。臨床では、このペースで働いていては自分が持たないと思うことがたくさんあって、しかも結構危ないと思うこともある。「危ない」というのは、夫が押し込んできて物理的に危ないということもありますし、夫に訴訟をおこされるかもしれないということで危ないこともあります。私はこれが専門ですから、DV 被害者の治療も自分の仕事だと思ってやっています。しかしほかの業務で、すでにいっぱいの状態の医者にそういうことをやれというのはちょっと無理だという気がします。例えば離婚訴訟の中でくわしい PTSD の診断書がほしいとか、保護命令を出すためにも PTSD の診断書が付くといいということはあります。しかし普通の診察の中ではそういうものを書く暇はありません。そういう制度を少し変えていくとか、あるいは心理教育などにも保険点数を付けていくということもやらないと、ちょっと難しい。医者にも、悪い人がいますから、何かに保険点数を付けると、それをうまく利用して金もうけに走る人は必ずいます。本当に難しいというのが結論です。

小島 先ほども報告の中で触れましたが、加害者に対する反撃行為が正当防衛にあたるかどうかの問題になった事件があります。DV 被害者の女性が子供共々性的暴力を含む激しい暴力を受けていた。中学生のお子さんが学校の先生に訴え、そのお子さんを児童相談所に保護しようということになった時に、DV 被害女性が、そんな事態が起きてしまうと激しい暴力を振るわれてしまうのではないかと思い、児童相談所に保護をやめるように掛け合った。しかしそれでも、子供は保護され、家に残されたお母さんがもう一人のお子さんと一緒に内縁の夫に睡眠薬を盛って眠らせて、殺害したという事件がありました。このような場合は、DV 被害者は正当防衛にあたるとして無罪の主張をしました。近藤さん、このケースについてお話ししていただけないでしょうか。

近藤 私たちはシェルターサポートの現場で、長年の暴力の果てに加害者を殺害してしまう女性たちの支援を随分やってまいりました。私たちの立場は「DV 殺人をしてしまう女性たちは究極の被害者」という考え方です。年間 120 人程度の女性が DV 殺人で殺されている。しかし、それだけではないわけです。自ら死を選ぶ方とか、子供と母子心中する方、それから「病院に行くな」とか、「おまえなんかに金掛けられるか」と言われて、いろんな疾病を抱えていても病院に行くことができずに衰弱死、病死、変死する方もいる。そういう方々も含めると、DV 殺人の被害者は膨大な数になると思います。たくさんの被害者の中で、やむにやまれず相手を殺害する人たちがいる。それで、女性たちは殺されても被害者だし、殺しても被害者となるというのが、私たち現場のサポーターの実感です。

先ほど小島さんが言及されたケースも、典型的な DV 事案でした。彼女は母子 3 人で暮らしていたのですが、加害者が現れて、押し掛け同棲という形で一緒に暮らし始めました。一緒に暮らし始めた日からすさまじい暴力が始まり、彼女はその暴力の明け暮れの中で重いうつ症状を呈して、会社を辞めざるを得なくなるのです。それで、生活保護を受けながら病院に通うような日々になる。そうすると今度は、生活保護も全部彼が持っていくますし、彼は傷害の前科のある暴力団関係の人間だったのですけれども、舎弟と称する若い男たちを家に連れてきては、

「おまえたちが逃げようと思ったり、訴えるなんてことがあったりしたら、こいつらと一緒におまえたちをシャブ漬けにして、コンクリート詰めにして海に沈めてやる」と、実際に暴力を振るいながら脅迫するわけです。そうすると彼女たちは、この男なら本当にそうする、と思い込んだ。多くのDV被害者がそういった一種の心的な拘禁状態に置かれてしまうのです。どんなに力のある方であっても、どんなに意欲や能力のある方であっても、暴力と脅迫の下、がんじがらめの日々たたき込まれてしまうと、一歩踏み出すことがなかなかできなくなる。

そういう日々を暮らしているうちに、2人のお子さんも暴力を受けるのです。下のお子さんは誰かに訴えたりすることがなかなかできなかったのですが、我慢の限度が来て、学校の先生に訴える。そこで、そのお子さんが通っていた学校は大変速やかな、的確な対応をしてくれました。すぐに児童相談所や警察や関係機関と連携を取って、そのお子さんを安全な養護施設に保護して、お母さんと呼ぶのです。そして、お母さんに「今日家に帰ってお子さんがいないということなれば、あの男は何をするかわからない。こういう所がある、ああいう所がある。すぐに逃げなさい。」と情報提供する。ところがお母さんは、それまでも加害者は自分の子供を児童施設に入れて、何度も反省したふりをして連れ出しては虐待を繰り返していたので、どんな児童相談所に連れていかれても、どんな養護施設に連れていかれても子供が見つかる、と思うのです。

それから、自分たちが指図して逃がしたことがわかったら、半死半生の目に遭わされる、困る、と最初に思ったらしくて、「やめてくれ」と学校に訴えたりするのです。それで、彼女は家に帰って、上の息子さんと相談して、「あいつの息の根を止めるしかない」と言うのです。それで、お母さんがやるのだったら、僕も手伝うと、その息子さんが言う。とにかく、彼が逆上しないように、自分が飲んでいて安定剤とか睡眠導入剤を、ご飯とか水とかみそ汁、お酒に入れるのです。で、寝込んだ時に、彼女は相手の胸や腹部を刺すのです。けれどもその男の体がそこにあることが怖かった。そして、2人で近くの畑に遺体を捨てるのです。それで、殺人と遺体遺棄という二つの罪に問われて捕まるわけです。

私たちは、ドメスティック・バイオレンスの被害者がそういう状況に陥りやすい、それからそういう加害者になりやすいことをよく知っています。私たちもその時に、なぜ彼女がそういう行為に及んだのか、それまでの長い間の加害者からの執拗な暴力と脅迫、つまりドメスティック・バイオレンスという犯罪の構造自体を裁判所できちんと明らかにしてもらいたいと、意見書を書いていただいたりしました。お母さんに実刑判決が出ましたが、判決文の中ではドメスティック・バイオレンスという犯罪の構造が明らかになっていなかったのです。私たちは抗告したわけです。

確かに男の加害性は同情に値する。しかし、眠らせて男が動けなくなったという状況で、明らかな殺意の下に相手を殺害した。その責任は問われなければならない——という判決内容でした。その女性当事者は、たとえ20年でも30年でも、自分が相手を殺してしまったことの責任は何としても引き受けたい、そのことについての罪は償いたい、といつもおっしゃっていました。だから、刑務所に入ることについては、例え終身刑でも私は甘んじて受ける、と。ただ、私がなぜ相手を殺害しなければならなかったか、なぜこういう行為に及ばなければならなかったかということについて、社会や裁判所にわかってもらいたい。そういうことを一貫して主張していらした。DV殺人加害者になった女性たちはそういう方が大半だと思うのです。もちろん、

人をあやめたということについての責任は絶対には取らなくてはならない。でも、なぜそのような犯罪が起こったかということについて、裁判所は新しいスタンダードを持ち込むべきだと思っています。

蔵田 小島さん、よろしいでしょうか。それでは小西さんから、近藤さん、小島さんにご質問、ご意見などございますか。

小西 今の問題はとても難しいので、それにかかわって私の意見を申し述べ、また小島さんの意見を伺いたいと思うのです。

心理的に了解できるというのと責任の問題というのはやはり別だし、別にしないと加害者の問題もよくわからなくなってしまうと私は思います。具体的な例で言うと、ある方が会社の仕事ですごく忙しくなり、うつ状態になった。その上、妻も家のこととは違う心配事が外にできて、家事を全然しなくなった。そういうことが重なって、自分もイライラして感情のコントロールができなくなり、暴力が始まった。そういうケースがありました。加害者本人に聞けば、「うつでなかったら、こうはしなかったかもしれない」し、気持ちも落ち込んで「自分は死ぬかもしれない。死んだ方がいいかもしれない」と思っている時に、妻が1時間ずっと愚痴を言い続ける、そんなふうだから暴力を振るってしまった、と言うと思います。

心理的には確かに、納得できる話です。その時、確かに気分は悪いでしょう。しかし、気分は悪いけれども、相手を殴るという選択肢もあれば、「そういうのはつらい」と相手に言うという選択肢もあれば、医者に行くという選択肢もあるわけです。そういう中で殴るという選択肢を採ることそのものは、やはり本人である夫の責任だと私は思います。だから、DV 防止というのは、夫婦仲よくすることではなくて、むしろ葛藤そのものについて暴力的に扱わないということだと考えています。

残念なことに人間は、弱者だからといっていい人である、無害な人間であるとは限りません。例えばDVの被害者が子供に虐待をしていることもありますし、DVの家庭で母親が子供に身体的な暴力を加え、その暴力を加えられた息子が養護施設に入り、今度はその子が周りの子供たちに危害を加えることも、よくあるわけです。そういう意味では、被害を受けている人も人に被害を与える可能性がある。しかし逆にそういう状況に怒る被害者の方もいます。実際に「私はこんな大変な目に遭ったのに、誰にも危害を加えたり、人に迷惑を掛けたりせず、すごく苦しい思いをしてまでカウンセリングに来ている。お金を払って来ている。なのに、人を殺しても何も責任を問われない人もいるわけ？」と怒る被害者の人もいます。ここにもやはり、選択肢があると思うのです。もちろん、その選択肢はすごく狭い範囲ですが。

それから、ひどい暴力と脅しを長いこと受けて閉鎖的な環境にいと、人の認知はゆがみます。この人の言ったことについて反論できる、逃げられることなんてあり得ないと本当に思い込む。つまり認識が変わります。その中では合理的な判断ができない。けれども、そうなった時にも、まだ少ないけれども選択肢があるかもしれません。そういう点では、常に責任はある。加害についての責任は、暴力を選択する人にある。ただし、その人の経験を理解すれば、簡単にそれを責めることはできない。そういうことは自分にも起こり得るということは当然知らなくては

いけません。けれども、そういうことが全部わかった上で、やはり加害の責任は加害者本人にあるのではないかと私は思うことが結構多いのです。そうでないと、パワーの差があって起きてくる暴力に対する理屈を一貫させることができないと感じます。この辺は小島先生が専門でしょうから、ちょっと聞いてみたいと思います。

小島 殺人事件で、ドメスティック・バイオレンスの被害者がPTSDを発症しており、刑事責任がないと主張されることがある。また正当防衛にあたると主張されることもあります。弁護士も支援の方も被害者側に立って一生懸命やっというに敬意を表したいと思います。しかし、責任を取らなければならない場面がやはりあるのではないかと。DVの被害者がいつも被害者であるわけではなく、加害者になったり、被害者になったりすることがある。責任を取らないということは、結局、当事者性がないということに等しいのではないかと。市民社会の一員でない、責任を取る自由がない人間ということになりはしないか。本当にそれでいいのだろうか。家族のなかでは、それぞれの立場でそれぞれの状況の中で暴力にかかわっていることをリアルに見つめて、そこで取るべき責任を取る。正当防衛として違法性が阻却されることにはならないけれども、責任の有無・程度のレベルで考慮する。本人自身も、この社会に生きている人間として取るべき責任を取りたいのではないかと。

2008年の4月に渋谷のバラバラ事件についてPTSDという鑑定がそろったのに、裁判所は有責だということで懲役15年という判断をして、話題になりました。この種の事件では「責任能力がない」という判決は今までほとんどありません。その時に彼女が「控訴するかどうか考えたい」と言った、という報道を耳にしました。この人はそういうことをやってしまったわけだけれども、事件後に自分は一体何をやってしまったのだろうと後悔して、責任を取らなければいけない、と思ったのではないかと思います。

ところで、加害者は逮捕して、ずっと刑務所に入れておけばいい、という人がいるのですが、加害者であったとしても、共に同じ社会の中で社会の一員として生きていかなければならない。保護命令などを取るときも考えてしまいます。保護命令を取ると、すぐに警察に連絡がいきます。各県内の警察署全部に連絡がいく状況になります。すると相手はなぜ保護命令を出したのだと、話がこじれてしまうことがあるのです。加害者が学校の先生や、県や市役所の公務員だったりすると、加害者にとって「致命傷」になることもあります。

お互いに、同じ社会の一員として取るべき責任を取る。例えば、DVの加害者に離婚をしてもらう、親権を渡してもらい、養育費を払ってもらい、そして慰謝料を払ってもらい。面接交渉についても決めなければならない。もちろん被害者の生命・身体の安全確保が第一なのですが、それだけで終わらない現実がある。加害者にも責任を取ってもらい、その上で、関係を結び直すことが必要なのではないかと考えています。

蔵田 市民社会、個人、責任とは何なのかという問題になりましたが、この問題はかなり複雑な、難しい問題をはらんでいると思います。

それでは、お三方の間のやりとりが終わりましたので、フロアとの質疑に入りたいと思います。三人に対してでも結構ですし、お三方のどなたかに対してでも結構ですが、ご質問、ご意見な

どがあればお受けします。

質問者 A・男性 近藤さんに伺います。ここ数年の動きで、昨年つくばみらい市の事件で表面化したような、いわゆる DV へのバックラッシュが現場に及ぼしている影響などがありますか。

これは小島先生の分野にもなるのですが、女性センターと地方行政の関係や、DV 関係の弁護士業務の妨害の増加が報告されています。また児童虐待関係では、通告した医師や病院への抗議がネット上で呼び掛けられるなど、気掛かりなことがあります。

近藤 DV バックラッシュがないわけではありません。私たちが一番注目しているのは司法の現場で、後ろ向きの動きが懸念されています。まず保護命令を出し渋る裁判所が増えてきました。特に入り口で、裁判所や書記官や相談員の中に、こういう条件だとなかなか難しいから事を荒立てないで、取りあえず調停の方を先にやったらどうですかと、申請自体を押し戻す動きがあります。それから、相手呼んで審尋して事を荒立てるより、ここで取り下げたらどうですか、と裁判官自身を取り下げを強要するということがある。

さらに、例えば接近禁止命令が出た。そうすると、相手がそれを不服として抗告した場合に、抗告した加害者側の言い分を丁寧な証拠調べもせずにそのまま受け止めて、加害者がこう言っているのだから、と命令を却下するというケースもありました。

一つ具体的にお話をいたします。大変な暴力の末にお嬢さん2人と逃げてきた当事者がシェルターを出て、接近禁止命令と、子供と自分に対する保護命令を取ろうとしました。実際に一度、それは出たのです。ところが保護命令が出たことに逆上した男が、友人を使って新しい住所を調べて、その居住先に押し掛けて「おまえだけ、ちょっと来い」と、女性を近くのガソリンスタンドまで連れて行って、そこで殴る蹴るの暴行を加えたのです。歯が折れて、顔が変形した。そのガソリンスタンドの従業員や通りかかった人がパトカーを呼んで、パトカーが来て、現場で彼は暴行ということで取り押さえられたのですが、その間に、友人が2人の子供を拉致したのです。そういうことをしながら、その男は抗告したのです。接近禁止命令は不当だ、と。その理由は——あの女とはとにかく、これから一緒に暮らしていこうなんていう未練も何もない。ただ、子供だけが心配だった。今は子供を無事に自分の手元に連れてきたから、もう絶対にあの女に会うことはない。だから接近禁止命令を解け——という内容です。そうしたら裁判官が、相手はこう言っているし、実際にあなたに近付く理由はもうなくなったのだから、接近禁止命令を出す必要はなくなった、と接近禁止命令を却下したのです。こういうことが実際に起こっていることを私は深く憂慮しているのです。何のための保護命令なのだと思います。保護命令が出ていてもなおかつ、そういう危険な目に遭うわけですから。危険な目に遭わせた男を保護命令違反で逮捕する前にそういう結論を出すことが、納得できない。当事者が安全に逃げるためだけの保護命令制度を使うのにもおびえなければならないという状況がある。

それからもう一つ、地方の自治体の行政の窓口や、男女共同参画センターといったところでのバックラッシュは、先ほど質問者の方がおっしゃったように、つくばみらい市でもありました。私たちの仲間の平川和子さんがDVセミナーの講師として呼ばれることになっていたのですが、「無理やり妻と夫を別れさせて、子供をひどい目に遭わせるDV防止法は悪法であって、そうい

う法の下に支援を続けている民間団体の言うことなんか聞いてはならない」という抗議が、つくばみらい市に直接寄せられました。それで、もし現場で混乱が起こったら困るので、「今回のセミナーはやめにしてください」と、そのDVセミナー自体が中止になったことがありました。これについては私たちも、全国女性シェルターネットで院内集会とか意見交換会をやり、こういったことに自治体が毅然として対応する、それからDV施策をきちんと実施していく上でこういった妨害に屈しないように、と関係の省庁に申し入れをしました。その後、そういう事件は起こっておりませんが、じわじわと「DV、DV といって被害者の肩ばかり持って、実際に家庭が壊れて、家も追い出されて、子供にも会えなくなった男たちの人権をどうしてくれるのだ」という動きは、いろいろなところで出てきています。それは先ほど小西さんや小島さんがおっしゃったように、市民生活の最低限のルールをそれぞれ個人として守りながら、よりよい社会を形成するための施策を進めていく上で、こういった動きに対して具体的にどう対処していくのか。それが問われてくる問題だろうと思います。

私自身は、DV バックラッシュは起こるべくして起こったのだと思います。ドメスティック・バイオレンスという犯罪自体がジェンダーの構造の中から生まれ落ちてくる犯罪なので、男性と女性が個人として対等に尊重される社会の基盤ができあがらない限り、いつまでもこういった問題が起こり続けるのではないかと思います。当事者、支援者、それから関係するたくさんの方々とご一緒に、力を合わせてそれに立ち向かっていきたいというのが私たちの立場です。

それに付随して少しお話ししたいと思うことがあります。確かにやむなく殺人を犯してしまうような当事者が、自ら責任を取りながら自分の再出発を果たしていくのは大変なことです。しかし加害者はなぜ不処罰なのか。なぜここまで加害者が放任され続けてきているのでしょうか。加害者には医師や弁護士や学校の先生も多いのです。どんなに社会的な地位が高くても——むしろ社会的な地位や財産、財力や権力があるからこそ彼らは暴力を振るうわけですが——そういった加害者が野放しにされている限り、どこまでもこの問題のゴールは見えない。ですから、一人一人が自分が犯したことについて責任を取るというルールは、加害者にこそ厳重に適用してもらいたいと思います。

小島 DV 防止法の保護命令は画期的で、今までの法制度にないものでした。生命・身体に対して危害が及ぶおそれがあれば、妻であっても6カ月間接近してはならない。あなたが借りている家だろうと、あなたの家だろうと、とにかく2週間は退去せよと。こういう命令を裁判所が約10日間で出すという制度です。2004年の改正で2週間が2カ月になりました。

接近禁止命令について言えば、先ほどの子供に会わせるという話がありましたが、子供を連れていかれてしまうのではないかと、子供を拉致されてしまうのではないかとというのは被害女性にとって死活問題なのです。被害女性は夫との関係以上に、子供さんと引き離されることに恐怖感を持っていて、逃げる時は子供と一緒に、と思っているのです。加害者は子供との面会を口実に被害者に接近してきます。そこで、2004年には子供に対する接近禁止命令も一緒に発令できるようになりました。

どちらが子供を監護するかということについては、本来家庭裁判所の審判で決めるべき事柄です。DV のケースでは、別居の時に子供がどちらに住むのかは、家庭裁判所が迅速に決めなけ

ればならないと思いますが、家庭裁判所はテンポが遅い。逃げようと思うとき、間に合わないのです。子供への接近禁止命令というのは、家庭裁判所が数カ月かかってもなかなかできなかったことを、地方裁判所がとにかく DV だからということで、約 10 日間で出すという制度です。これはインパクトが大きい制度であり、保護命令の申し立て件数が増えました。

一方、2 週間の退去命令が 2 カ月になったのですが、実際のところ 2 カ月間も退去せよとはなかなか言えない。暴力を振るったのだから出ていってもらわなければ困るというのはわかる。しかし、妻の方はシェルターがあるけれども、夫に出ていけと言うと、夫がホームレスになってしまう場合もある。これはまさに人権アプローチと福祉アプローチの話なのですが、ニーズというのは加害者にも被害者にもあるわけです。どこかで生きていかなければならない。住むところなくなるのは困る。そういうことを裁判所の方が考えてしまって、退去命令が出しにくくなっている。せっかく法律が改正されても使いにくくなっている。

また、DV の犯罪化は重要です。ただ、加害者が逮捕されてしまうと、日本では加害者の受ける社会的ダメージが大きい。例えば、大学の先生が保護命令で逮捕されたら、多分新聞に載ってしまうと思います。日本の場合、逮捕されるということは、その後の 10 日間とか 20 日間の拘留もセットです。殺人犯でも、逮捕されたらすぐ保釈で出てこられるアメリカのような国とは違います。相手のことも配慮してやらなければならない。相手方には早く離婚してもらいたいし、生活力があるなら、養育費を 5 万なり 10 万なりきちんと払ってもらわなければならない。相手のことも多少配慮して動かなければならない。もちろん危険なケースもあって、そういう時には断固たる処置を取らなければなりません。けれどもドメスティック・バイオレンスといってもさまざまです。暴力といっても、ちょっと引っ張ったり蹴飛ばしたりする暴力から、生命に危険がある暴力まであり、暴力の程度や相手方の職業などによって保護命令を求めるかどうか考えます。夫、父を警察に突き出すことはなかなかできないでしょうが、保護命令だと民事事件ですから、警察にいきなり行くよりも敷居が低くなります。そこが保護命令の妙味だと思います。最近年間約 3000 件ぐらいまで保護命令が出るような状況になっている。

けれども、裁判所の方としては「本当に子供の接近禁止命令を出してしまって、6 カ月会うな、と言ってしまってよいのだろうか、これは本当に子の福祉にかなうのだろうか、この人の暴力はどの程度か」と少しずつ考えるようになってきている。だんだん制度の状況がわかってきて、加害者、被害者の状況が見えてきて、その中で少しずつ法の適用が研ぎ澄まされている。けれども、ニーズに応える政治がきちんとされていないから法の適用がゆがんでしまっている。

例えばシェルターについてもニーズに応えることができていない。私は仙台で民間シェルターの顧問をやっているのですが、その活動拠点だった建物が古くなり、そこを出なければならなくなってしまった。しかし、賃料がどこからも出ない。市から補助金が出るのですが、みんなが活動した交通費とか、支援費用にしか出せないことになっている。財政出動するなり、ニーズに応えるような政治が求められていると思います。

質問者 B・男性 素朴な質問なのですが、3 人の先生に聞きたいと思います。

男性と女性が出会った時、あるいは結婚した時も愛しい思いを持っていると思うのですが、こうした事件が起きる原因は、根本的にどういうところにあるとお考えですか。

小西 お答えになるかどうか分からないのですが、心理学的に言うと、誰かのことを好きになるということは不安を抱え込むことです。自分ではない者と安定的な関係を持ちたいと思うことは、根本的に矛盾していると思います。相手は自分ではないのだから、相手が自分をどう思うかわからない。だから、素朴に心理学的なレベルにとどまって考えると、人を愛することとは、子供を愛することを含めて、人の不安の上に成り立っていると私は思います。それで、愛情を感じることに不安を感じることは盾の両面であって、そういうことを受容することが、安定して愛することの条件、資格なのだと思うのです。だから、私たちは自分の気に沿わないけど相手がそう思っているからとか、そういうことを普通に考えるわけです。例えば、自分が全然関心を持たない人、利害関係がない人がどう考えようと、つまりそういう人が「今日はカレーライスが食べたい」と言ったって、「私はカレーじゃなくて、せっかくここに来たのだからウニが食べたい」と私が思えば、ウニを食べますよね。でも、もし家族が一緒に来ていて、家族が「〇〇を食べたい」と言ったら、(家族の言ったことを)やはり考えると思います。そういう不安にちゃんと耐えて、受容して、その上で自分の感情も表出していけることが、安定した、愛情を持った関係を保ってやっていく上では大事だと思うのです。けれどもそれはすごく難しいことです。非常に不安定な関係にある人との間で、そういう不安を相手にぶつけずに、しかもコミュニケーションスキルを持って2人の間に起きる葛藤を解決していくことが要求される。そうだとしたら、愛し合っている人が2人で一緒に住んでいくことは何て難しいことだろうと、私はよく思うのです。

近藤 今のご質問で思い出したことがあるのですが、東京の方で起こった事件だったと思います。若い男性が見ず知らずの女性を自宅に引き込んで、殺害してバラバラにしたという事件がありましたよね。あの時に、殺意を聞かれた加害者の男性が、自分の思い通りになる女性、自分の意見を百パーセント聞いてくれる女性が欲しかった、と答えたというのを新聞記事で見たのです。ドメスティック・バイオレンスの加害者の心理や言動は、これに尽きると思うのです。つまり、誰かが他者と一緒に生活していくことは至難の業と小西さんがおっしゃいましたが、そういう関係性でどう努力していくかを考えることなく、とにかく自分の言うことを聞いてくれる相手、自分の意のままになる他者を支配/コントロールすることが加害者の望みである。そういう人と一緒になると、片方がどんなふうに共同生活を営んでいこうと思っても、そもそもそれは無駄なこと。そういう言動をこの社会全体が社会的にも、文化的にも、歴史的にも容認してきた結果、つまり男は自分の好きなようにしていいと容認してきた結果、加害者もこういう意識を内面化して、それを具体的な行動に移したということではないかと思うのです。

私たちのところにいらっしゃる方に物語を伺うと、ものすごく熱烈なラブレターが届いて、世界中でこんなに私を誠実に愛してくれるのはこの人しかいないと思って結婚した、という方が多いのです。あれよあれよという間に、結婚式も挙げて、一緒に暮らして子供もできたと。ところが「どんなときに暴力が始まりましたか」と伺うと、籍を入れた日とか、結婚式が終わって新居に落ち着いた時、それから第一子の妊娠がわかった時と。つまり、加害者が「この女はおれのものだ」「おれの所有物だ」「これからおれのいいようにしていいのだ」と思った日から暴力が始まることがわかったのです。もちろん、すべてのケースがそうではない。けれどもそ

いうことを特徴的に、わかりやすく示したのが、さっきの事件の男の言動ではなかったかと思うのです。

私自身も、制度としての結婚が男女の仲を不幸にしていると思っています。愛情の表現として、それから生涯を共にする、あるいはある程度の時間を一緒に暮らす相手としてパートナーを選び合うというのは当然のことだと思います。けれども、それが結婚制度として登録された時から、夫になった男性が、家の責任をおれは引き受けなくてはいけないとか、こうやっておれは稼いでいるのだから言うことを聞けとか、ということになってしまう。

この社会の中では女性の経済的な自立がとても難しく、今、ワーキングプアとかいろいろ言われているけれども、女性たちは昔から仕事場なんかなかったし、正職員で採用される人なんかいなかったし、そういう人の6割とか8割の人が労働基準法に定められている最低基準以下で酷使されてきた。そういう中で、母子世帯になったり、DVを受けてシングルマザーになったりすると、これも内閣府の調査ですけども、手取り15万円以下で暮らしている人が3分の2以上で、すべてのDVシングルマザーの平均収入を計算すると、12万何千円なのです。12万何千円で子供と一緒に生きていくことは、大変なことだし、むしろできないと思います。そうすると、当然子供を大学に行かせたり、自分が社会的に自立するための投資をしたりすることができなくなるわけですから、ますます大変なところに追い込まれていく。そういうことがわかっていたら、時々殴られたり蹴られたりして暴言を吐かれても、とにかくこの男の機嫌さえ取ってれば子供を大学にやれるとか思っているうちに、深刻な事態に至ってしまう女性もたくさんいると思うのです。

だから、DVの原因は、そういう構造的な問題、それから長年培われてきた、性差別的な意識、慣習、制度の運用などそのすべてだと、私はあらためて思います。

小西 ちょっと言葉が足りなかったのですが、誤解があるといけないので補足します。私は被害者の方の心理として語ったわけではありません。加害者の方の心理として、要するに支配が愛だと思っている人がとてもたくさんいるので、本当は不安なものですよ、と言いたかったのです。それは誤解のないようにお願いします。

例えば若い人、10代の男の子なんかでも、相手をどれだけ支配するかということが愛していることだと思っている人がいて、それがDVの温床になっています。女性にもありますが、例えば百パーセント支配して、携帯で1時間ごとにメールして、どこにいるか確認して、ほかの人と話させないようにして、「こんなに愛してるのよ」とお互いに言っていることがありますが、それは愛とは言わない、ということが言いたかったのです。

小島 これはドメスティック・バイオレンスの究極原因は何かということになると思います。私の考えですが、当事者の間には権力関係の非対称がある。閉ざされた空間の中でいじめ、嫌がらせ、相手を痛めつける、いろんなことをするわけです。故意か過失か知りませんが、とにかくやる。それでも被害者は離婚してこの人と別れた後、どうなるのかしらと、関係が深まるにつれてだんだん輪の中に入り込んでいくわけです。籍を入れるのも一つのきっかけになるし、子供が生まれたり、仕事を辞めたり、自分の面倒を見てもらっていた親が死んだりという状況

でも、そこからなかなか出られなくなる。ますます経済力の差が開いてくることになり、そういう状況の中で多少いじめ、嫌がらせをしても、相手への反撃ができなくなる。反撃が来ない状況で暴力を振るっている、だから卑劣で、卑怯なことだと思うのです。ただ「人を殺すな」とか、「人を殴るな」という話ではなくて、二人の利害関係において、一方が不当な扱いをされても反撃できない状況になっている中で、権力の乱用が起きる。乱用というと故意に近い言い方になるのですが、それがドメスティック・バイオレンスではないか。しかも、同性間でも異性間でも、性的な関係をメインとするところで生じるという特色があるのです。

そしてもちろん、恋人や、出会ってからその途中で婚約して、だんだん関係が深まって行って、結婚直前とか、それから籍に入ってしまった、子供ができて、別れる時も別居からということで、事態としてはなだらかに移っていくわけです。当事者の関係の濃淡でいくと、こういうふうに入り口から出口まである。その状況次第でお互いの利益状況は変わっていくわけです。結婚寸前なのか、付き合ったばかりなのか。付き合ったばかりと結婚寸前では輪の中への入り方が違ってきます。もちろん最初に出会ってから最後まで全部フォローしなければいけないけれども、一番身動きが取れない状況になっているであろう夫婦関係、事実婚、同居……、生活まで丸抱えで一緒になってしまっていて出るに出不る状況に、とりあえず焦点を当てようではないかというのが多分、DV 防止法の目指したことではないかと思います。

質問者 C・女性 いろいろためになる話を、本当にありがとうございました。

被害者が責任を取らなくてはいけない部分もあるという話の中で、近藤先生は、加害者が責任を取るという場面が、刑事罰を含めて設定されていない、ということを言われていたのですが、日本では現在、DV に刑事罰を与える場合には刑法の暴行とか、傷害とか、脅迫に当たらないと処罰ができないことになっていて、その敷居はかなり高いという印象を受けています。小島先生のお話によると、だからといって必ずしも刑事罰を科すのがよいわけでないケースもあるということでした。では、その中で加害者に責任を取らせるために、刑法的な構成要件をどういうふうに構成するかはかなり難しいと思うのです。そこで DV そのものを処罰するような条文を刑法に作ることに先生方はどう思われるか、伺いたいです。また、作った方がいいのではないかと思います。日本でするのがなかなか実現しないのはどういう理由からなのか。ご意見を聞かせていただければと思います。

近藤 現場では私は常に、DV 加害者を逮捕して、暴行であれ、傷害であれ、殺人未遂であれ、強姦であれ、とにかくそれは犯罪なのだから、その場できちんと警察が積極的に介入して、その罪を判断するのが当たり前、と言うのです。当事者の方々からしてみると、それでも済まないわけです。繰り返し、繰り返し継続して起こる犯罪であるという DV の特徴からすると、重罪規定が必要。単なる暴行とか、単なる傷害ではなくて、それが何度も何度も繰り返されてきた犯罪であれば余計なこと、加重の処罰が必要なのではないか。そうだとすると、今ある刑法上のさまざまな処罰規定を使うというよりは、むしろ DV 罪というものを、新たな枠で新設するということでしょうか……。つまり、これとこれは DV 罪に当たる。こういう関係性で、こういう支配、権力関係があって、こういう状況で起こったら、これは DV 罪に当たるという、新た

な法の枠組みが必要ではないかという考え方があるのです。

もう片方では、DV も、セクハラも、レイプも、この社会の中では不処罰だという事実がある。デート DV の犯罪の被害者になった方だって、学校に行けなくなったり、仕事に就けなくなったり、生涯にわたるダメージを負わなければならない。こういうことについて誰も責任を取らないのは、あまりにもおかし過ぎる。そうだとすると、女性に対する性暴力というジェンダー犯罪としての DV を、大きな性暴力禁止法というふうな枠組みで処罰する。スウェーデンはたしか、女性の安全を守る法律がありますよね。そういう法律を新たに作って、基本を作った中で、職場で起こる性暴力犯罪であるセクシュアルハラスメントについてはこう、親密な関係で起こるドメスティック・バイオレンスの犯罪についてはこう、という法律の枠組みを作るのはどうだろうかと思っています。

とにかく新たな処罰法が必要だというのは疑いのない状況であって、それをどんなふうに作っていくかということが、現場の女たちの大きな課題になっているという状況です。

小島 これは、個人的な意見ということで聞いていただきたいのですが。

現在、犯罪としては暴行罪、傷害罪、脅迫罪、侮辱罪……犯罪の類型としては、たくさんあるのです。暴行罪は2年以下の懲役です。傷害罪も上限は懲役15年で相当重い。それから、暴行罪の暴行に該当する行為は、相当広がっているのです。相手方に塩を投げつけるのも暴行に当たる。その上で、犯罪として一定の定義をして、例えば家庭や家族といった、DV 防止法が対象とする当事者間において発生した暴行罪、傷害罪等について犯罪を新たに類型化することは、教育的効果はあるだろう。しかしそのことが今、この問題に対して一番求められていることなのか。

重罪化することについても、教育的効果はあると思いますが、暴行で5年とか法定刑の上限だけ上げても、実際問題の適用としてはどうなのか。それが今、焦眉の課題かしらと。それについてはもう少し考える必要があると思います。

DV 被害と言っても、さまざまな態様がある。殴る蹴るなど身体的暴力だけでなく、さまざまな嫌がらせが日々自分たちの日常と紙一重の状況で広がっている。そういう裾野をしっかりと見据えた上で対策を講じていかなくてはいけない。そのためには、日々の生活、生活再建を考えていかなければならないのではないかと、私は思っております。

小西 私は専門家ではないので法的な問題については、言いにくいのですが、家庭の外で起こっているなら逮捕されるけれども、家庭の中なら逮捕されないというのはおかしいと率直に思います。ただ、実効という点から言うと、今、暴行で初犯の人が逮捕されて、刑務所に行く確率はほぼゼロです。そうだとすると、実際何が起こってくるか。夫から殴られたとします。証拠もあって逮捕されたとしても、警察に連れていかれて、留置場に一晚寝たという夫が、カンカンになってすぐに戻ってくる。すぐには来ないかもしれないけれども、例えば20日で戻ってきたとしたら、さっきの再会したら危ないというケースになってしまうわけです。そうすると、今の刑法の体系のままでやっても…。今だって逮捕されるケースはあるけれども、何年も入っているようなDVの加害者なんかいません。殺人とか、そうなれば別ですよ。でも処罰や安全

ということを考えるなら、今の刑法に載せて裁いても、ちっともいいことはないかもしれないのです。

もし、その人によってほしい、責任を取ってほしいということなら、これは教育命令——刑務所に行く代わりに、強制的に教育を受ける。そして、そうでなければ刑務所に行かせる——という形にできないとだめだと思うのです。

ただ、これもあまり楽観的になれないのは、強制が付いていない更生教育には、ほとんどの加害者が乗らないと思うからです。だって、自分が悪いと思っている人はすごく少ないのですから。でも、強制を付けても、DVの改善率はそれほど高くないでしょう。暴力行為の改善率は、最良のプログラムをやってもアルコール依存のプログラムと同程度で、25%ぐらいだと言われています。つまり、4人に1人しか暴力が治まらないということを前提としてやっていかなくてはいけない。でも、建設的なことをやるのだったら、刑法の中で強制も付けて、かつ教育して、というシステムを作らないとだめなのではないかと思います。しかも必ずしもコストパフォーマンスはよくないことも念頭に置きつつ、考えていかなくてはいけない。それを覚悟してやっていくことになるのだらうと思います。

質問者 D・男性 貴重なお話をありがとうございました。

児童虐待で一時期、早期の結婚、年の若い結婚と関係があるのではないかと、加害者の親子連鎖が問題になりましたけれども、DVにもそういうのがあるのでしょうか。それから、DV防止の教育を小学校からやるべきではないかと思うのですが、いかかでしょうか。

小西 DVの連鎖についてまずお答えしようと思います。

虐待と同じように「連鎖」という言葉を使うのは不正確だと思います。正確に言うと、DV家庭に育った人が自分の家庭を持ったときに加害者になる確率は、相対的に増えます。それから、虐待を受けた人が家庭を持ったときに、DVの被害者になる確率も増えます。こういうことは実証されていると思います。ただしそれは、ある個人の因果として必ずそういうことが起こることではありません。確率が増えるということは、DVのある家庭に育っても、家庭を持った時にDVをしない人もいれば、逆にそういうものがない家庭に育ったのにDVをする人もあるということです。個人というレベルで言えば、運命論的に決まっているわけではない、ということをおきたいと思います。

ある個人が生きている時には、たくさんの要因が重なっているわけです。それらの一つ一つが影響を与えていると思いますし、どれだけの調査をしても、すべてが測り切れるわけではありません。「連鎖」ということは、そういう中で言われているということは知っておいていただきたいと思います。でもおそらく、虐待やDVをなくすと、社会全体としては犯罪がすごく減る。それは当然、あると思います。

小島 教育はとても大事だと思います。小学校で教育するということは、結構インパクトがあると思います。「これ、うちの事件だわ」とか、自分の家が今どういう状況になっているかに子供自身が気付いたりすることもあると思います。中学生で、性的虐待を受けていたことをカミン

グアウトして損害賠償を請求したケースがあったのですが、それはお母さんの交際相手から数年の間、性的虐待を受けていたというケースだったのです。なぜ、彼女がそれを母親に言う気になったかという、学校の性教育で妊娠するおそれがあるということがわかって、これはとんでもないことになる、黙ってはいけな。それで母親に告白して、事件が明るみに出て、相手に責任を取ってもらった。このようなことがありました。

近藤 全国女性シェルターネットでつい先だって、シェルターにお入りになった女性たちに、子供たちが重複した性暴力被害を受けていないかどうか調査したのです。そうすると、かなりの確率で、女兒たちが実父からの性暴力被害を受けていたことがわかったのです。全体からすると子供たちの6%ぐらいに性暴力被害者がいて、なおかつ10代以下の幼い時に性暴力被害を受けた子供たちが多く、なおかつ加害者は実父が96%という数字が出ました。これは先ほどのご質問とはちょっと関連付けられないかもしれませんが、状況が悪くなればなるほど、当事者はさまざまな暴力被害に重層して遭いやすいということは言えると思うのです。

確かに、DV被害を受けて離婚した、それから自立しても生活が苦しかったということが重なっていけばいくほど、豊かな生活を手に入れることは難しくなります。その中で健康な心身がさらに損なわれていくことがありますから、虐待の連鎖のようなことは多くあるのかもしれない。

ただ私もたくさんのケースをご一緒してきて、DV家庭に生まれたからDV夫になる、DV家庭で育ったからDV被害者になると、一言で言うことは絶対にできないと思います。さまざまな要因が個人の人生に作用を及ぼしつつ、さまざまな社会の影響、さまざまな要素が複合的に関係し合ってその人の一生を作っていくと思うのです。

ただ、幼い時からDV被害を受けた、あるいは暴力的な環境に育った子供たちの回復支援については、長い時間がかかるし、たくさんの配慮や人的なケアが必要なのです。深刻で長期にわたる大変な被害から子供たちは回復していかなければならない。けれども、その回復を支援する手だてはこの社会の中ではまだ希薄だし、未成熟だと私は思っています。そういうサポートの不足から、さらなる被害に遭う子供たちが続出していることは、間違いないと思います。

それから、DV教育については諸外国でもやっているように、保育園、小学校、高等学校と子供たちの大きくなっていくレベルに応じて必要な反暴力教育、男女平等教育、性教育が、徹底してカリキュラム化される必要があると私は思います。今、暴力を振るっているおじさんたちを何とかするよりも、これから暴力によらない人間関係をきちんと築いていける子供たちを社会に送り出す方が、遠いようで近いと私は思うのです。そして、学校はまた、暴力を発見しやすい場所でもあるのです。3人に1人が被害を受けているということは、3世帯に1世帯は夫が暴力を振るっている家があるということで、例えば30人の学級があれば10人は暴力世帯で生活している子供たちかもしれないわけです。そういう子供たちと日常的に向き合っている学校現場こそが、問題を解決して、それから暴力を振るわない社会を形成していくために、大きな役割をもっと果たすべきだと私は思うのです。反暴力教育、反DV教育、特にデートDVなどが問題になっていますので、むしろ当事者、支援者の側から、こういうテキストを使ってこういう教育をしてほしいと文部科学省その他に申し入れて、具体的な実践の契機になるように、

私たちも少しずつ準備しています。

蔵田 本日はどうもありがとうございました。最後に教育の話が出ましたが、北海道大学でも、このような問題に対してどのような対処をしていくかがまさに問われているわけです。本学でこのたび応用倫理研究教育センターを設立し、その中の柱の一つとしてジェンダーを採用したということも、北海道大学としてはそのような問題について、若い世代にできる限り教育を進めていきたいという願いの表れでもあります。

私のゼミでもドメスティック・バイオレンスを扱った際に、まさに今、自分が付き合っている男性から暴力を受けているとか、あるいは自分の家庭がそうであったと学生に言われた経験があります。こういうケースが実はいかに多いのか、そしていかに若い学生がそういうことを知らないのかをいつも思い知らされています。

今回のお話にもありましたように、それぞれのケースでそれぞれの要因があると思いますので、DVの要因を一言で簡単にまとめるのは危険だと思います。しかしそこには社会的なジェンダーの問題、権力関係の問題もあると思います。あるいは、私的領域に警察などの公的な機関がなかなか介入できない、法が介入できないということもあったと思います。

本日は、超多忙なお三方にお集まりいただき、さまざまな問題についてディスカッションしていただいたことを、主催者として非常に有り難く思っております。近藤さん、小島さん、小西さん、本日は本当にありがとうございました。（拍手）

『応用倫理——理論と実践の架橋』第4号 論文公募のお知らせ

『応用倫理——理論と実践の架橋』編集委員会では、応用倫理学に関する研究論文、研究ノート、書評を下記の要項・投稿規定において公募いたします。なお、投稿は随時受け付けておりますが、第4号への掲載は2010年4月30日までの投稿を目安とします。皆様の御投稿をお待ちしております。

1. テーマは応用倫理学に関わるものとする。
2. 論文は独創性を有する学術研究成果をまとめたものとし、研究ノートは萌芽的研究の中間報告等とする。
3. 応募論文および研究ノートは未発表のもので、本『応用倫理』以外に同時投稿していないものに限る。二重投稿の場合、審査対象としない。
4. 使用言語は日本語とする。英語論文については *Journal of Applied Ethics and Philosophy* にて受け付ける。
5. 論文および研究ノートの分量は1万～2万字を目安とする。書評は2000～4000字程度とする。
6. 論文または研究ノート投稿者は『応用倫理』編集事務局に、①論文または研究ノートの原稿、②論文または研究ノートの和文要旨（500字程度）および英文要旨（250語程度）、③著者略歴（100字程度）の電子媒体テキスト（MSワードによる添付ファイル）およびハードコピー3部を送付する。
7. 書評投稿者は、『応用倫理』編集事務局に書評原稿を電子テキスト（MSワードによる添付ファイル）にて送付する。
8. 投稿された論文及び研究ノートは、編集委員会が定める査読者2名により審査され、編集委員会において選考される。
9. 編集委員会は査読者の審査の結果を踏まえ、投稿者に対して修正・書き直しを求めることができる。修正・書き直し後に再投稿されたものについては、必要に応じて再査読を行う。
10. 掲載可となった論文及び書評は、ウェブページ及び冊子体による公開を予定している。
11. 掲載の可否については編集委員会が最終決定を行う。

応用倫理——理論と実践の架橋 vol. 2

編集委員長

新田孝彦

編集委員

蔵田伸雄、山田友幸、柏葉武秀、中地美枝

眞嶋俊造、村松正隆、増渕隆史

©2009 応用倫理研究教育センター

ISSN 1883-0110

〒 060-0810

札幌市北区北 10 条西 7 丁目

北海道大学大学院文学研究科

応用倫理研究教育センター

Tel : 011-706-4088

E-mail : caep@let.hokudai.ac.jp

URL : <http://ethics.let.hokudai.ac.jp/>

応用倫理——理論と実践の架橋 vol.2

編集委員長

新田孝彦

編集委員

蔵田伸雄、山田友幸、柏葉武秀、中地美枝
眞嶋俊造、村松正隆、増渕隆史

©2009 応用倫理研究教育センター

〒 060-0810

札幌市北区北 10 条西 7 丁目

北海道大学大学院文学研究科

応用倫理研究教育センター

Tel : 011-706-4088

E-mail : caep@let.hokudai.ac.jp

URL : <http://ethics.let.hokudai.ac.jp/>